

名古屋市公報	令和 6年 1月17日 第236号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政DX推進部法制課長

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室) (第1号)	4
告	示	
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第4号)	28
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第5号)	29
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第6号)	30
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第7号)	31
○ 申請に係る建築協定及び公開による意見の聴取	(住都・建築指導課) (第8号)	32
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課) (第9号)	34
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退	(健福・保護課) (第10号)	38
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第11号)	40
○ 名古屋市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例による放置自動車廃物認定基準の公告	(緑土・道路管理課) (第12号)	42
達		
○ 組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に関する規程	(総務・行政改革推進室) (第1号)	47
○ 課長補佐設置規程	(総務・行政改革推進室) (第2号)	160
教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会定例会の開催について	(第1号)	189

上 下 水 道 局 告 示

○ 名古屋市公共下水道事業計画の変更	(第1号)	190
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第2号)	192

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第 1号）

1 改正内容

組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に伴い、組織名称に変更が生じるため、規定を整備します。（第 1条、第 2条、第 4条、第 5条、第 6条、第 8条及び第 9条関係）

2 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に関する規程（第 1号）

1 制定の趣旨

組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に伴い、組織名称に変更が生じるため、関係する規定を整備します。

2 主な内容

組織及び組織名称の変更に伴い、分掌事務等を整備します。

3 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 課長補佐設置規程（第 2号）

1 制定の趣旨

組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に伴い、新たに組織名称ができるため、規定を整備します。

2 主な内容

組織及び組織名称の変更に伴い、分掌事務等を整備します。

3 施行期日

令和 6年 4月 1日から施行します。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 月 11 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 1 号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「危機管理企画室」を「危機管理企画課」に、「想定最大規模災害対策推進室」を「想定最大規模災害対策推進課」に、「危機対策室」を「危機対策課」に、「地域防災室」を「地域防災課」に、「行政改革推進室」を「行政改革推進課」に、「コンプライアンス推進室」を「コンプライアンス推進課」に、「大都市・広域行政推進室」を「大都市・広域行政推進課」に、「総合調整室」を「総合調整課」に、「アジア・アジアパラ競技大会推進室」を「アジア・アジアパラ競技大会推進課」に、「空港対策室」を「空港対策課」に、「市立大学室」を「市立大学課」に、「人権施策推進室」を「人権施策推進部」に、「市政情報室」を「市政情報課」に、「男女平等参画推進室」を「男女平等参画推進課」に、「スポーツ振興室」を「スポーツ振興課」に、「

スポーツ施設室」を「スポーツ施設課」に、「スポーツ戦略室」を「スポーツ戦略課」に、「労働企画室」を「労働企画課」に、「市場流通室」を「市場流通課」に、「スタートアップ支援室」を「スタートアップ支援課」に、「産業立地交流室」を「産業立地交流課」に、「M I C E 推進室」を「M I C E 推進課」に、「歴史まちづくり推進室」を「歴史まちづくり推進課」に、「減量推進室」を「減量推進課」に、「資源化推進室」を「資源化推進課」に、「医療連携推進室」を「医療連携推進課」に、「感染症対策室」を「感染症対策課」に、「新型コロナウイルス感染症対策室」を「新型コロナウイルス感染症対策課」に、「保育企画室」を「保育企画課」に、「子ども未来企画室」を「子ども未来企画課」に、「放課後事業推進室」を「放課後事業推進課」に、「監理指導室」を「監理指導課」に、「ウォークابل・景観推進室」を「ウォークابل・景観推進課」に、「交通事業推進室」を「交通事業推進課」に、「耐震化支援室」を「耐震化支援課」に、「アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発推進室」を「アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発推進課」に、「名駅ターミナル整備室」を「名駅ターミナル整備課」に改める。

第２条中「又は室」を削り、同条防災危機管理局総務課の項第３号中「局内他室」を「局内他課」に改め、同局の項中「危機管理企画室」を「危機管理企画課」に改め、同局危機管理企画課の項第１号中「想定最大規模災害対策推進室及び危機対策室」を「想定最大規模災害対策推進課及び危機対策課」に改め、同課の項第４号中「想定最大規模災害対策推進室」を「想定最大規模災害対策推進課」に改め、同課の項第７号中「危機対策室」を「危機対策課」に改め、同局の項中「想定最大規模災害対策推進室」を「想定最大規模災害対策推進課」に、「危機対策室」を「危機対策課」に改め、同局危機対策課の項第２号中「地域防災室」を「地域防災課」に改め、同局の項中「地域防災室」を「地域防災課」に改め、同条総務局総務課の項第８号中「局内他部課室公所」を「局内他部課公所」に改め、同局行政ＤＸ推進部の項中「行政改革推進室」を「行政改革推進課」に改め、同局職員部人事課の項第９号中「部内他課室」を「部内他課」に改め、同部の項中「コンプライアンス推進室」を「コンプライアンス推進課」に改め、同局企画部企画課の項第９号中「部内他課室」を「部内他課」に改め、同部の項中「大都市・広域行政推進室」を「大都市・広域行政推進課」

に改め、同局総合調整部の項中「総合調整室」を「総合調整課」に改め、同部総合調整課の項第 6 号中「部内他室」を「部内他課」に改め、同部の項中「アジア・アジアパラ競技大会推進室」を「アジア・アジアパラ競技大会推進課」に、「空港対策室」を「空港対策課」に改め、同部空港対策課の項第 1 号中「空港対策室」を「空港対策課」に改め、同局市立大学部の項中「市立大学室」を「市立大学課」に改め、同条スポーツ市民局総務課の項第 3 号中「局内他部課室公所」を「局内他部課公所」に改め、同局の項中「人権施策推進室」を「人権施策推進部」

に改め、同局人権施策推進部人権施策推進課の項第 5 人権施策推進課」

号中「他局室部」を「他局室部課公所」に改め、同局市民生活部地域安全推進課の項第 9 号中「部内他課室」を「部内他課」に改め、同部の項中「市政情報室」を「市政情報課」に、「男女平等参画推進室」を「男女平等参画推進課」に改め、同局スポーツ推進部の項中「スポーツ振興室」を「スポーツ振興課」に改め、同部スポーツ振興課の項第 1 号中「スポーツ振興室」を「スポーツ振興課」に改め、同課の項第 9 号中「部内他室」を「部内他課」に改め、同部の項中「スポーツ施設室」を「スポーツ施設課」に改め、同部スポーツ施設課の項第 1 号中「スポーツ振興室及びスポーツ戦略室」を「スポーツ振興課及びスポーツ戦略課」に改め、同部の項中「スポーツ戦略室」を「スポーツ戦略課」に改め、同条経済局総務課の項第 2 号中「局内他部課室公所」を「局内他部課公所」に改め、同局産業労働部産業企画課の項第 9 号中「部内他課室」を「部内他課」に改め、同部の項中「労働企画室」を「労働企画課」に改め、同部中小企業振興課の項第 5 号中「スタートアップ支援室」を「スタートアップ支援課」に改め、同局商業・流通部地域商業課の項第 5 号中「部内他室公所」を「部内他課公所」に改め、同部の項中「市場流通室」を「市場流通課」に改め、同局イノベーション推進部次世代産業振興課の項第 9 号中「部内他室」を「部内他課」に改め、同部の項中「スタートアップ支援室」を「スタートアップ支援課」に、「産業立地交流室」を「産業立地交流課」に改め、同条観光文化交流局総務課の項第 3 号中「局内他部課室公所」を「局内他部課公所」に改め、同局観光交流部観光推進課の項第 1 号及び第 7 号中「部内他課室」を「部内他課」に改め、同部の項中「M I C E 推進室」を「M I C E 推進課」に改め、同

局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課の項第 7 号中「部内他室」を「部内他課」に改め、同部の項中「歴史まちづくり推進室」を「歴史まちづくり推進課」に改め、同条環境局総務課の項第 3 号中「局内他部課室公所」を「局内他部課公所」に改め、同局ごみ減量部の項中「減量推進室」を「減量推進課」に改め、同部減量推進課の項第 5 号中「部内他室」を「部内他課」に改め、同部の項及び同局事業部作業課の項第 7 号中「資源化推進室」を「資源化推進課」に改め、同条健康福祉局総務課の項第 4 号中「局内他部課室公所」を「局内他部課公所」に改め、同局生活福祉部保護課の項第 4 号及び同局健康部保健医療課の項第 1 号中「医療連携推進室」を「医療連携推進課」に改め、同部健康増進課の項第 1 号中「局内他部課室公所」を「局内他部課公所」に改め、同部の項中「医療連携推進室」を「医療連携推進課」に改め、同局新型コロナウイルス感染症対策部の項中「感染症対策室」を「感染症対策課」に改め、同部感染症対策課の項第 2 号中「部内他室」を「部内他課」に改め、同部の項中「新型コロナウイルス感染症対策室」を「新型コロナウイルス感染症対策課」に改め、同条子ども青少年局総務課の項第 5 号中「局内他部課室公所」を「局内他部課公所」に改め、同局企画経理課の項第 1 号中「子ども未来企画室」を「子ども未来企画課」に改め、同局子育て支援部子育て支援課の項第 1 号及び同部子ども福祉課の項第 1 号中「局内他部課室」を「局内他部課」に改め、同課の項第 4 号中「局内他部課室公所」を「局内他部課公所」に改め、同課の項第 12 号中「局内他部課室」を「局内他部課」に改め、同局保育部の項中「保育企画室」を「保育企画課」に改め、同部保育企画課の項第 2 号中「局内他部課室」を「局内他部課」に改め、同課の項第 4 号中「放課後事業推進室」を「放課後事業推進課」に改め、同部保育運営課の項第 4 号及び第 5 号中「保育企画室」を「保育企画課」に改め、同局子ども未来企画部の項中「子ども未来企画室」を「子ども未来企画課」に改め、同部子ども未来企画課の項第 1 号中「局内他部課室」を「局内他部課」に改め、同課の項第 7 号中「部内他課室公所」を「部内他課公所」に改め、同部の項中「放課後事業推進室」を「放課後事業推進課」に改め、同条住宅都市局総務課の項第 4 号中「局内他部課室公所」を「局内他部課公所」に改め、同局の項中「監理指導室」を「監理指導課」に改め、同局都市計画部都市計画課の項第 5 号中「部内他課室」を「部内他課」に改め、同

部の項中「ウォーカブル・景観推進室」を「ウォーカブル・景観推進課」に改め、同部ウォーカブル・景観推進課の項第４号中「局内他部課室」を「局内他部課」に改め、同部の項中「交通事業推進室」を「交通事業推進課」に改め、同局都市整備部まちづくり企画課の項第１号及び第２号中「局内他部課室公所」を「局内他部課公所」に改め、同課の項第６号中「部内他課室公所」を「部内他課公所」に改め、同部の項中「耐震化支援室」を「耐震化支援課」に改め、同部耐震化支援課の項第１号中「局内他部課室公所」を「局内他部課公所」に改め、同部市街地整備課の項第１号及び第７号中「局内他部課室公所」を「局内他部課公所」に改め、同部の項中「アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発推進室」を「アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発推進課」に改め、同局リニア関連都心開発部都心まちづくり課の項第２号中「局内他部課室公所」を「局内他部課公所」に改め、同課の項第３号中「部内他課室」を「部内他課」に改め、同部リニア関連・名駅周辺開発推進課の項第１号から第３号までの規定中「名駅ターミナル整備室」を「名駅ターミナル整備課」に改め、同部の項中「名駅ターミナル整備室」を「名駅ターミナル整備課」に改める。

第４条を次のように改める。

第４条 削除

第５条第１項中「係に係長」を「別に定めるところにより課に課長補佐」に改め、同条第２項中「監」を「担当局長」に改め、同項の表を次のように改める。

総務局	担当局長（企画調整）、担当局長（市立大学）
財政局	担当局長（契約監理）、担当局長（税務）
環境局	担当局長（環境都市推進）
健康福祉局	担当局長（長寿社会企画）、担当局長（医務）、担当局長（医療政策）、担当局長（新型コロナウイルス感染症対策）
子ども青少年局	担当局長（子ども未来企画）
住宅都市局	担当局長（まちづくり調整）、担当局長（都市活性）
緑政土木局	担当局長（公園緑地・農政）

第５条第４項を次のように改める。

4 第8条に規定するところにより局室に担当部長を、第9条に規定するところにより局室又は部に担当課長を置く。

第5条第5項中「（局又は部に属する室を除く。以下この項において同じ。）に局室付理事、局室付参事、局室付主幹又は局室付主査」を「に局室付担当局長、局室付担当部長、局室付担当課長又は局室付課長補佐」に改める。

第6条第1項中「係長」を「課長補佐」に改め、同条第2項中「企画調整監」を「担当局長（企画調整）」に改め、同条第3項中「市立大学監」を「担当局長（市立大学）」に、「参事（市立大学病院）」を「担当部長（市立大学病院）」に改め、同条第4項中「契約監理監」を「担当局長（契約監理）」に改め、同条第5項中「税務監」を「担当局長（税務）」に改め、同条第6項中「環境都市推進監」を「担当局長（環境都市推進）」に改め、同条第7項中「長寿社会企画監」を「担当局長（長寿社会企画）」に改め、同条第8項中「医監」を「担当局長（医務）」に、「参事（健康危機管理対応力強化に係る総合調整）、参事（医療連携推進）、参事（生活衛生）、参事（新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整）及び参事（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）」を「担当部長（健康危機管理対応力強化に係る総合調整）、担当部長（医療連携推進）、担当部長（生活衛生）、担当部長（新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整）及び担当部長（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）」に改め、同条第9項中「医療政策監」を「担当局長（医療政策）」に改め、同条第10項中「新型コロナウイルス感染症対策監」を「担当局長（新型コロナウイルス感染症対策）」に改め、同条第11項中「子ども未来企画監」を「担当局長（子ども未来企画）」に改め、同条第12項中「まちづくり調整監」を「担当局長（まちづくり調整）」に、「参事（市街地整備）」を「担当部長（市街地整備）」に改め、同条第13項中「都市活性監」を「担当局長（都市活性）」に、「参事（栄開発等）及び参事（名駅開発等）」を「担当部長（栄開発等）及び担当部長（名駅開発等）」に改め、同条第14項中「公園緑地・農政監」を「担当局長（公園緑地・農政）」に、「緑政土木局参事（農政）」を「緑政土木局担当部長（農政）」に、「参事（農政）を」を「担当部長（農政）を」に改める。

第8条中「参事」を「担当部長」に改める。

第9条第1項中「主幹」を「担当課長」に改め、同項の表防災危機管理局地域強靱化に係る人材育成等の項第1号中「危機対策室」を「危機対策課」に改め、同表スポーツ市民局人権施策推進室の項を次のように改める。

人権施策推進部	同和問題等	1 同和問題の解決に向けた施策の総合調整に関すること。 2 同和問題の解決に向けた施策の推進に関すること。 3 犯罪被害者等支援に関すること。 4 局長の指定する人権施策の推進に係る総合調整に関すること。 5 文化センターに関すること。	1
	人権施策に係る特命事項の処理	1 人権施策に係る特命事項の処理に関すること。	1

第9条第1項の表環境局施設部処分場建設の項第2号中「処分場整備係」を「処分場」に改め、同表子ども青少年局子ども未来企画部子どもの権利擁護に係る企画調整の項第1号中「局内他部課室公所」を「局内他部課公所」に改め、同条第2項中「主幹（行政改革）」を「担当課長（行政改革）」に改め、同条第3項中「主幹」を「担当課長」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 担当課長は、上司の命を受けて分担事項を処理する。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 外郭団体経営検討委員の設置に関する規則（平成21年名古屋市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務局行政DX推進部行政改革推進室」を「総務局行政DX推進部行政改革推進課」に改める。

- 3 名古屋市感染症診査協議会に置く感染症部会等に関する規則（平成19年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第8条中「健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部感染症対策室」を

「健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部感染症対策課」に改める。

- 4 経営会議設置等に関する規則（平成13年名古屋市規則第129号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務局行政DX推進部行政改革推進室」を「総務局行政DX推進部行政改革推進課」に改める。

- 5 会計管理者補助組織規則（昭和39年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（課等の設置）

第2条 会計室に、次の組織を置く。

出 納 課

担 当 課 長(1)

審 査 課

（課長等の補助組織の設置）

第3条 前条の課の長又は担当課長の補助組織として、次の組織を置く。

出 納 課

課 長 補 佐（庶務）

課 長 補 佐（改善指導）

課 長 補 佐（検査・指導）

課 長 補 佐（出納）

審 査 課

課 長 補 佐（審査）(3)

- 2 出納課における庶務及び経理に関する事務は、出納課長が特に指定する場合を除き、課長補佐（庶務）が担当する。

- 3 審査課長は、審査課における庶務及び経理に関する事務を担当する課長補佐を1名指定しなければならない。

第6条を第7条とする。

第5条の見出し中「、係長」を削り、同条第1項中「、係に係長」を削り、同条第3項中「係長」を「課長補佐」に改め、同条第4項中「主幹及び主査」を「担当課長」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「前条第1項」を「前条」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(課の分掌事務等)

第4条 課の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。

出 納 課

- (1) 室内の人事、文書及び予算決算に関すること。
- (2) 室内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。
- (3) 室事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関すること。
- (4) 源泉徴収所得税並びに特別徴収に係る個人の住民税及び森林環境税の払出手続に関すること。
- (5) 指定金融機関等に関すること。
- (6) 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金の出納保管に関すること。
- (7) 歳入歳出外現金等、公有財産及び基金に属する有価証券の出納保管に関すること。
- (8) 会計制度に係る企画、調査研究及び調整に関すること。
- (9) 財務会計総合システムの運用及び管理に関すること。
- (10) 決算に関する書類の作成及び取りまとめに関すること。
- (11) 会計事務に係る区会計管理者との連絡調整及び指導に関すること。
- (12) 出納員及び前渡金受領者の検査及び指導に関すること。
- (13) 歳入の徴収又は収納の事務の受託者の検査に関すること。
- (14) 委託を受けた各種団体の出納員及び前渡金受領者の検査及び指導に関すること。
- (15) 歳入の徴収又は収納の委託の事前合議に関すること。
- (16) 歳入関係帳票の記録管理等及び収入証拠書の整理に関すること。
- (17) 支払済に係る歳出関係帳票の記録管理等及び支払証拠書の整理に関すること。
- (18) 口座振替の登録に関すること。
- (19) 歳入歳出外現金に係る事前協議に関すること。
- (20) 歳入歳出外現金の受払の記録管理に関すること。

- (21) 重要物品出納管理簿等の整理に関すること。
- (22) その他物品会計に関すること。
- (23) 現金出納員及び物品出納員に関すること。
- (24) 委託を受けた各種団体の出納に関すること。
- (25) 会計事務の総括に関すること。
- (26) 室長の指定する会計に関する事務に関すること。
- (27) 室内他課の主管に属しないこと。

担 当 課 長（会計事務に係る総合調整）

- (1) 会計事務に係る総合調整に関すること。

審 査 課

- (1) 支出負担行為の事前合議に関すること。
- (2) 支出命令、振替命令、還付命令及び更正命令の審査、精算の確認並びに戻入通知の受理に関すること。
- (3) 歳入歳出外現金及び基金に属する現金に係る払出通知の審査に関すること。
- (4) 審査出納員に関すること（出納課の主管に属するものを除く。）。

- 6 名古屋市契約事務委任規則（平成17年名古屋市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「財政局契約監理監」を「財政局担当局長（契約監理）」に改め、同項の表製造の請負の項中「すべての」を「全ての」に改め、同条第2項及び第3項中「財政局契約監理監」を「財政局担当局長（契約監理）」に改める。

- 7 公印規則（昭和37年名古屋市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項管守者の欄中「ウォーカブル・景観推進室長」を「ウォーカブル・景観推進課長」に、「耐震化支援室長」を「耐震化支援課長」に、「環境業務室長」を「環境業務課長」に、「公害対策室長」を「公害対策課長」に改め、同表局長・室長（局長に相当する職に限る。）印の項管守者の欄中「スポーツ振興室長」を「スポーツ振興課長」に改め、同表中

「

監印	やまと 古字	方 21	名古屋市 (何)局 (何)監	一般文書用	庶務担当 課長	
----	-----------	------	-------------------------------------	-------	------------	--

」

を

「

担当局 長印	やまと 古字	方 21	名古屋市 (何)局 担当局長 (何)	一般文書用	庶務担当 課長	1 段の 字句が 6 字を 超える ときは、 2 段に するこ とがで きる。
-----------	-----------	------	---	-------	------------	---

」

に改め、同表区長印の項管守者の欄中「保育企画室長」を「保育企画課長」

に改め、同表中

「

部長・ 次長・ 参事・ 室長（ 部長に 相当す る職に 限る。） 印	やまと 古字	方 21	名古屋市 (何)局(室) (何)部長 (次長) (参事) (何)室長	一般文書用	庶務担当 課長	1 段の 字句が 6 字を 超える ときは、 2 段に するこ とがで きる。
--	-----------	------	---	-------	------------	---

」

を

「

部長・次長（部長に相当する職に限る。）・担当部長印	やま と 古字	方 21	名古屋市 （何）局（室） （何）部長 （次長） 〔担当部長〕 （何）	一般文書用	庶務担当 課長	1 段の字句が 6 字を超えるときは、2 段にすることができる。
---------------------------	---------------	------	--	-------	------------	----------------------------------

」

に、

「

課長・室長（ 課長に相当する職に限る。） 印	やまと 古字	方 21	名古屋市 （何）局（室） （何）課長 （（何）室長）	一般文書用	課長・室長	1 段の 字句が 6 字を 超える ときは、 2 段に すること ができる。
	やまと 古字	方 21	名古屋市 （何）局 （何）部 （何）課長 （（何）室長）	一般文書用	課長・室長	
	やまと 古字	方 21	名古屋市 （何）区 （何）課長	一般文書用	課長	
	やまと 古字	方 21	名古屋市 （何）区 （何）部 （何）課長 （（何）室長）	一般文書用	課長・室長	

」

を

「

課長印	やまと 古字	方 21	名古屋市 (何)局(室) (何)課長	一般文書用	課長	1段の 字句が 6字を 超える ときは、 2段に するこ とがで きる。
	やまと 古字	方 21	名古屋市 (何)局 (何)部 (何)課長	一般文書用	課長	
	やまと 古字	方 21	名古屋市 (何)区 (何)課長	一般文書用	課長	
	やまと 古字	方 21	名古屋市 (何)区 (何)部 (何)課長	一般文書用	課長	

」

に改め、同表社会福祉事務所長印の項管守者の欄中「保育企画室長」を「保育企画課長」に改める。

- 8 名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「スポーツ市民局市民生活部市政情報室長」を「スポーツ市民局市民生活部市政情報課長」に改める。

第14条中「係内又は」を削る。

- 9 出納員等に関する規則（昭和53年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「処分場業務係長」を「処分場場長補佐（業務）」に改める。

別表第1 現金出納員1 出納員の表総務局の項第1号中「総合調整部アジア・アジアパラ競技大会推進室」を「総合調整部アジア・アジアパラ競技大会推進課」に改め、同表財政局の項第1号中「特別滞納整理室」を「特別滞納整理課」に改め、同表スポーツ市民局の項第1号中「市民生活部市政情報室」を「市民生活部市政情報課」に、「スポーツ推進部スポーツ振興室、同部スポーツ施設室」を「スポーツ推進部スポーツ振興課、同部スポーツ施設課」に改め、同表経済局の項第1号中「同部労働企画室」を「同部労働企画課」に改め、同表観光文化交流局の項第1号中「観光交流部MICE推進室及び文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室」を「観光交流部MICE推進課及び文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進課」に改め、同表環境局の項第1号中「ごみ減量部減量推進室」を「ごみ減量部減量推進課」に改め、同表住宅都市局の項第1号中「同部ウォークابل・景観推進室」を「同部ウォークابل・景観推進課」に、「同部アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発推進室」を「同部アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発推進課」に改め、同表教育委員会事務局の項第1号中「指導部指導室」を「指導部指導課」に、「同部文化財保護室」を「同部文化財保護課」に改め、同項第2号中「庶務担当係長」を「庶務担当課長補佐又は庶務担当館長補佐」に改める。

別表第1 現金出納員2 区出納員の表第1号中「保健福祉センター保健予防課」を「保健福祉センター環境業務課、同センター公害対策課及び同センター保健予防課」に改め、「室（同センターの室を除く。）並びに」を削る。

別表第2 物品出納員1 出納員の表本庁の項第1号及び第2号を次のように改める。

- 1 名古屋市事務分掌条例（昭和22年名古屋市条例第16号）に規定する局（以下「局」という。）及び室の課（住宅都市局営繕部営繕課、同部住宅・教育施設課及び同部設備課を除く。）、会計室の課、消防局の課、教育委員会事務局の課、選挙管理委員会事務局、監査事務局並びに市会事務局の庶務担当課長補佐（総務局総務課及び消防局総務課にあつては課長補佐（経理）、財政局総務課にあつては課長補佐（企画経理）とす

る。)

- 2 特別消防隊副隊長、消防航空隊隊長補佐（航空消防）、救急救命研修所所長補佐（救急救命研修）、消防学校教務課課長補佐（教務）及び人事委員会事務局審査課課長補佐（調査）

別表第2 物品出納員 1 出納員の表公所総務局の項第1 号中「庶務担当係長」を「庶務担当副館長補佐」に改め、同表公所財政局の項第1 号中「並びに」を「及び」に、「及び室の庶務担当係長」を「の庶務担当所長補佐又は庶務担当課長補佐」に改め、同表公所スポーツ市民局の項第1 号中「庶務担当係長」を「庶務担当所長補佐又は庶務担当館長補佐」に改め、同表公所経済局の項第1 号中「庶務担当係長」を「庶務担当課長補佐」に改め、同表公所観光文化交流局の項第1 号中「庶務担当係長」を「庶務担当課長補佐」に改め、同表公所環境局の項第1 号中「庶務担当係長」を「庶務担当所長補佐、庶務担当場長補佐又は庶務担当工場長補佐」に改め、同表公所健康福祉局の項第1 号中「庶務担当係長」を「庶務担当所長補佐又は庶務担当課長補佐」に改め、同表公所子ども青少年局の項第1 号中「庶務担当係長」を「庶務担当課長補佐、庶務担当所長補佐、庶務担当荘長補佐又は庶務担当園長補佐」に改め、同表公所住宅都市局の項第1 号中「庶務担当係長」を「庶務担当所長補佐」に改め、同表公所緑政土木局の項第1 号中「庶務担当係長」を「庶務担当所長補佐又は庶務担当園長補佐」に改め、同表公所教育委員会事務局の項第2 号中「庶務担当係長」を「庶務担当所長補佐、庶務担当課長補佐又は庶務担当館長補佐」に改め、同項第3 号中「秀吉清正記念館主査」を「秀吉清正記念館館長補佐」に改める。

別表第2 物品出納員 2 区出納員の表第1 号を次のように改める。

- 1 区役所の課（保健福祉センター環境薬務課、同センター公害対策課及び同センター保健予防課を除く。）及び区役所支所の庶務担当課長補佐
- 10 名古屋市旅費条例施行規則（昭和27年名古屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 中「監」を「担当局長」に改める。

- 11 名古屋市職員倫理規則（平成16年名古屋市規則第105号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「選挙管理委員会事務局にあつては庶務係、交通局にあつては」を「交通局にあつては、」に改める。

- 12 名古屋市職員倫理審査会規則（平成16年名古屋市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務局職員部コンプライアンス推進室」を「総務局職員部コンプライアンス推進課」に改める。

- 13 名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成26年名古屋市規則第104号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務局職員部コンプライアンス推進室長、総務局職員部コンプライアンス推進室推進係長及び総務局職員部コンプライアンス推進室主査」を「総務局職員部コンプライアンス推進課長及び総務局職員部コンプライアンス推進課課長補佐」に改める。

- 14 名古屋市職員表彰規則（昭和38年名古屋市規則第113号）の一部を次のように改正する。

第9条中「若しくは区」を削り、「、公所若しくは係」を「若しくは公所」に改める。

- 15 職員退職手当条例施行規則（昭和31年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び区」を削る。

- 16 失業者の退職手当支給規則（昭和31年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び区」を削る。

様式第2号（表面）及び様式第15号中

「

局	課	係
---	---	---

を「

局	課
---	---

に改める。」

17 この規則の施行の際現に前項の規定による改正前の失業者の退職手当支給規則の規定に基づいて整備されている失業者退職手当支給台帳及び高年齢求職者給付金に相当する退職手当支給台帳は、それぞれ同項の規定による改正後の失業者の退職手当支給規則の規定に基づいて整備されたものとみなす。

18 退隠料等給与規則（昭和23年名古屋市規則第109号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「又は区」を削り、同条ただし書中「すでに」を「既に」に改める。

19 旧共済条例に基づく年金等支給規則（昭和38年名古屋市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第3条中「又は区」を削り、同条ただし書中「すでに」を「既に」に改める。

- 20 名古屋市公有財産規則（平成16年名古屋市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第70条第4項中「財政局参事（資産経営）」を「財政局担当部長（資産経営）」に改める。

- 21 名古屋州市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「本陣市税事務所特別滞納整理室」を「本陣市税事務所特別滞納整理課」に改める。

- 22 名古屋市債権管理条例施行細則（平成24年名古屋市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（別表）中「係長」を「課長補佐」に改める。

- 23 名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「区政部企画経理室」を「区政部企画経理課」に改める。

第4条の2第2項中「区政部総務課庶務係長」を「区政部総務課課長補佐（庶務）」に改める。

別表第1出納員の項中「課及び室」を「課」に、「同事務所特別滞納整理室」を「同事務所特別滞納整理課」に改め、「、室」を削り、同表区出納員の項中「区政部地域力推進室」を「区政部地域力推進課」に改める。

別表第2出納員の項中「）及び室」を「）」に、「課及び室」を「課」に改め、同表区出納員の項中「及び室（保健福祉センター（福祉部を除く。）の課及び室を除く。）、保健福祉センター（福祉部を除く。）並びに」を「（保健福祉センター環境薬務課及び公害対策課を除く。）及び」に改める。

第25号様式の2中「係長」を「課長補佐」に改める。

第73号様式中

「

会計管理者	会 計 室			
	課 長	係	係	係

を

」

「

会計管理者	会 計 室

に改め

」

る。

第80号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

会計管理者	会 計 室 （ ）			
	課 長	係	係	記 簿

を

」

「

会計管理者	会 計 室 （ ）	記 簿

に改め

」

る。

第81号様式中

「

会計管理者	会 計 室 ()			
	課 長	係	係	記 簿

を

」

「

会計管理者	会 計 室 ()	記 簿

に改め

」

る。

- 24 名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第47条第1項中「及び区」を削る。

- 25 名古屋市自動車臨時運行許可規則（昭和26年名古屋市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

決	課		係		係	
裁	長		長			

を

」

「

決	課		
裁	長		

に改め

」

る。

- 26 名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例施行細則（平成24年名古屋市規則第89号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「環境局ごみ減量部減量推進室」を「環境局ごみ減量部減量推進課」に改める。

第13条中「環境都市推進監」を「担当局長（環境都市推進）」に改める。

- 27 名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例施行細則（平成30年名古屋市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号を次のように改める。

(1) 区政部地域力推進課長

第7条第1項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 保健福祉センター環境薬務課長

(5) 保健福祉センター公害対策課長

- 28 名古屋市障害者スポーツセンター条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第25条中「スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ振興室」を「スポーツ市民局スポーツ振興部スポーツ振興課」に改める。

- 29 名古屋市屋外広告物条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第13条の2の2中「住宅都市局都市計画部ウォーカブル・景観推進室」を「住宅都市局都市計画部ウォーカブル・景観推進課」に、「「ウォーカブル・景観推進室」」を「「ウォーカブル・景観推進課」」に改める。

第13条の2の3中「ウォーカブル・景観推進室」を「ウォーカブル・景観推進課」に改める。

- 30 名古屋市公営企業の主要職員の範囲を定める規則（昭和28年名古屋市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1項中「但書」を「ただし書」に、「基き」を「基づき」に改め、同項に項番号を付し、第2項中「但書」を「ただし書」に、「係長」を「課長補佐」に改め、同項に項番号を付する。

- 31 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和40年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第2号中「上下水道局及び」を「上下水道局の部及び課の長並びに」に改め、「、係」を削り、第3号中「参事、主幹及び主査」を「担当部長、担当課長及び課長補佐」に改め、第4号中「並びに」を「、」に改め、「副所長」の次に「、管路センターの担当センター長、水処理事務所の担当所長、営業センター及び管路センターのセンター長補佐、営業所、建設工事事務所及び水処理事務所の所長補佐並びに浄水場の場長補佐」を加え、第5号中「並びに」を「、」に改め、「副所長及び首席助役」の次に「、軌道事務所、施設事務所及び電気事務所の所長補佐並びに藤が丘工場、名港工場及び日進工場の工場長補佐」を加える。

- 32 名古屋市スポーツ推進委員規則（令和2年名古屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条中「スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ振興室」を「スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ振興課」に改める。

- 33 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて

作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、
当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市告示第 4号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 1月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市中川区清船町 2丁目 1番 3の一部、 1番 7の一部、 1番13の一部、
1番14の一部及び 1番15の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 5号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 1月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市北区福德町字長直 315番 1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 6号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 1月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市昭和区高辻町1401番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

一・二ジクロロエチレン

トリクロロエチレン

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 7号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、令和 5年名古屋市告示第 491号により指定した形質変更時届出管理区域の一部を解除します。

令和 6年 1月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市中川区福住町 101番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 8 号

申請に係る建築協定及び公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第70条第 1 項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により公告するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第 1 項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により公告します。

令和 6 年 1 月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

徳川山町地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市千種区徳川山町 2 丁目 2 番 外

3 縦覧期間

令和 6 年 1 月10日から同年 2 月 6 日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

6 意見の聴取会における聴取事項

徳川山町地区建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

令和6年2月7日（水） 午後2時00分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所西12C会議室（名古屋市役所西庁舎12階）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 9号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 6年 1月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社マルヨシ佐藤
介護事業者の所在地		名古屋市中村区森田町 1丁目 7番19号
介護事業所の名称		訪問介護エンドレス
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区本陣通 5丁目 7番地
	新	名古屋市中村区上ノ宮町 1丁目28番地
変更年月日		令和 5年 8月 1日

介護事業者の名称		株式会社情熱人
介護事業者の所在地		名古屋市緑区鳴海町森下10番地
介護事業所の名称		ヘルパーステーションくるみ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区新守西1017番地

地	新	名古屋市守山区幸心三丁目 806番地
変 更 年 月 日		令和 5年 5月25日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業所の名称	旧	覚王山通オーラルケアクリニックフローレン
	新	覚王山通・池下フローレン歯科
介護事業所の所在地		名古屋市千種区覚王山通 8丁目33番地の1
変 更 年 月 日		令和 5年 5月26日

介護事業者の名称		株式会社 S h a l l o w ・ F i e l d
介護事業者の所在地		名古屋市北区平安二丁目25番88号
介護事業所の名称		L E A F 訪問看護ステーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区阿由知通 5丁目14番地
	新	名古屋市昭和区鶴舞三丁目14番18号
変 更 年 月 日		令和 5年11月21日

介護事業所の名称	旧	なるけ在宅クリニック
	新	ライフケアクリニック
介護事業所の所在地		名古屋市名東区上社四丁目 131番地
変 更 年 月 日		令和 5年12月 1日

介護事業者の名称		社会福祉法人地域福祉コミュニティほほえみ
介護事業者の所在地		名古屋市天白区平針南二丁目1002番地の1
介護事業所の名称		訪問看護ほほえみ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区平針南二丁目1002番地の1
	新	名古屋市天白区向が丘四丁目 922番地
変 更 年 月 日		令和 5年 5月 1日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	旧	覚王山通オーラルケアクリニックフローレン
	新	覚王山通・池下フローレン歯科
介護事業所の所在地	名古屋市千種区覚王山通 8丁目33番地の1	
変 更 年 月 日	令和 5年 5月26日	

介護事業所の名称	旧	なるけ在宅クリニック
	新	ライフケアクリニック
介護事業所の所在地	名古屋市名東区上社四丁目 131番地	
変 更 年 月 日	令和 5年12月 1日	

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	覚王山通オーラルケアクリニックフローレン
	新	覚王山通・池下フローレン歯科
介護事業所の所在地	名古屋市千種区覚王山通 8丁目33番地の1	
変 更 年 月 日	令和 5年 5月26日	

介護事業所の名称	旧	なるけ在宅クリニック
	新	ライフケアクリニック
介護事業所の所在地	名古屋市名東区上社四丁目 131番地	
変 更 年 月 日	令和 5年12月 1日	

5 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称	株式会社マルヨシ佐藤	
介護事業者の所在地	名古屋市中村区森田町 1丁目 7番19号	
介護事業所の名称	訪問介護エンドレス	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区本陣通 5丁目 7番地
	新	名古屋市中村区上ノ宮町 1丁目28番地
変 更 年 月 日	令和 5年 8月 1日	

介護事業者の名称		株式会社情熱人
介護事業者の所在地		名古屋市緑区鳴海町森下10番地
介護事業所の名称		ヘルパーステーションくるみ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区新守西1017番地
	新	名古屋市守山区幸心三丁目 806番地
変更年月日		令和 5年 5月 25日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第10号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第51条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第
5項において準用する同法第51条の規定により、各法による指定介護機関から、
次のとおり辞退の届出がありました。

令和 6年 1月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
高針台デンタルオフィス おとな歯科こども矯正歯 科	名古屋市名東区高針四丁目 205番地	令和 5年 10月 6日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
高針台デンタルオフィス おとな歯科こども矯正歯 科	名古屋市名東区高針四丁目 205番地	令和 5年 10月 6日

科		
---	--	--

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養指導

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
高針台デンタルオフィス おとな歯科こども矯正歯 科	名古屋市名東区高針四丁目 205番地	令和 5年 10月 6日

4 予防専門型訪問サービス

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
健康運動デイサービスM I Y A B I	名古屋市名東区上社二丁目55番地	令和 5年 11月 7日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第11号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 1月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
鶴舞薬局	名古屋市中区千代田五丁目2031番地	令和 5年 10月 1日

2 通所介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
デイサービスセンター松岡健遊館城北店	名古屋市西区城北町 2丁目94番地の 1	令和 5年 7月29日

3 短期入所療養介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
医療法人親和会富田病院	名古屋市中川区かの里一丁目 301番 地	平成30年 8月 1日

4 小規模多機能型居宅介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
特定非営利活動法人たす けあい名古屋鳴子のおひ さま	名古屋市緑区鳴子町 1丁目 6番地	令和 4年 3月31日

5 居宅介護支援事業

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
かくれんぼ居宅介護支援 事業所	名古屋市北区金城町 4丁目35番地の 1	令和 5年 10月 2日

6 介護療養型医療施設

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
医療法人親和会富田病院	名古屋市中川区かの里一丁目 301番 地	平成30年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第12号

名古屋市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例に よる放置自動車廃物認定基準の公告

名古屋市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成16年名古屋市条例第70号）第13条第1項の規定に基づき名古屋市放置自動車廃物認定基準を改定し、令和6年4月1日より施行します。

また、同条例第13条第3項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和6年1月12日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市放置自動車廃物認定基準

名古屋市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成16年名古屋市条例第70号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、名古屋市放置自動車廃物認定基準を次のとおり改定する。

（廃物）

第1条 市長は、条例第2条第3号に規定する放置自動車が次の各号のいずれかに該当する場合に、当該放置自動車を廃物と認定することができる。

- (1) 条例第2条第1号に規定する自動車のうち二輪自動車を除く自動車（以下「四輪自動車等」という。）で別表第1の事項のいずれかに該当し、かつ別表第2の事項のうち1以上に該当するもの
- (2) 四輪自動車等で別表第2の事項のうち2以上に該当するもの
- (3) 条例第2条第1号に規定する自動車のうち二輪自動車（以下「二輪自動車」という。）で別表第4の事項のいずれかに該当し、かつ別表第5の事項のうち1以上に該当するもの

- (4) 二輪自動車で別表第 5 の事項のうち 2 以上に該当するもの
(大破車)

第 2 条 市長は、廃物に該当する放置自動車が次の各号のいずれかに該当する場合に、当該放置自動車を条例第12条第 2 項の自動車としての用に供するのが著しく困難な状態にあるもの（以下「大破車」という。）と認定することができる。

- (1) 四輪自動車等で別表第 1 の事項のいずれかに該当し、かつ別表第 3 の事項のうち 2 以上に該当するもの
(2) 四輪自動車等で別表第 3 の事項のうち 3 以上に該当するもの
(3) 二輪自動車で別表第 4 の事項のいずれかに該当し、かつ別表第 5 の事項の 1 から 4 のうち 1 以上に該当するもの
(4) 別表第 5 の事項の 1 から 4 のうち 2 以上に該当するもの

別表第 1 （四輪自動車等の登録等）

事 項	状 況
1 ナンバープレート等	ナンバープレートがないこと又は車台番号がないこと。
2 自動車検査	自動車検査の有効期間が経過していること又は検査標章がないこと。

別表第 2 （四輪自動車等の車体）

事 項	状 況
1 車体	車体の一部欠落していること、車体が屈曲していること若しくは裂け目があること又は汚泥、ごみ、落書き等により汚れていること。
2 塗装	車体の塗装全体に色むらが発生していること又は塗装の表面が日に焼け白く粉が噴いていること。
3 ガラス	窓ガラスが割れ落ちていること又はひび割れ

	ていること。
4 ライト	ヘッドライトが欠落していること又はヘッドライトのガラスが割れていること。
5 タイヤ	タイヤが欠落していること又はパンクしていること。
6 内燃機関	内燃機関（エンジン、ラジエーター等）が欠落していること、内燃機関の一部が破損していること又は内燃機関に汚泥やごみが堆積していること。
7 車内設備等	運転設備（ハンドル、メーター又はチェンジレバー）が欠落していること、運転設備の一部が破損していること、内装部品（シート地、内張り又はダッシュボード）が破れていること又は車内が汚泥やごみで汚れていること。

別表第3（四輪自動車等の大破車）

事 項	状 況
1 車体	車体が一部欠落していること又は車体が大きく屈曲していること若しくは裂け目があること。
2 ガラス	窓ガラスが割れ落ちていること又は大きくひび割れていること。
3 タイヤ	タイヤが欠落していること又は2本以上パンクしていること。
4 内燃機関	内燃機関（エンジン、ラジエーター等）が欠落していること又は内燃機関の一部が破損していること。
5 車内設備等	運転設備（ハンドル、メーター又はチェンジレバー）が欠落していること、内装部品（シート地、内張り又はダッシュボード）が破れ中の

	素材が見えていること又は車内が汚泥やごみで著しく汚れていること。
--	----------------------------------

別表第 4（二輪自動車の登録等）

事 項	状 況
1 ナンバープレート等	ナンバープレートがないこと又は車台番号がないこと。
2 自動車検査等	自動車検査の有効期間が経過していること、自動車損害賠償責任保険若しくは自動車損害賠償責任共済の有効期間が経過していること、又は検査標章、保険標章若しくは共済標章がないこと。

別表第 5（二輪自動車の車体）

事 項	状 況
1 錠	錠設備が欠落していること又は破損していること。
2 運転設備	運転設備（ハンドル、アクセル又はブレーキ）が欠落していること、又は破損し、機能を失っていること。
3 内燃機関	内燃機関（エンジン又は燃料タンク）が欠落していること、破損していること又は内燃機関に汚泥やごみが堆積していること。
4 タイヤ	タイヤが欠落していること又はパンクしていること。
5 車体	車体の一部が欠落していること。
6 塗装	車体の塗装全体に色むらが発生していること、塗装の表面が日に焼け白く粉が噴いていること又は塗装が剥がれさびが進み黒くなっているこ

	と。
7 ライト	ヘッドライトが欠落していること又はヘッドライトのガラスが割れていること。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

名古屋市達第 1 号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

組織の最小単位の拡大等に係る制度改正に関する規程を次のように定める。

令和 6 年 1 月 11 日

名古屋市長 河 村 た か し

(名古屋市広報広聴事務取扱規程の一部改正)

第 1 条 名古屋市広報広聴事務取扱規程（平成12年名古屋市達第54号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
(広報主任) 第 8 条 広報事務及び広聴事務を取り扱うため、局区室に属する <u>室（区役所保健福祉センターの室を除く。）</u> 、課（区役所保健福祉センター（福祉部を除く。）の課を除く。）、区役所保健福祉センター（福祉部を除く。）及び局室の長が必要と認める公所に広報主任を置く。	(広報主任) 第 8 条 広報事務及び広聴事務を取り扱うため、局区室に属する課（区役所保健福祉センター（福祉部を除く。）の課を除く。）、区役所保健福祉センター（福祉部を除く。）及び局室の長が必要と認める公所に広報主任を置く。

(名古屋市契約事務審議会規程の一部改正)

第 2 条 名古屋市契約事務審議会規程（昭和52年名古屋市達第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
別表 1	別表 1
(略) 財政局 <u>契約監理監</u> (略)	(略) 財政局 <u>担当局長（契約監理）</u> (略)
別表 3	別表 3
(略) 財政局契約部 <u>主幹</u> （公正入札確保） (略) 選挙管理委員会事務局 <u>庶務係長</u> (略)	(略) 財政局契約部 <u>担当課長</u> （公正入札確保） (略) 選挙管理委員会事務局 <u>課長補佐（庶務）</u> (略)
別表 4	別表 4
会計室出納課 <u>庶務係長</u> 防災危機管理局総務課 <u>経理係長</u> 市長室秘書課 <u>庶務係長</u> 総務局総務課 <u>経理係長</u> 総務局行政DX推進部法制課 <u>法規係長</u> 財政局総務課 <u>庶務係長</u> 財政局契約部契約監理課 <u>審査係長</u> 財政局契約部契約監理課 <u>改善指導係長</u> 財政局契約部契約課 <u>土木契約係長</u> 財政局契約部契約課 <u>建築契約係長</u> 財政局契約部契約課 <u>物品契約係長</u> スポーツ市民局総務課 <u>企画経理係長</u> スポーツ市民局地域振興部区政課 <u>管理係長</u> 経済局総務課 <u>経理係長</u> 観光文化交流局総務課 <u>企画経理係長</u> 環境局総務課 <u>経理係長</u> 健康福祉局総務課 <u>経理係長</u> 子ども青少年局企画経理課 <u>経理係長</u>	会計室出納課 <u>課長補佐（庶務）</u> 防災危機管理局総務課 <u>課長補佐（経理）</u> 市長室秘書課 <u>課長補佐（庶務）</u> 総務局総務課 <u>課長補佐（経理）</u> 総務局行政DX推進部法制課 <u>課長補佐（法規）</u> 財政局総務課 <u>課長補佐（庶務）</u> 財政局契約部契約監理課 <u>課長補佐（審査）</u> 財政局契約部契約監理課 <u>課長補佐（改善指導）</u> 財政局契約部契約課 <u>課長補佐（土木契約）</u> 財政局契約部契約課 <u>課長補佐（建築契約）</u> 財政局契約部契約課 <u>課長補佐（物品契約）</u> スポーツ市民局総務課 <u>課長補佐（企画経理）</u> スポーツ市民局地域振興部区政課 <u>課長補佐（管理）</u> 経済局総務課 <u>課長補佐（経理）</u> 観光文化交流局総務課 <u>課長補佐（企画経理）</u> 環境局総務課 <u>課長補佐（経理）</u> 健康福祉局総務課 <u>課長補佐（経理）</u> 子ども青少年局企画経理課 <u>課長補佐</u>

住宅都市局総務課 <u>主査</u> （調査） 緑政土木局総務課 <u>主査</u> （調査・車両） 上下水道局総務部契約監理課 <u>技術審査係長</u> 交通局営業本部企画財務部会計課 <u>契約係長</u> 消防局総務部総務課 <u>経理係長</u> 選挙管理委員会事務局 <u>庶務係長</u> 監査事務局監査管理課 <u>庶務係長</u> 人事委員会事務局審査課 <u>調査係長</u> 教育委員会事務局総務部企画経理課 <u>企画経理第二係長</u> 市会事務局総務課 <u>庶務係長</u>	<u>（経理）</u> 住宅都市局総務課課長補佐（調査） 緑政土木局総務課課長補佐（調査・車両） 上下水道局総務部契約監理課課長補佐（ <u>技術審査</u> ） 交通局営業本部企画財務部会計課課長補佐（ <u>契約</u> ） 消防局総務部総務課課長補佐（ <u>経理</u> ） 選挙管理委員会事務局課長補佐（ <u>庶務</u> ） 監査事務局監査管理課課長補佐（ <u>庶務</u> ） 人事委員会事務局審査課課長補佐（ <u>調査</u> ） 教育委員会事務局総務部企画経理課課長補佐（ <u>企画経理</u> ） 市会事務局総務課課長補佐（ <u>庶務</u> ）
---	--

（名古屋市人権施策推進会議規程の一部改正）

第3条 名古屋市人権施策推進会議規程（平成10年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前		改 正 後	
別表		別表	
委員	会計室長	委員	会計室長
(略)		(略)	
〃	総務局企画調整監	〃	総務局担当局長（企画調整）
〃	スポーツ市民局人権施策推進室長	〃	スポーツ市民局人権施策推進部長
(略)		(略)	
幹事	会計室出納課長	幹事	会計室出納課長
(略)		(略)	
〃	総務局職員部主幹（人材確保・育成）	〃	総務局職員部担当課長（人材確保・育成）
(略)		(略)	
〃	スポーツ市民局人権施策推進室主幹（人権企画）	〃	スポーツ市民局人権施策推進部人権施策推進課長

〃 スポーツ市民局<u>人権施策推進室主幹</u>（同和問題等） 〃 スポーツ市民局市民生活部<u>男女平等参画推進室長</u> （略） 〃 観光文化交流局観光交流部<u>主幹</u>（多文化共生・国際貢献） （略） 〃 住宅都市局<u>主幹</u>（企画調整） （略） 〃 交通局営業本部企画財務部<u>主幹</u>（企画調整・外郭団体） （略） 〃 教育委員会事務局総務部<u>人権教育室長</u> （略）	〃 スポーツ市民局<u>人権施策推進部担当課長</u>（同和問題等） 〃 スポーツ市民局市民生活部<u>男女平等参画推進課長</u> （略） 〃 観光文化交流局観光交流部<u>担当課長</u>（多文化共生・国際貢献） （略） 〃 住宅都市局<u>担当課長</u>（企画調整） （略） 〃 交通局営業本部企画財務部<u>担当課長</u>（企画調整・外郭団体） （略） 〃 教育委員会事務局総務部<u>人権教育課長</u> （略）
--	--

（名古屋市男女平等参画推進協議会規程の一部改正）

第4条 名古屋市男女平等参画推進協議会規程（昭和52年名古屋市達第39号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後																												
（庶務） 第7条 協議会の庶務は、スポーツ市民局市民生活部<u>男女平等参画推進室</u>において処理する。 別表 <table border="1"> <tr> <td>委員</td><td>会計室長</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>総務局<u>企画調整監</u></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>幹事</td><td>会計室出納課長</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>スポーツ市民局<u>人権施策推進室</u></td></tr> </table>	委員	会計室長	（略）		〃	総務局 <u>企画調整監</u>	（略）		幹事	会計室出納課長	（略）		〃	スポーツ市民局 <u>人権施策推進室</u>	（庶務） 第7条 協議会の庶務は、スポーツ市民局市民生活部<u>男女平等参画推進課</u>において処理する。 別表 <table border="1"> <tr> <td>委員</td><td>会計室長</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>総務局<u>担当局長</u>（企画調整）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>幹事</td><td>会計室出納課長</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>スポーツ市民局<u>人権施策推進部</u></td></tr> </table>	委員	会計室長	（略）		〃	総務局 <u>担当局長</u> （企画調整）	（略）		幹事	会計室出納課長	（略）		〃	スポーツ市民局 <u>人権施策推進部</u>
委員	会計室長																												
（略）																													
〃	総務局 <u>企画調整監</u>																												
（略）																													
幹事	会計室出納課長																												
（略）																													
〃	スポーツ市民局 <u>人権施策推進室</u>																												
委員	会計室長																												
（略）																													
〃	総務局 <u>担当局長</u> （企画調整）																												
（略）																													
幹事	会計室出納課長																												
（略）																													
〃	スポーツ市民局 <u>人権施策推進部</u>																												

(略)	<u>主幹（人権企画）</u>	(略)	<u>人権施策推進課長</u>
"	住宅都市局 <u>主幹</u> （企画調整）	"	住宅都市局 <u>担当課長</u> （企画調整）
(略)		(略)	
"	交通局営業本部企画財務部 <u>主幹</u> （企画調整・外郭団体）	"	交通局営業本部企画財務部 <u>担当</u> <u>課長</u> （企画調整・外郭団体）
(略)		(略)	
"	教育委員会事務局総務部 <u>人権教育</u> <u>室長</u>	"	教育委員会事務局総務部 <u>人権教育</u> <u>課長</u>
(略)		(略)	
"	中村区市政部 <u>企画経理室長</u>	"	中村区市政部 <u>企画経理課長</u>
"	中区市政部 <u>企画経理室長</u>	"	中区市政部 <u>企画経理課長</u>

（名古屋市国際化推進会議規程の一部改正）

第5条 名古屋市国際化推進会議規程（昭和62年名古屋市達第29号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前		改 正 後	
別表		別表	
委員	会計室長	委員	会計室長
(略)		(略)	
"	総務局 <u>企画調整監</u>	"	総務局 <u>担当局長</u> （企画調整）
(略)		(略)	
"	観光文化交流局 <u>参事</u> （都市魅力・国際都市化）	"	観光文化交流局 <u>担当部長</u> （都市魅力・国際都市化）
(略)		(略)	
幹事	会計室出納課長	幹事	会計室出納課長
(略)		(略)	
"	観光文化交流局観光交流部 <u>主幹</u> （多文化共生・国際貢献）	"	観光文化交流局観光交流部 <u>担当</u> <u>課長</u> （多文化共生・国際貢献）
(略)		(略)	
"	住宅都市局 <u>主幹</u> （企画調整）	"	住宅都市局 <u>担当課長</u> （企画調整）
(略)		(略)	
"	交通局営業本部企画財務部 <u>主幹</u> （企画調整・外郭団体）	"	交通局営業本部企画財務部 <u>担当</u> <u>課長</u> （企画調整・外郭団体）
(略)		(略)	

〃	中村区区政部 <u>企画経理室長</u>	〃	中村区区政部 <u>企画経理課長</u>
〃	中区区政部 <u>企画経理室長</u>	〃	中区区政部 <u>企画経理課長</u>

(名古屋市環境首都づくり推進会議規程の一部改正)

第6条 名古屋市環境首都づくり推進会議規程（平成20年名古屋市達第29号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
別表 (略) 総務局 <u>企画調整監</u> (略)	別表 (略) 総務局 <u>担当局長（企画調整）</u> (略)

(名古屋市ホームレス援護施策推進本部規程の一部改正)

第7条 名古屋市ホームレス援護施策推進本部規程（平成13年名古屋市達第33号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後																				
(幹事) 第6条 推進本部に幹事を置き、次に掲げる者をもって充てる。 (1) (略) (2) 本部長が指定する区の <u>企画経理室長</u> の職にある者 (3) (略) 2 (略) 別表	(幹事) 第6条 推進本部に幹事を置き、次に掲げる者をもって充てる。 (1) (略) (2) 本部長が指定する区の <u>企画経理課長</u> の職にある者 (3) (略) 2 (略) 別表																				
<table border="1"> <tr> <td>本部員</td><td>会計室長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>総務局<u>企画調整監</u></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>緑政土木局<u>公園緑地・農政監</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	本部員	会計室長	(略)		〃	総務局 <u>企画調整監</u>	〃	緑政土木局 <u>公園緑地・農政監</u>	(略)		<table border="1"> <tr> <td>本部員</td><td>会計室長</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>総務局<u>担当局長（企画調整）</u></td></tr> <tr> <td>〃</td><td>緑政土木局<u>担当局長（公園緑地・農政）</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	本部員	会計室長	(略)		〃	総務局 <u>担当局長（企画調整）</u>	〃	緑政土木局 <u>担当局長（公園緑地・農政）</u>	(略)	
本部員	会計室長																				
(略)																					
〃	総務局 <u>企画調整監</u>																				
〃	緑政土木局 <u>公園緑地・農政監</u>																				
(略)																					
本部員	会計室長																				
(略)																					
〃	総務局 <u>担当局長（企画調整）</u>																				
〃	緑政土木局 <u>担当局長（公園緑地・農政）</u>																				
(略)																					

幹事 (略)	会計室出納課長	幹事 (略)	会計室出納課長
〃	総務局総合調整部 <u>総合調整室長</u>	〃	総務局総合調整部 <u>総合調整課長</u>
(略)		(略)	
〃	健康福祉局高齢福祉部 <u>主幹</u> (包括的支援の推進に係る企画調整)	〃	健康福祉局高齢福祉部 <u>担当課長</u> (包括的支援の推進に係る企画調整)
(略)		(略)	
〃	健康福祉局生活福祉部 <u>主幹</u> (援護事業・保護施設)	〃	健康福祉局生活福祉部 <u>担当課長</u> (援護事業・保護施設)
〃	健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部 <u>感染症対策室長</u>	〃	健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部 <u>感染症対策課長</u>
(略)		(略)	
〃	緑政土木局 <u>主幹</u> (企画)	〃	緑政土木局 <u>担当課長</u> (企画)
(略)		(略)	
〃	緑政土木局緑地部 <u>主幹</u> (公園適正利用)	〃	緑政土木局緑地部 <u>担当課長</u> (公園適正利用)
(略)		(略)	
〃	交通局営業本部企画財務部 <u>主幹</u> (企画調整・外郭団体)	〃	交通局営業本部企画財務部 <u>担当課長</u> (企画調整・外郭団体)
(略)		(略)	

(名古屋市自殺対策推進本部規程の一部改正)

第8条 名古屋市自殺対策推進本部規程（平成19年名古屋市達第47号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前		改 正 後	
別表		別表	
(略)		(略)	
幹事	総務局職員部 <u>主幹</u> (メンタルヘルス・保健指導)	幹事	総務局職員部 <u>担当課長</u> (メンタルヘルス・保健指導)
〃	スポーツ市民局 <u>人権施策推</u>	〃	スポーツ市民局 <u>人権施策推</u>

	<u>進室主幹</u> （同和問題等）		<u>進部担当課長</u> （同和問題等）
(略)		(略)	
〃	スポーツ市民局市民生活部 <u>男女平等参画推進室長</u>	〃	スポーツ市民局市民生活部 <u>男女平等参画推進課長</u>
〃	経済局産業労働部 <u>労働企画 室長</u>	〃	経済局産業労働部 <u>労働企画 課長</u>
(略)		(略)	
〃	健康福祉局健康部 <u>主幹</u> （精神保健・いのちの支援）	〃	健康福祉局健康部 <u>担当課長</u> （精神保健・いのちの支援）
(略)		(略)	
〃	子ども青少年局子育て支援 部 <u>主幹</u> （児童虐待対策に係る企画調整）	〃	子ども青少年局子育て支援 部 <u>担当課長</u> （児童虐待対策に係る企画調整）
〃	子ども青少年局子育て支援 部 <u>主幹</u> （女性福祉）	〃	子ども青少年局子育て支援 部 <u>担当課長</u> （女性福祉）
〃	子ども青少年局子ども未来 企画部 <u>子ども未来企画室長</u>	〃	子ども青少年局子ども未来 企画部 <u>子ども未来企画課長</u>
〃	子ども青少年局子ども未来 企画部 <u>主幹</u> （子どもの権利擁護に係る企画調整）	〃	子ども青少年局子ども未来 企画部 <u>担当課長</u> （子どもの権利擁護に係る企画調整）
(略)		(略)	
〃	教育委員会事務局新しい学校 づくり推進部 <u>新しい学校 づくり推進室長</u>	〃	教育委員会事務局新しい学校 づくり推進部 <u>新しい学校 づくり推進課長</u>
〃	教育委員会事務局新しい学校 づくり推進部 <u>子ども応援 室長</u>	〃	教育委員会事務局新しい学校 づくり推進部 <u>子ども応援 課長</u>
〃	教育委員会事務局新しい学校 づくり推進部 <u>主幹</u> （教育相談体制）	〃	教育委員会事務局新しい学校 づくり推進部 <u>担当課長</u> （教育相談体制）
〃	教育委員会事務局指導部 <u>指 導室長</u>	〃	教育委員会事務局指導部 <u>指 導課長</u>
(略)		(略)	

（名古屋市市営住宅入居者選考審議会規程の一部改正）

第9条 名古屋市市営住宅入居者選考審議会規程（昭和43年名古屋市達第36号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
別表 スポーツ市民局<u>人権施策推進室長</u> (略) 緑政土木局<u>参事</u> (用地) (略)	別表 スポーツ市民局<u>人権施策推進部長</u> (略) 緑政土木局<u>担当部長</u> (用地) (略)

(名古屋市雨水流出抑制推進会議規程の一部改正)

第10条 名古屋市雨水流出抑制推進会議規程（昭和62年名古屋市達第4号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
別表（第3条、 <u>第6条</u> 関係） 幹事 防災危機管理局<u>危機管理企画室長</u> " 総務局企画部<u>主幹</u>（企画・水に係る施策の調整） (略) " 住宅都市局<u>監理指導室長</u> (略) " 緑政土木局<u>主幹</u>（企画） (略) " 上下水道局計画部<u>主幹</u>（雨水対策の総合調整） (略)	別表（第3条 <u>及び</u> 第6条関係） 幹事 防災危機管理局<u>危機管理企画課長</u> " 総務局企画部<u>担当課長</u>（企画・水に係る施策の調整） (略) " 住宅都市局<u>監理指導課長</u> (略) " 緑政土木局<u>担当課長</u>（企画） (略) " 上下水道局計画部<u>担当課長</u>（雨水対策の総合調整） (略)

(名古屋市ため池環境保全協議会規程の一部改正)

第11条 名古屋市ため池環境保全協議会規程（昭和49年名古屋市達第4号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
別表	別表

委員	財政局長	委員	財政局長
〃	環境局 <u>環境都市推進監</u>	〃	環境局 <u>担当局長（環境都市推進）</u>
〃	住宅都市局 <u>まちづくり調整監</u>	〃	住宅都市局 <u>担当局長（まちづくり調整）</u>
〃	緑政土木局 <u>公園緑地・農政監</u>	〃	緑政土木局 <u>担当局長（公園緑地・農政）</u>
(略)		(略)	
〃	住宅都市局 <u>参事</u> （市街地整備）	〃	住宅都市局 <u>担当部長（市街地整備）</u>
(略)		(略)	
〃	緑政土木局 <u>参事</u> （農政）	〃	緑政土木局 <u>担当部長（農政）</u>
(略)		(略)	
幹事	財政局総務課長	幹事	財政局総務課長
(略)		(略)	
〃	緑政土木局 <u>主幹</u> （農業振興）	〃	緑政土木局 <u>担当課長（農業振興）</u>
(略)		(略)	

（名古屋市総合排水計画策定協議会規程の一部改正）

第12条 名古屋市総合排水計画策定協議会規程（昭和49年名古屋市達第52号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前		改 正 後	
別表		別表	
委員	防災危機管理局長	委員	防災危機管理局長
〃	総務局 <u>企画調整監</u>	〃	総務局 <u>担当局長（企画調整）</u>
(略)		(略)	
〃	住宅都市局 <u>参事</u> （市街地整備）	〃	住宅都市局 <u>担当部長（市街地整備）</u>
(略)		(略)	
〃	緑政土木局 <u>参事</u> （農政）	〃	緑政土木局 <u>担当部長（農政）</u>
(略)		(略)	
幹事	防災危機管理局 <u>危機管理企画室長</u>	幹事	防災危機管理局 <u>危機管理企画課長</u>
〃	総務局企画部 <u>主幹</u> （企画・水に係る施策の調整）	〃	総務局企画部 <u>担当課長（企画・水に係る施策の調整）</u>
(略)		(略)	

" 住宅都市局都市計画部 <u>主幹</u> （防災・都市施策） (略) " 緑政土木局河川部 <u>主幹</u> （堀川総合整備） (略) " 緑政土木局 <u>主幹</u> （農業振興） (略) " 上下水道局計画部 <u>主幹</u> （雨水対策の総合調整）	" 住宅都市局都市計画部 <u>担当課長</u> （防災・都市施策） (略) " 緑政土木局河川部 <u>担当課長</u> （堀川総合整備） (略) " 緑政土木局 <u>担当課長</u> （農業振興） (略) " 上下水道局計画部 <u>担当課長</u> （雨水対策の総合調整）
--	--

（東山動植物園再生推進会議規程の一部改正）

第13条 東山動植物園再生推進会議規程（平成17年名古屋市達第36号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
(構成) 第3条 (略) 2 会長は緑政土木局主管副市長とし、副会長は緑政土木局 <u>公園緑地・農政監</u> とする。 3 (略) 別表 (略) 環境局<u>環境都市推進監</u> (略) 総務局<u>企画調整監</u> (略)	(構成) 第3条 (略) 2 会長は緑政土木局主管副市長とし、副会長は緑政土木局 <u>担当局長（公園緑地・農政）</u> とする。 3 (略) 別表 (略) 環境局<u>担当局長（環境都市推進）</u> (略) 総務局<u>担当局長（企画調整）</u> (略)

（区役所処務規程の一部改正）

第14条 区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

市 民 課 保健福祉センター 福 祉 部 民生子ども課 主 幹(1) (中村区及び南区に限る。) 福 祉 課	課 長 補 佐 (地域の魅力の向上・ 多文化共生の推進) (中区に限る。) 市 民 課 課 長 補 佐 (戸籍) 課 長 補 佐 (住民記録) 課 長 補 佐 (個人番号カード交付 に係る調整) 課 長 補 佐 (郵送証明) (熱田区 に限る。) 保健福祉センター 福 祉 部 民生子ども課 課 長 補 佐 (民生子ども) 課 長 補 佐 (子ども家庭支援) 課 長 補 佐 (保護) (中村区を除 く。) 課 長 補 佐 (保護) (3) (中村区 に限る。) 課 長 補 佐 (生活保護) (西区、 昭和区、瑞穂区、熱 田区、緑区及び天白 区に限る。) 課 長 補 佐 (生活保護) (2) (千 種区、北区、中村 区、中川区、港区、 守山区及び名東区に 限る。) 課 長 補 佐 (生活保護) (4) (南 区に限る。) 課 長 補 佐 (相談援護) (中村区 及び中区に限る。) 課 長 補 佐 (健康管理支援) 担 当 課 長 (生活保護) (中村区及 び南区に限る。) 福 祉 課 課 長 補 佐 (高齢福祉) 課 長 補 佐 (包括的支援等の推 進) 課 長 補 佐 (地域包括ケア推進に 係る地域の活力向 上) (北 区 に 限
--	---

		<u>る。)</u>
		<u>課 長 補 佐 (介護保険)</u>
		<u>課 長 補 佐 (障害福祉)</u>
		<u>課 長 補 佐 (精神障害者福祉・難 病対策等に係る連絡 調整)</u>
保険年金課		保険年金課
		<u>課 長 補 佐 (管理)</u>
		<u>課 長 補 佐 (保険)</u>
保健管理課 (千種区、中村区、中区 及び南区に限る。)		保健管理課 (千種区、中村区、中区 及び南区に限る。)
		<u>課 長 補 佐 (企画管理)</u>
		<u>課 長 補 佐 (医療安全)</u>
		<u>課 長 補 佐 (食品衛生・動物愛 護)</u>
		<u>課 長 補 佐 (健康危機管理)</u>
<u>主 幹 (1)</u> (千種区、中村区、 中区及び南区に限 る。)		<u>担 当 課 長 (健康安全)</u> (千種区、 中村区、中区及び南区 に限る。)
<u>環境薬務室</u> (千種区、中村区、中区 及び南区に限る。)		<u>環境薬務課</u> (千種区、中村区、中区 及び南区に限る。)
		<u>課 長 補 佐 (営業施設指導) (南 区を除く。)</u>
		<u>課 長 補 佐 (住居衛生・薬務) (南 区を除く。)</u>
		<u>課 長 補 佐 (営業薬務) (南区に 限る。)</u>
		<u>課 長 補 佐 (住居衛生) (南区に 限る。)</u>
健康安全課 (千種区、中村区、中区 及び南区を除く。)		健康安全課 (千種区、中村区、中区 及び南区を除く。)
		<u>課 長 補 佐 (企画管理)</u>
		<u>課 長 補 佐 (食品衛生・動物愛護 等)</u>
		<u>課 長 補 佐 (大規模施設に係るH A C C P監視等) (熱 田区に限る。)</u>
		<u>課 長 補 佐 (健康危機管理)</u>
<u>主 幹 (1)</u> (東区及び西区に限 る。)		<u>担 当 課 長 (医務総括)</u> (東区及び 西区に限る。)
<u>公害対策室</u> (西区、港区、南区及び 名東区に限る。)		<u>公害対策課</u> (西区、港区、南区及び 名東区に限る。)

保健予防課	<u>課長補佐（環境活動推進）</u> <u>課長補佐（規制指導）（西区、南区及び名東区に限る。）</u> <u>課長補佐（規制指導）（2）（港区に限る。）</u> 保健予防課 <u>課長補佐（保健感染症）</u> <u>課長補佐（医務）（東区及び西区を除く。）</u> <u>課長補佐（公害保健）（熱田区、中川区、港区及び南区に限る。）</u> <u>課長補佐（感染症対策等）</u> <u>課長補佐（保健看護）</u> <u>課長補佐（母子保健に係る子ども家庭支援）</u> <u>課長補佐（包括的支援等の推進）</u>
② （略） 第1条の3 保健管理課及び健康安全課並びにこれらの課の分掌事務の一部を分担する<u>主幹</u>並びに<u>環境薬務室</u>、<u>公害対策室</u>及び保健予防課は、福祉部に属しないものとする。 第2条 <u>課及び室</u>の分掌事務並びに<u>主幹</u>の分担事項は、次のとおりとする。 区 政 部 総 務 課 (1)～(27) （略） (28) 保健福祉センター及び他<u>課室</u>の主管に属しないこと。 <u>主 幹</u>（農政） (1)～(3) （略） <u>企画経理室</u> (1)～(9) （略） <u>主 幹</u>（区政運営の推進）(3) (1) （略） <u>地域力推進室</u> (1) 地域住民等と連携した地域の活力の向上に資する取組みの推進に関すること（中村区にあっては、<u>企画経理室</u>の	2 （略） 第1条の3 保健管理課及び健康安全課並びにこれらの課の分掌事務の一部を分担する<u>担当課長</u>並びに<u>環境薬務課</u>、<u>公害対策課</u>及び保健予防課は、福祉部に属しないものとする。 第2条 <u>課</u>の分掌事務及び<u>担当課長</u>の分担事項は、次のとおりとする。 区 政 部 総 務 課 (1)～(27) （略） (28) 保健福祉センター及び他<u>課</u>の主管に属しないこと。 <u>担当課長</u>（農政） (1)～(3) （略） <u>企画経理課</u> (1)～(9) （略） <u>担当課長</u>（区政運営の推進）(3) (1) （略） <u>地域力推進課</u> (1) 地域住民等と連携した地域の活力の向上に資する取組みの推進に関すること（中村区にあっては、<u>企画経理課</u>の

主管に属するものを除く。) 。 (2)～(18) (略) (略) 保健福祉センター 福 祉 部 民生子ども課 (1)～(26) (略) <u>主 幹</u> (生活保護) (1) 区長の指定する区域 (以下<u>主幹</u> (生活保護) の項において「指定区域」という。) 内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関すること。 (2)～(4) (略) (略) 保健管理課 (1)～(15) (略) (16) 保健福祉センター (福祉部を除く。) 内他<u>課室</u>の主管に属しないこと。 <u>主 幹</u> (健康安全) (1)・(2) (略) <u>環境薬務室</u> (1)～(3) (略) 健康安全課 (1)～(18) (略) (19) 保健福祉センター (福祉部を除く。) 内他<u>課室</u>の主管に属しないこと。 <u>主 幹</u> (医務総括) (1) (略) <u>公害対策室</u> (1)～(8) (略) 保健予防課 (1)～(10) (略) ② <u>課及び室には、別に定めるところにより、係又は主査を置き、その事務を分掌させる。</u> ③ <u>課又は室の分掌事務に的確かつ柔軟に対応するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、区長が指定する課又は室に、同項の規定に基づく規程に定め</u>	主管に属するものを除く。) 。 (2)～(18) (略) (略) 保健福祉センター 福 祉 部 民生子ども課 (1)～(26) (略) <u>担 当 課 長</u> (生活保護) (1) 区長の指定する区域 (以下<u>担当課長</u> (生活保護) の項において「指定区域」という。) 内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関すること。 (2)～(4) (略) (略) 保健管理課 (1)～(15) (略) (16) 保健福祉センター (福祉部を除く。) 内他<u>課</u>の主管に属しないこと。 <u>担 当 課 長</u> (健康安全) (1)・(2) (略) <u>環境薬務課</u> (1)～(3) (略) 健康安全課 (1)～(18) (略) (19) 保健福祉センター (福祉部を除く。) 内他<u>課</u>の主管に属しないこと。 <u>担 当 課 長</u> (医務総括) (1) (略) <u>公害対策課</u> (1)～(8) (略) 保健予防課 (1)～(10) (略)
--	--

る係の分掌事務又は主査の分担事項によらないで、当該課又は室の分掌事務を行わせることができる。

- ④ 特に必要があるときは、区役所に区付理事、区付参事、区付主幹又は区付主査を置くことができる。

第4条 部に部長、保健福祉センターに保健福祉センター所長、課に課長、室に室長、係に係長を置く。

- ② 部長、保健福祉センター所長、課長、室長及び係長は、上司の命を受け所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

③・④ (略)

- ⑤ 主幹及び主査は、上司の命を受け分担事務を処理する。

- ⑥ 次表の左欄に掲げる職には、名古屋市農業委員会事務局において同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

中川区区政部主幹 (農政)	中川農政課長
守山区区政部主幹 (農政)	西部・守山農政課長
緑区区政部主幹 (農政)	東部・緑農政課長

第5条 (略)

- ② 次表の左欄に掲げる区の主幹(農政)は、同表の右欄に掲げる区の区長の農政事務を補助執行するものとする。

表 (略)

- ③ 前項の規定により緑区の主幹(農政)が、千種区、昭和区、瑞穂区、名東区及び天白区の区長の農政事務を補助執行する場合にあっては、第1項に規定する天白区の総務課の職員は緑区の主幹(農

- 2 特に必要があるときは、区役所に区付担当局長、区付担当部長、区付担当課長又は区付課長補佐を置くことができる。

第4条 部に部長、保健福祉センターに保健福祉センター所長、課に課長を置く。

- 2 部長、保健福祉センター所長及び課長は、上司の命を受け所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3・4 (略)

- 5 担当課長は、上司の命を受け分担事務を処理する。

- 6 次表の左欄に掲げる職には、名古屋市農業委員会事務局において同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

中川区区政部担当 課長(農政)	中川農政課長
中川区区政部総務 課課長補佐(農 政)	中川農政課課長補 佐(中川農政)
守山区区政部担当 課長(農政)	西部・守山農政課 長
守山区区政部総務 課課長補佐(農 政)	西部・守山農政課 課長補佐(西部・ 守山農政)
守山区区政部総務 課課長補佐(農 政)	西部・守山農政課 課長補佐(農業に 係る施設の連絡調 整等)
緑区区政部担当課 長(農政)	東部・緑農政課長
緑区区政部総務課 課長補佐(農政)	東部・緑農政課課 長補佐(東部・緑 農政)

第5条 (略)

- 2 次表の左欄に掲げる区の担当課長(農政)は、同表の右欄に掲げる区の区長の農政事務を補助執行するものとする。

表 (略)

- 3 前項の規定により緑区の担当課長(農政)が、千種区、昭和区、瑞穂区、名東区及び天白区の区長の農政事務を補助執行する場合にあっては、第1項に規定する天白区の総務課の職員は緑区の担当課

政)の指揮監督を、緑区の主幹(農政)は天白区の区政部長の指揮監督をそれぞれ受けるものとする。

第5条の3 (略)

第5条の4 次表の左欄に掲げる区の環境薬務室の職員は、同表の中欄に掲げる区の市長の権限に属する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を補助執行するものとする。

表 (略)

2 次表の左欄に掲げる区の公害対策室の職員は、同表の中欄に掲げる区の市長の権限に属する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を補助執行するものとする。

表 (略)

長(農政)の指揮監督を、緑区の担当課長(農政)は天白区の区政部長の指揮監督をそれぞれ受けるものとする。

第5条の3 (略)

第5条の4 次表の左欄に掲げる区の保健管理課の職員は、同表の中欄に掲げる区の市長の権限に属する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を補助執行するものとする。

左欄	中欄	右欄
<u>千種区</u>	<u>昭和区、瑞穂区及び名東区</u>	<u>第2条第1項健康安全課の分掌事務第6号に規定する事務に関すること。</u>
<u>中村区</u>	<u>西区、熱田区及び中川区</u>	
<u>中区</u>	<u>東区、北区及び守山区</u>	
<u>南区</u>	<u>港区、緑区及び天白区</u>	

第5条の5 次表の左欄に掲げる区の環境薬務課の職員は、同表の中欄に掲げる区の市長の権限に属する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を補助執行するものとする。

表 (略)

2 次表の左欄に掲げる区の公害対策課の職員は、同表の中欄に掲げる区の市長の権限に属する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を補助執行するものとする。

表 (略)

3 次表の左欄に掲げる区の健康安全課の職員は、同表の中欄に掲げる区の市長の権限に属する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を補助執行するものとする。

左欄	中欄	右欄
<u>熱田区</u>	<u>千種区、東区、北区、西区、中村区、中区、昭和区、瑞穂区、中川区、港区、南区、守山</u>	<u>第2条第1項保健管理課の分掌事務第7号及び健康安全課の分掌事務第7号に規定するもののうち広域的又は専門的であると して市長が指定し</u>

	区、緑区、 名東区及び 天白区	た事務に関するこ と。
--	-----------------------	----------------

(名古屋市区役所支所処務規程の一部改正)

第15条 名古屋市区役所支所処務規程（昭和38年名古屋市達第7号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第3条 支所に次の組織を置く。 区民生活課 <u>庶務係</u> <u>主査(1)</u>（港区役所南陽支所に限る。） <u>市民係</u> <u>主幹(1)</u>（港区役所南陽支所に限る。） 区民福祉課 <u>保護・子ども係</u> <u>主査(1)</u>（北区役所楠支所、西役所山田支所及び中川区役所富田支所に限る。） <u>福祉係</u> <u>主査(2)</u> <u>保険係</u> 2 （略） 3 第1項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 区民生活課 <u>庶務係</u> (1) 公印（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連	第3条 支所に次の組織を置く。 区民生活課 <u>課長補佐(庶務)</u> <u>課長補佐(農政)</u>（港区役所南陽支所に限る。） <u>課長補佐(市民)</u> <u>担当課長(農政)</u>（港区役所南陽支所に限る。） 区民福祉課 <u>課長補佐(保護・子ども)</u> <u>課長補佐(生活保護)</u>（北区役所楠支所、西区役所山田支所及び中川区役所富田支所に限る。） <u>課長補佐(福祉)</u> <u>課長補佐(障害)</u> <u>課長補佐(精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整)</u> <u>課長補佐(保険)</u> 2 （略） 3 第1項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 区民生活課 (1) 公印（社会福祉事務所長印及び障害福祉事務専用区長印を除く。）の管守に関すること。

事務専用区長印、出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印、社会福祉事務所長印並びに障害福祉事務専用区長印を除く。）の管守に関する
こと。

(2)～(11) (略)

(12) 他課係の主管に属しないこと。

主 査（農政）

(1) 農業委員会に関すること。

(2) 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関すること。

市 民 係

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印並びに出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印の看守に関すること。

(2)～(11) (略)

主 幹（農政）

(1)・(2) (略)

(3) 前各号に掲げる事項に係る経理に関すること。

区民福祉課

保護・子ども係

(1)・(2) (略)

(3) 児童及びひとり親家庭等の福祉に関すること （他係の主管に属するものを除く。）。

(4)～(16) (略)

(2)～(11) (略)

(12)～(21) (略)

(22) 他課の主管に属しないこと。

担 当 課 長（農政）

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げる事項に係る経理に関すること。

区民福祉課

(1)・(2) (略)

(3) 児童及びひとり親家庭等の福祉に関すること。

(4)～(16) (略)

(17) 他係の主管に属さないこと。

主 査（生活保護）

(1) 区長の指定する区域内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関すること。

(2) 区長の指定する区域内の要保護者の更生指導に関すること。

福 祉 係

(1)～(25) （略）

主 査（障害）

(1) 障害者及び障害児の福祉に関すること。

(2) 難病対策に関すること（健康福祉局の主管に属するもの及び保健福祉センターに係るものを除く。）。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び自立支援医療費の支給認定（障害支援区分の認定に係る訪問調査の委託及び保健福祉センターに係るものを除く。）に関すること。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること（保健福祉センターに係るものを除く。）。

(5) その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。）に関すること（保健福祉センターに係るものを除く。）。

(6) 小児慢性特定疾病医療の実施のための事務に関すること（子ども青少年局の主管に属するもの及び保健福祉センターに係るものを除く。）。

(17)～(41) （略）

(7) 児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定（保健福祉センターに係るものを除く。）及び障害児入所給付費の入所給付決定に関すること。

(8) 児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費及びこれらに関連する給付費等の支給（指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指定発達支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること（保健福祉センターに係るものを除く。）。

(9) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条による福祉手当を含む。）の認定、支給の制限及び届出等の受理に関すること。

(10) 心身障害者扶養共済事業に係る掛金の徴収及び減免、年金、弔慰金及び地位の喪失に伴う返還金の支払、届出の受理その他書類の経由に関すること。

主 査（精神障害者福祉・難病対策等に係る連絡調整）

(1) （略）

保 険 係

(1)～(13) （略）

4 課に課長、係に係長を置く。

5 課長及び係長は、上司の命を受けて所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 主幹及び主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。

7 次表の左欄に掲げる職には、名古屋市農業委員会事務局において同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

港区役所南陽支所 主幹（農政）	（略）
港区役所南陽支所 区民生活課主査（農政）	港農政課港農政 係長

(42) （略）

(43)～(55) （略）

4 課に課長を置く。

5 課長及び課長補佐は、上司の命を受けて所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 担当課長は、上司の命を受けて分担事項を処理する。

7 次表の左欄に掲げる職には、名古屋市農業委員会事務局において同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

港区役所南陽支所 担当課長（農政）	（略）
港区役所南陽支所 区民生活課課長補佐（農政）	港農政課課長補 佐（港農政）

第4条 西区役所山田支所の職員（区長の権限に属する農政事務のうち前条第3項<u>庶務係</u>の分掌事務中第10号に掲げる事務（以下「区長の農政事務」という。）を処理する者（区民生活課長を除く。）に限る。）は、東区、北区、中村区及び中区の区長の農政事務を補助執行するものとする。この場合において、守山区役所<u>主幹</u>（農政）は、西区役所山田支所長の指揮監督を受けるものとする。 第4条の2 <u>所長、区民生活課長及び市民係</u>の職員は、他区の区長の権限に属する事務のうち、<u>次の各号</u>に掲げる事務を補助執行するものとする。ただし、第1号から第5号まで、第8号及び第9号にあっては当該支所に申請のあったもの、第6号にあっては当該支所に転入の届出をしようとする転入者の従前の住所地の区長の権限に属するもの、第7号にあっては当該支所において印鑑の登録を受け、その後他区へ転出をした者の住所地の区長の権限に属するものに限る。 (1)～(9) (略) 第4条の3 <u>所長、区民福祉課長及び保険係</u>の職員は、他区の区長の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を補助執行するものとする。ただし、当該支所に区間異動（転入）に係る国民健康保険又は後期高齢者医療の変更の届出をしようとする被保険者の従前の住所地の区長の権限に属するものに限る。 (1)・(2) (略)	第4条 西区役所山田支所の職員（区長の権限に属する農政事務のうち前条第3項<u>区民生活課</u>の分掌事務中第10号に掲げる事務（以下「区長の農政事務」という。）を処理する者（区民生活課長を除く。）に限る。）は、東区、北区、中村区及び中区の区長の農政事務を補助執行するものとする。この場合において、守山区役所<u>担当課長</u>（農政）は、西区役所山田支所長の指揮監督を受けるものとする。 第4条の2 <u>所長及び区民生活課</u>の職員は、他区の区長の権限に属する事務のうち、<u>次に掲げる事務</u>を補助執行するものとする。ただし、第1号から第5号まで、第8号及び第9号にあっては当該支所に申請のあったもの、第6号にあっては当該支所に転入の届出をしようとする転入者の従前の住所地の区長の権限に属するもの、第7号にあっては当該支所において印鑑の登録を受け、その後他区へ転出をした者の住所地の区長の権限に属するものに限る。 (1)～(9) (略) 第4条の3 <u>所長及び区民福祉課</u>の職員は、他区の区長の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を補助執行するものとする。ただし、当該支所に区間異動（転入）に係る国民健康保険又は後期高齢者医療の変更の届出をしようとする被保険者の従前の住所地の区長の権限に属するものに限る。 (1)・(2) (略)
---	--

（名古屋市社会福祉事務所处務規程の一部改正）

第16条 名古屋市社会福祉事務所处務規程（平成3年名古屋市達第18号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
-------	-------

第3条 前条第1項の補助組織は、社会福祉事務所にあっては区役所の保健福祉センター福祉部（保険年金課を除く。）を、社会福祉事務所支所にあっては区役所支所の区民福祉課（保険係を除く。）をもって充てる。ただし、区役所の <u>企画経理室</u> の職員は、予算の執行に関する事務を補助執行するものとする。	第3条 前条第1項の補助組織は、社会福祉事務所にあっては区役所の保健福祉センター福祉部（保険年金課を除く。）を、社会福祉事務所支所にあっては区役所支所の区民福祉課をもって充てる。ただし、区役所の <u>企画経理課</u> の職員は、予算の執行に関する事務を補助執行するものとする。
---	--

（名古屋市東京事務所処務規程の一部改正）

第17条 名古屋市東京事務所処務規程（昭和33年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第3条 事務所に次の組織を置く。 主 幹(3) 主 査(6)	第3条 事務所に次の組織を置く。 <u>担当課長（調査）(2)</u> <u>担当課長（調整）</u> <u>課長補佐（総括）</u> <u>課長補佐（調査）(5)</u>
2 <u>主幹及び主査</u> の分担事項は、次のとおりとする。 主 幹（調査）(2) (1)・(2)（略） 主 幹（調整） (1)（略） 主 査（総括） (1) <u>所長の指定する政府、政府諸機関及び国会並びに東京にある諸団体との連絡に関すること。</u> (2) <u>所長の指定する市政に関連のある情報及び資料の収集及び報告に関すること。</u> (3) <u>東京地方における市政の広報に関すること。</u> (4) <u>所長の指定する東京地方の事項に係る特命に関すること。</u> (5) <u>事務所の庶務及び経理に関すること。</u> 主 査（調査）(5)	2 <u>担当課長</u> の分担事項は、次のとおりとする。 <u>担当課長（調査）(2)</u> (1)・(2)（略） <u>担当課長（調整）</u> (1)（略）

(1) <u>所長の指定する政府、政府諸機関及び国会並びに東京にある諸団体との連絡に関すること。</u> (2) <u>所長の指定する市政に関連のある情報及び資料の収集及び報告に関すること。</u> (3) <u>所長の指定する東京地方の事項に係る特命に関すること。</u>	
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>主幹は、上司の命を受けて分担事項を掌理する。</u>	3 <u>担当課長は、上司の命を受けて分担事項を掌理する。</u>
4 <u>主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。</u>	4 <u>課長補佐は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u>
5 (略)	5 (略)

(名古屋市市政資料館処務規程の一部改正)

第18条 名古屋市市政資料館処務規程（平成元年名古屋市達第43号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第3条 資料館に次の組織を置く。 <u>庶務係</u> 2 <u>係</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 <u>庶務係</u> (1)～(6) (略) 3 <u>係に係長を置く。</u> 4 <u>係長は、上司の命を受けて主管事務を</u>処理し、所属職員を指揮監督する。	第3条 資料館に次の組織を置く。 <u>副館長補佐（庶務）</u> 2 <u>資料館</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) (略) 3 <u>副館長補佐（庶務）は、上司の命を受けて館務を</u>処理し、所属職員を指揮監督する。

(名古屋市収納管理・特別徴収事務センター処務規程の一部改正)

第19条 名古屋市収納管理・特別徴収事務センター処務規程（平成22年名古屋市達第13号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第3条 センターに次の組織を置く。 <u>収納管理係</u> <u>特別徴収係</u>	第3条 センターに次の組織を置く。 <u>所長補佐(収納管理)</u> <u>所長補佐(特別徴収)</u>
第4条 <u>前条の組織</u> の分掌事務は、次のとおりとする。 <u>収納管理係</u> (1)～(4) (略) <u>(5) 他係の主管に属しないこと。</u> <u>特別徴収係</u> (1) (略) <u>2 係に係長を置く。</u> <u>3 係長は、所長の命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u>	第4条 <u>センター</u> の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) (略) <u>2 所長補佐は、所長の命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u>

(名古屋市市税事務所処務規程の一部改正)

第20条 名古屋市市税事務所処務規程（平成22年名古屋市達第14号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第3条 事務所に次の組織を置く。 管 理 課 <u>管 理 係</u> <u>主 査(9) (栄の事務所に限る。)</u> <u>主 査(8) (本陣及び金山の事務所に限る。)</u> 徴 収 課 <u>納 税 係</u> <u>主 査(2)</u> <u>徴 収 係</u> <u>軽自動車税係 (金山の事務所に限る。)</u>	第3条 事務所に次の組織を置く。 管 理 課 <u>課 長 補 佐 (管理)</u> <u>課 長 補 佐 (窓口改善)</u> <u>課 長 補 佐 (税務窓口) (8) (栄の事務所に限る。)</u> <u>課 長 補 佐 (税務窓口) (7) (本陣及び金山の事務所に限る。)</u> 徴 収 課 <u>課 長 補 佐 (納税統括)</u> <u>課 長 補 佐 (納税) (2)</u> <u>課 長 補 佐 (徴収統括)</u> <u>課 長 補 佐 (徴収) (3)</u> <u>課 長 補 佐 (軽自動車税統括) (金山の事務所に限る。)</u>

<u>主 査(1)</u>	<u>課 長 補 佐 (軽自動車税) (金山の 事務所に限る。)</u>
<u>主 幹(1)</u>	<u>担 当 課 長 (徴収)</u>
<u>主 査(3)</u>	
市外滞納整理課 (本陣の事務所に限 る。)	市外滞納整理課 (本陣の事務所に限 る。)
<u>納 税 係</u>	<u>課 長 補 佐 (納税統括)</u>
<u>主 査(1)</u>	<u>課 長 補 佐 (納税)</u>
<u>徴 収 係</u>	<u>課 長 補 佐 (徴収統括)</u>
	<u>課 長 補 佐 (徴収)</u>
<u>主 幹(1)</u>	<u>担 当 課 長 (徴収) (本陣の事務所に 限る。)</u>
<u>主 査(1)</u>	
特別滞納整理室 (本陣の事務所に限 る。)	特別滞納整理課 (本陣の事務所に限 る。)
<u>特別滞納整理係</u>	<u>課 長 補 佐 (特別滞納整理統括)</u>
<u>主 査(1)</u>	<u>課 長 補 佐 (特別滞納整理)</u>
市 民 税 課	市 民 税 課
<u>個人市民税第一係</u>	<u>課 長 補 佐 (個人市民税統括)</u>
<u>個人市民税第二係</u>	<u>課 長 補 佐 (個人市民税) (2)</u>
<u>個人市民税第三係</u>	
法人課税課 (栄の事務所に限る。)	法人課税課 (栄の事務所に限る。)
<u>法人市民税係</u>	<u>課 長 補 佐 (法人市民税)</u>
<u>事業所税係</u>	<u>課 長 補 佐 (事業所税)</u>
固定資産税課	固定資産税課
<u>土地調査係</u>	<u>課 長 補 佐 (土地統括)</u>
<u>主 査(1)</u>	<u>課 長 補 佐 (土地)</u>
<u>家 屋 係</u>	<u>課 長 補 佐 (家屋統括)</u>
<u>主 査(2)</u>	<u>課 長 補 佐 (家屋) (2)</u>
<u>償却資産係</u>	<u>課 長 補 佐 (償却資産)</u>
固定資産評価室 (金山の事務所に限 る。)	固定資産評価課 (金山の事務所に限 る。)
<u>路 線 価 係</u>	<u>課 長 補 佐 (路線価)</u>
<u>主 査(1)</u>	<u>課 長 補 佐 (仮換地課税)</u>
<u>大規模家屋係</u>	<u>課 長 補 佐 (大規模家屋)</u>
2 <u>課に課長、室に室長、係に係長を置 く。</u>	2 課に課長を置く。
3 <u>課長及び室長は、所長を補佐するとと もに、その命を受けて所務を掌理する。</u>	3 課長は、所長を補佐するとともに、そ の命を受けて所務を掌理する。
4 <u>係長は、上司の命を受けて所属事務を 掌理し、所属職員を指揮監督する。</u>	4 <u>課長補佐は、上司の命を受けて所属事 務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u>
5 <u>主幹及び主査は、上司の命を受けて分</u>	5 <u>担当課長は、上司の命を受けて分担事</u>

担事項を処理する。

第4条 前条第1項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。

管 理 課

管 理 係

(1)・(2) (略)

(3) 税務に関する証明の発行その他の窓口事務に関すること。

(4)～(13) (略)

(14) (略)

(15) 他課室の主管に属しないこと。

主 査 (窓口改善)

(1) 税務広報及び租税教育に関すること。

(2) 税務に関する証明の発行その他の窓口事務に関すること。

(3) 事務所 (区役所及び区役所支所の税務窓口を含む。) の運営に係る企画及び連絡調整に関すること。

(4) 官公署からの照会 (文書によるものに限る。) に関すること (本陣の事務所に限る。)。

(5) 市税に係る徴収金の収納に関すること。

(6) 税務に係る研修の企画及び実施に関すること。

(7) 税務窓口のあり方の検討に関すること。

(8) 区役所及び区役所支所との連絡調整に関すること。

主 査 (税務窓口) (8) (栄の事務所に限る。)

(1) 区役所及び区役所支所の税務窓口において行う税務に関する証明 (住宅用

項を処理する。

第4条 事務所の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。

管 理 課

(1)・(2) (略)

(3) 税務に関する証明 (区役所及び区役所支所の税務窓口においては住宅用家屋証明 (名東区役所の税務窓口にあつては、建築後使用されたことのある住宅用家屋に係るものを除く。)を除く。) の発行その他の窓口事務に関すること。

(4)～(13) (略)

(14) 税務窓口のあり方の検討に関すること。

(15) (略)

(16) 他課の主管に属しないこと。

家屋証明（名東区役所の税務窓口にあつては、建築後使用されたことのある住宅用家屋に係るものを除く。）を除く。）の発行その他の窓口事務に関すること。

(2) 市税に係る徴収金の収納に関すること。

(3) 区役所又は区役所支所との連絡調整に関すること。

主 査（税務窓口）(7)（本陣及び金山の事務所に限る。）

(1) 区役所及び区役所支所の税務窓口において行う税務に関する証明（住宅用家屋証明を除く。）の発行その他の窓口事務に関すること。

(2) 市税に係る徴収金の収納に関すること。

(3) 区役所又は区役所支所との連絡調整に関すること。

徴 収 課

納 税 係

(1) 市税に係る徴収金（徴収係及び軽自動車税係、市外滞納整理課並びに特別滞納整理室の主管に属するものを除く。次号及び第5号において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること。

(2)・(3) （略）

(4) 市税に係る徴収金（軽自動車税係及び市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）に係る督促状に関すること。

(5)・(6) （略）

(7) 他係の主管に属しないこと。

主 査（納税）(2)

(1) 市税に係る徴収金（徴収係及び軽自

徴 収 課

(1) 市税に係る徴収金（市外滞納整理課及び特別滞納整理課の主管に属するものを除く。次号から第4号まで及び第7号において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること。

(2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関すること。

(3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関すること。

(4)・(5) （略）

(6) 市税に係る徴収金（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）に係る督促状に関すること。

(7)・(8) （略）

動車税係、市外滞納整理課並びに特別滞納整理室の主管に属するものを除く。次号及び第5号において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること。

(2) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。

(3) 徴収の嘱託及び受託に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。

(4) 市税に係る徴収金（軽自動車税係及び市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）に係る督促状に関すること。

(5) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること。

(6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

徴 収 係

(1) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。第4号及び第5号において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。

(2) 差押財産の換価に関すること（市外滞納整理課及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。）。

(3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金（軽自動車税係、市外滞納整理課及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。）の管理に関すること。

(4) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。

(5) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。

(6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

軽自動車税係

- (1) 軽自動車税（種別割に限る。以下徴収課の項において同じ。）の調査及び賦課に関すること。
- (2) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識及び臨時運行番号標の交付に関すること。
- (3) 軽自動車税に係る徴収金の納税相談及び滞納整理に関すること。
- (4) 軽自動車税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。
- (5) 軽自動車税に係る徴収金に係る督促状に関すること。
- (6) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った軽自動車税に係る徴収金の管理に関すること。
- (7) 軽自動車税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること。
- (8) 税務窓口において行う軽自動車税に関する相談その他の窓口事務に関すること。
- (9) その他軽自動車税に関すること。

主 査（軽自動車税）

- (1) 軽自動車税に係る徴収金の納税相談及び滞納整理に関すること。
- (2) 軽自動車税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。
- (3) 軽自動車税に係る徴収金に係る督促状に関すること。
- (4) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った軽自動車税に係る徴収金の管理に関すること。
- (5) 軽自動車税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること。
- (6) 税務窓口において行う軽自動車税に関する相談その他の窓口事務に関すること。

- (9) 軽自動車税（種別割に限る。以下徴収課の項において同じ。）の調査及び賦課に関すること（金山の事務所に限る。）。

- (10) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識及び臨時運行番号標の交付に関すること（金山の事務所に限る。）。

- (11) 税務窓口において行う軽自動車税に関する相談その他の窓口事務に関すること（金山の事務所に限る。）。

- (12) その他軽自動車税に関すること（金山の事務所に限る。）。

(7) その他軽自動車税に関すること。

主 幹（徴収）

- (1) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。第4号及び第5号において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 差押財産の換価に関すること（市外滞納整理課及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。）。
- (3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金（軽自動車税係、市外滞納整理課及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。）の管理に関すること。
- (4) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。

- (5) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。

(6) （略）

主 査（徴収）(3)

- (1) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。第4号及び第5号において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 差押財産の換価に関すること（市外滞納整理課及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。）。
- (3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金（軽自動車税係、市外滞納整理課及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。）の管理に関すること。
- (4) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること（市外滞納整理課の主管に属する

担当課長（徴収）

- (1) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。次号から第6号までにおいて同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること。

- (2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関すること。

- (3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関すること。

- (4) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。

- (5) 市税に係る徴収金に係る督促状に関すること。

- (6) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること。

(7) （略）

ものを除く。）。。

(5) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に
関する罰則に関すること（市外滞納整
理課の主管に属するものを除く。）。。

(6) 税務窓口において行う納税相談その
他の窓口事務に関すること。

市外滞納整理課

納 税 係

(1) 市外の区域内に住所又は所在地を有する者に係る市税に係る徴収金（軽自動車税係及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。以下市外滞納整理課の項において「市税に係る徴収金」という。）の納税相談及び滞納整理に関すること（徴収係の主管に属するものを除く。）。。

(2) 市税に係る徴収金（徴収係の主管に属するものを除く。）。の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。

(3)・(4) （略）

(5) 市税に係る徴収金（徴収係の主管に属するものを除く。）。に係る滞納処分に
関する罰則に関すること。

(6) （略）

(7) 他係の主管に属しないこと。

主 査（納税）

(1) 市税に係る徴収金の納税相談及び滞
納整理に関すること（徴収係の主管に
属するものを除く。）。。

(2) 市税に係る徴収金（徴収係の主管に
属するものを除く。）。の納付又は納入
の受託に係る有価証券の再委託に関す
ること。

(3) 市税に係る徴収金の徴収の嘱託及び
受託に関すること。

(4) 市税に係る徴収金に係る督促状に関

市外滞納整理課

(1) 市外の区域内に住所又は所在地を有する者に係る市税（軽自動車税の種別割を除く。）。に係る徴収金（特別滞納整理課の主管に属するものを除く。以下市外滞納整理課の項において「市税に係る徴収金」という。）の納税相談及び滞納整理に関すること。

(2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の
換価に関すること。

(3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を
行った市税に係る徴収金の管理に関す
ること。

(4) 市税に係る徴収金の納付又は納入の
受託に係る有価証券の再委託に関する
こと。

(5)・(6) （略）

(7) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に
関する罰則に関すること。

(8) （略）

すること。

(5) 市税に係る徴収金（徴収係の主管に属するものを除く。）に係る滞納処分に関する罰則に関すること。

(6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

徴 収 係

(1) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。）の納税相談及び滞納整理に関すること。

(2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関すること。

(3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関すること。

(4) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。）の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。

(5) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。）に係る滞納処分に関する罰則に関すること。

(6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

主 幹（徴収）

(1) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。）の納税相談及び滞納整理に関すること。

(2)・(3) （略）

(4) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。）の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。

(5) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。）に係る滞納処分に関する罰則に関すること。

(6) （略）

主 査（徴収）

(1) 市税に係る徴収金（所長の指定する

担 当 課 長（徴収）

(1) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。次号から第6号までにおいて同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること。

(2)・(3) （略）

(4) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。

(5) 市税に係る徴収金に係る督促状に関すること。

(6) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること。

(7) （略）

ものに限る。)の納税相談及び滞納整理に関すること。

(2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関すること。

(3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関すること。

(4) 市税に係る徴収金(所長の指定するものに限る。)の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。

(5) 市税に係る徴収金(所長の指定するものに限る。)に係る滞納処分に関する罰則に関すること。

(6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

特別滞納整理室

特別滞納整理係

(1) 市税に係る徴収金(税務監の指定するものに限る。以下特別滞納整理室の項において同じ。)の納税相談及び滞納整理に関すること。

(2)～(7) (略)

主 査(特別滞納整理)

(1) 市税に係る徴収金の納税相談及び滞納整理に関すること。

(2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関すること。

(3) 差押財産の換価の手續に関すること。

(4) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関すること。

(5) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。

(6) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること。

(7) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

市 民 税 課

個人市民税第一係

特別滞納整理課

(1) 市税に係る徴収金(担当局長(税務)の指定するものに限る。以下特別滞納整理課の項において同じ。)の納税相談及び滞納整理に関すること。

(2)～(7) (略)

市 民 税 課

個人市民税第二係

個人市民税第三係

- (1) 個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税の調査及び賦課（給与からの特別徴収の方法によって徴収するものを除く。）に関すること（所長の指定する区域内に賦課期日現在の住所を有する者に係るものに限る。）。
- (2) （略）
- (3) 個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税の犯則事件の調査に関すること（第1号に規定する者に係るものに限る。）。
- (4) （略）
- (5) その他個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税に関すること（第1号に規定する者に係るものに限る。）。
- (6) 他係の主管に属しないこと（個人市民税第一係に限る。）。

法人課税課

法人市民税係

- (1) 法人の市民税の調査及び賦課に関すること。
- (2) 法人の市民税の犯則事件の調査に関すること。
- (3) 税務窓口において行う法人の市民税に関する相談その他の窓口事務に関すること。
- (4) その他法人の市民税に関すること。
- (5) 他係の主管に属しないこと。

事業所税係

- (1) 事業所税の調査及び賦課に関すること。
- (2) 事業所税の犯則事件の調査に関すること。
- (3) 税務窓口において行う事業所税に関する相談その他の窓口事務に関すること。
- (4) その他事業所税に関すること。

固定資産税課

土地調査係

- (1) 個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税の調査及び賦課（給与からの特別徴収の方法によって徴収するものを除く。）に関すること。

- (2) （略）

- (3) 個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税の犯則事件の調査に関すること。

- (4) （略）

- (5) その他個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税に関すること。

法人課税課

- (1) 法人の市民税及び事業所税の調査及び賦課に関すること。
- (2) 法人の市民税及び事業所税の犯則事件の調査に関すること。
- (3) 税務窓口において行う法人の市民税及び事業所税に関する相談その他の窓口事務に関すること。
- (4) その他法人の市民税及び事業所税に関すること。

固定資産税課

- (1) 土地の調査及び評価に関すること（固定資産評価室の主管に属するものを除く。）。
- (2) 固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税の賦課に関すること。
- (3) 土地に係る固定資産税の犯則事件の調査に関すること。
- (4) 土地に係る不動産取得税の申告書の送付及び価格等の通知に関すること。
- (5) 税務窓口において行う土地に係る固定資産税及び都市計画税に関する相談その他の窓口事務に関すること。
- (6) その他土地に係る固定資産税及び都市計画税に関すること。
- (7) （略）
- (8) 他係の主管に属しないこと。
主 査（土地調査）
- (1) 土地の調査及び評価に関すること（固定資産評価室の主管に属するものを除く。）。
- (2) 固定資産税（償却資産に係るものを除く。）及び都市計画税の賦課に関すること。
- (3) 土地に係る固定資産税の犯則事件の調査に関すること。
- (4) 税務窓口において行う土地に係る固定資産税及び都市計画税に関する相談その他の窓口事務に関すること。
- (5) その他土地に係る固定資産税及び都市計画税に関すること。
- (6) 特別土地保有税の連絡調整に関すること。
家 屋 係
- (1) 家屋の調査及び評価に関すること（固定資産評価室の主管に属するものを除く。）。
- (2) 家屋に係る固定資産税の犯則事件の調査に関すること。
- (3) 家屋に係る不動産取得税の申告書の送付及び価格等の通知に関すること。
- (4) 税務窓口において行う家屋に係る固

- (1) 固定資産の調査及び評価に関すること（固定資産評価課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- (3) 固定資産税の犯則事件の調査に関すること。
- (4) 不動産取得税の申告書の送付及び価格等の通知に関すること。
- (5) 税務窓口において行う固定資産税及び都市計画税に関する相談その他の窓口事務に関すること。
- (6) その他固定資産税及び都市計画税に関すること。
- (7) （略）

定資産税及び都市計画税に関する相談
その他の窓口事務に関すること。

(5) その他家屋に係る固定資産税及び都
市計画税に関すること。

主 査（家屋）（2）

(1) 家屋の調査及び評価に関すること（
固定資産評価室の主管に属するものを
除く。）。

(2) 家屋に係る固定資産税の犯則事件の
調査に関すること。

(3) 税務窓口において行う家屋に係る固
定資産税及び都市計画税に関する相談
その他の窓口事務に関すること。

(4) その他家屋に係る固定資産税及び都
市計画税に関すること。

償却資産係

(1) 償却資産の調査及び評価に関するこ
と。

(2) 償却資産に係る固定資産税の賦課に
関すること。

(3) 償却資産に係る固定資産税の犯則事
件の調査に関すること。

(4) 税務窓口において行う償却資産に係
る固定資産税に関する相談その他の窓
口事務に関すること。

(5) その他償却資産に係る固定資産税に
関すること。

固定資産評価室

路 線 価 係

(1)～(3) （略）

(4) 税務窓口において行う土地に係る固
定資産税及び都市計画税並びに特別土
地保有税に関する相談その他の窓口事
務に関すること。

(5) 他係の主管に属しないこと。

主 査（仮換地課税）

(1) 路線価及び標準宅地の評点数の付設
に関すること。

(2) 土地区画整理事業又は土地改良事業

固定資産評価課

(1) 家屋（担当局長（税務）の指定する
ものに限る。）の調査及び評価に関す
ること。

(2)～(4) （略）

(5) 税務窓口において行う固定資産税、
都市計画税及び特別土地保有税に関す
る相談その他の窓口事務に関するこ
と。

<u>の施行に係る地域内の土地に対する仮換地課税の実施に関すること。</u> <u>(3) 特別土地保有税の賦課に関すること。</u> <u>(4) 税務窓口において行う土地に係る固定資産税及び都市計画税並びに特別土地保有税に関する相談その他の窓口事務に関すること。</u> <u>大規模家屋係</u> <u>(1) 家屋（税務監の指定するものに限る。）の調査及び評価に関すること。</u> <u>(2) 税務窓口において行う家屋に係る固定資産税及び都市計画税に関する相談その他の窓口事務に関すること。</u>	
---	--

（名古屋市市民活動推進センター処務規程の一部改正）

第21条 名古屋市市民活動推進センター処務規程（平成24年名古屋市達第13号）

の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第3条 センターに、その事務を処理するため次の組織を置く。 <u>市民活動係</u> <u>主 査(1)</u>	第3条 センターに、その事務を処理するため次の組織を置く。 <u>所 長 補 佐（市民活動）</u> <u>所 長 補 佐（市民活動に係る協働推進等）</u>
2 <u>係の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。</u> <u>市民活動係</u> (1)～(10) （略） <u>主 査（市民活動に係る協働推進等）</u> <u>(1) 市民活動に係る協働の推進に関すること。</u> <u>(2) 市民活動の促進に係る企画及び調査研究に関すること。</u> <u>(3) 市民活動に係る情報の収集及び提供並びに相談に関すること。</u> <u>(4) 市民活動に係る講座等の実施に関すること。</u>	2 <u>センターの分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)～(10) （略）

3 <u>係に係長を置く。</u>	
4 <u>係長は、上司の命を受けて、主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u>	3 <u>所長補佐は、上司の命を受けて、主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u>
5 <u>主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。</u>	

(名古屋城総合事務所処務規程の一部改正)

第22条 名古屋城総合事務所処務規程（昭和34年名古屋市達第15号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第3条 総合事務所の所務を処理するため、次の組織を置く。 管理活用課 <u>企画運営係</u> <u>主 査(2)</u> <u>保存維持係</u> <u>主 幹(1)</u> <u>主 査(1)</u> <u>保存整備室</u> <u>保存整備係</u> <u>主 査(2)</u> <u>主 幹(1)</u> <u>主 幹(2)</u> <u>主 査(2)</u> <u>主 幹(1)</u> <u>主 査(1)</u> <u>主 幹(1)</u> 名古屋城調査研究センター <u>調査研究係</u> <u>主 査(3)</u>	第3条 総合事務所の所務を処理するため、次の組織を置く。 管理活用課 <u>課 長 補 佐 (企画運営)</u> <u>課 長 補 佐 (誘客・活用)</u> <u>課 長 補 佐 (観覧環境の充実)</u> <u>課 長 補 佐 (保存維持)</u> <u>担 当 課 長 (木造天守閣復元推進)</u> <u>課 長 補 佐 (木造天守閣復元推進)</u> <u>保存整備課</u> <u>課 長 補 佐 (保存整備)</u> <u>課 長 補 佐 (二之丸の整備)</u> <u>課 長 補 佐 (事業調整・建造物)</u> <u>担 当 課 長 (金シャチ横丁第二期整備)</u> <u>担 当 課 長 (天守閣整備) (2)</u> <u>課 長 補 佐 (天守閣整備) (2)</u> <u>担 当 課 長 (木造天守閣昇降技術開発等)</u> <u>課 長 補 佐 (木造天守閣昇降技術開発等)</u> <u>担 当 課 長 (木造天守閣昇降技術開発支援)</u> 名古屋城調査研究センター <u>副所長補佐 (調査研究)</u> <u>副所長補佐 (考古学的調査・研究)</u> <u>副所長補佐 (近世武家文化の調査・</u>

	<u>研究等)</u> <u>副所長補佐 (石垣の調査・研究)</u>
2 <u>前項の組織の分掌事務又は分担事項</u>は、次のとおりとする。 管理活用課 <u>企画運営係</u> (1)～(9) (略) (10) <u>行催事(植物に関するものを除く。)</u>の企画及び運営に関すること。 (11)～(14) (略) (15) <u>名古屋城調査研究センター及び他室係の主管に属しないこと。</u> <u>主 査 (誘客・活用)</u> (1) (略) (2) <u>観覧者の誘致に関すること。</u> (3) <u>広報及び宣伝に関すること。</u> (4) <u>市民協働及び企業協賛に関すること。</u> (5) <u>寄附の募集及び受納(名古屋城天守閣木造復元に係るものを除く。)</u>に関すること。 <u>主 査 (観覧環境の充実)</u> (1) (略) <u>保存維持係</u> (1)～(5) (略) (6) <u>植物に関する行催事の企画及び運営に関すること。</u> <u>主 幹 (木造天守閣復元推進)</u> (1)～(3) (略) <u>主 査 (木造天守閣復元推進)</u> (1) <u>名古屋城天守閣木造復元に係る事業の推進に関すること。</u> (2) <u>名古屋城天守閣木造復元に係る寄附の募集及び受納に関すること。</u> (3) <u>名古屋城の運営のあり方の検討に関すること。</u> <u>保存整備室</u> <u>保存整備係</u> (1)～(3) (略) (4) <u>名古屋城旧本丸御殿障壁画の保存修</u>	2 <u>総合事務所の分掌事務及び担当課長の</u>分担事項は、次のとおりとする。 管理活用課 (1)～(9) (略) (10) 行催事の企画及び運営に関すること。 (11)～(14) (略) (15) (略) (16) (略) (17)～(21) (略) (22) <u>名古屋城調査研究センター及び他課の主管に属しないこと。</u> <u>担 当 課 長 (木造天守閣復元推進)</u> (1)～(3) (略) <u>保存整備課</u> (1)～(3) (略)

理に関すること。

(5) (略)

主 査 (二之丸の整備)

(1) 名古屋城二之丸の整備に関するこ
と。

主 査 (事業調整・建造物)

(1) 局長の指定する名古屋城に関連する
事業の調整等に関すること。

(2) 名古屋城の建造物の整備に関するこ
と。

主 幹 (金シャチ横丁第二期整
備)

(1) (略)

主 幹 (天守閣整備) (2)

(1) (略)

主 査 (天守閣整備) (2)

(1) 名古屋城天守閣の整備に関するこ
と。

主 幹 (木造天守閣昇降技術開発
等)

(1)・(2) (略)

主 査 (木造天守閣昇降技術開
発等)

(1) 名古屋城木造天守閣に係る昇降の技
術の開発に関すること。

(2) 局長の指定する名古屋城天守閣の整
備に関すること。

主 幹 (木造天守閣昇降技術開発
支援)

(1) (略)

名古屋城調査研究センター

調査研究係

(1)～(3) (略)

(4)～(6) (略)

(7) その他学芸事務に関すること。

主 査 (考古学的調査・研究)

(1) (略)

(2) 前号に掲げる事項に係る関係機関と
の連絡及び協力に関すること。

主 査 (近世武家文化の調査・

(4) (略)

担 当 課 長 (金シャチ横丁第二期整
備)

(1) (略)

担 当 課 長 (天守閣整備) (2)

(1) (略)

担 当 課 長 (木造天守閣昇降技術開発
等)

(1)・(2) (略)

担 当 課 長 (木造天守閣昇降技術開発
支援)

(1) (略)

名古屋城調査研究センター

(1)～(3) (略)

(4) 名古屋城旧本丸御殿障壁画の保存修
理に関すること。

(5)～(7) (略)

(8) (略)

<u>研究等)</u> (1) (略) (2) <u>局長の指定する名古屋城に関連する資料の収集、保管、展示及び供用に関すること。</u> (3) <u>前2号に掲げる事項に係る関係機関との連絡及び協力に関すること。</u> <u>主 査 (石垣の調査・研究)</u> (1) <u>名古屋城の石垣の調査及び研究に係る企画、指導及び関係機関との連絡調整に関すること。</u> 第4条 名古屋城調査研究センターに名古屋城調査研究センター所長及び名古屋城調査研究センター副所長、課に課長、<u>室に室長、係に係長を置く。</u> 2 <u>名古屋城調査研究センター所長、課長、室長、名古屋城調査研究センター副所長及び係長は、</u>上司の命を受け、所掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 3 <u>主幹及び主査は、</u>上司の命を受け、分担事項を処理する。	(9) (略) (10) 名古屋城の石垣の調査及び研究に係る企画、指導に関すること。 (11) <u>その他学芸事務に関すること。</u> 第4条 名古屋城調査研究センターに名古屋城調査研究センター所長及び名古屋城調査研究センター副所長、課に課長を置く。 2 名古屋城調査研究センター所長、課長、名古屋城調査研究センター副所長、<u>課長補佐及び副所長補佐は、</u>上司の命を受け、所掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 3 <u>担当課長は、</u>上司の命を受け、分担事項を処理する。
--	---

(名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程の一部改正)

第23条 名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程（昭和38年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第3条 名古屋市中心卸売市場本場に次の組織を置く。 管 理 課 <u>庶 務 係</u> <u>施 設 係</u> 主 幹(1) <u>主 査(1)</u> 業 務 課 <u>業 務 係</u> <u>主 査(1)</u>	第3条 名古屋市中心卸売市場本場<u>(以下「本場」という。)</u>に次の組織を置く。 管 理 課 <u>課 長 補 佐 (庶務)</u> <u>課 長 補 佐 (施設)</u> <u>担 当 課 長 (本場整備)</u> <u>課 長 補 佐 (本場整備)</u> 業 務 課 <u>課 長 補 佐 (業務)</u> <u>課 長 補 佐 (業務に係る企画調整)</u>

2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。

管 理 課

庶 務 係

- (1)～(4) (略)
- (5) 関連事業者の業務の指導及び監督に関すること（商業・流通部市場流通室の主管に属する検査を除く。）。
- (6) 中央卸売市場本場の秩序及び清潔の保持に関すること。
- (7) 他課係の主管に属しないこと。

施 設 係

- (1)～(3) (略)
- (4) 中央卸売市場本場の整備に関すること。

主 幹（本場整備）

- (1) 中央卸売市場本場の整備に関すること。

主 査（本場整備）

- (1) 中央卸売市場本場の整備に関すること。

業 務 課

業 務 係

- (1) (略)
- (2) 卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に関すること（商業・流通部市場流通室の主管に属する検査を除く。）。
- (3)～(8) (略)

主 査（業務に係る企画調整）

- (1) 卸売業者及び仲卸業者に対する指導及び監督に関すること（商業・流通部市場流通室の主管に属する検査を除く。）。
- (2) 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の指導に関すること。
- (3) 食の安全・安心及び品質管理に関すること。
- (4) 親しまれる市場づくりに関するこ

2 本場の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。

管 理 課

- (1)～(4) (略)
- (5) 関連事業者の業務の指導及び監督に関すること（商業・流通部市場流通課の主管に属する検査を除く。）。
- (6) 本場の秩序及び清潔の保持に関すること。

(7)～(9) (略)

- (10) 本場の整備に関すること。

(11) 他課の主管に属しないこと。

担 当 課 長（本場整備）

- (1) 本場の整備に関すること。

業 務 課

- (1) (略)
- (2) 卸売業者、仲卸業者その他の本場において売買取引を行う者に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に関すること（商業・流通部市場流通課の主管に属する検査を除く。）。
- (3)～(8) (略)

と。

(5) その他業務に係る企画調整に関する
こと。

第4条 名古屋市中央卸売市場北部市場に
次の組織を置く。

管 理 課

庶 務 係

施 設 係

主 幹(1)

主 査(1)

業 務 課

業 務 係

主 査(1)

2 前項の組織の分掌事務又は分担事項
は、次のとおりとする。

管 理 課

庶 務 係

(1)～(4) (略)

(5) 関連事業者の業務の指導及び監督に
関すること（商業・流通部市場流通室
の主管に属する検査を除く。）。
(6) 中央卸売市場北部市場の秩序及び清
潔の保持に関すること。

(7) 他課系の主管に属しないこと。

施 設 係

(1) (略)

(2) 電気、機械その他設備の維持、管理
及び修繕に関すること。

(3) (略)

(4) 中央卸売市場北部市場の整備に関す
ること。

主 幹（北部市場整備）

(1) 中央卸売市場北部市場の整備に関す
ること。

主 査（北部市場整備）

(1) 中央卸売市場北部市場の整備に関す
ること。

業 務 課

業 務 係

(1) (略)

第4条 名古屋市中央卸売市場北部市場（
以下「北部市場」という。）に次の組織
を置く。

管 理 課

課 長 補 佐（庶務）

課 長 補 佐（施設）

担 当 課 長（北部市場整備）

課 長 補 佐（北部市場整備）

業 務 課

課 長 補 佐（業務）

課 長 補 佐（業務に係る企画調整）

2 北部市場の分掌事務及び担当課長の分
担事項は、次のとおりとする。

管 理 課

(1)～(4) (略)

(5) 関連事業者の業務の指導及び監督に
関すること（商業・流通部市場流通課
の主管に属する検査を除く。）。
(6) 北部市場の秩序及び清潔の保持に関
すること。

(7) 他課の主管に属しないこと。

(7) (略)

(8) 電機、機械その他設備の維持、管理
及び修繕に関すること。

(9) (略)

(10) 北部市場の整備に関すること。

(11) 他課の主管に属しないこと。

担 当 課 長（北部市場整備）

(1) 北部市場の整備に関すること。

業 務 課

(1) (略)

(2) 卸売業者、仲卸業者その他の<u>市場</u>において売買取引を行う者に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に関すること（商業・流通部<u>市場流通室</u>の主管に属する検査を除く。）。 (3)～(8) （略） <u>主 査（業務に係る企画調整）</u> (1) 卸売業者及び仲卸業者に対する指導及び監督に関すること（商業・流通部<u>市場流通室</u>の主管に属する検査を除く。）。 (2) 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の指導に関すること。 (3) 食の安全・安心及び品質管理に関すること。 (4) 親しまれる市場づくりに関すること。 (5) その他業務に係る企画調整に関すること。 第5条 名古屋市中央卸売市場南部市場（以下「南部市場」という。）は、<u>中央卸売市場南部市場</u>の業務を行うほか、名古屋市南部と畜場（以下「南部と畜場」という。）の管理を行う。 2 前項の事務を処理するため、南部市場に次の組織を置く。 管 理 課 <u>業 務 係</u> <u>主 査(1)</u> <u>施 設 係</u> <u>主 幹(1)</u> <u>主 査(1)</u> 3 <u>前項の組織の分掌事務又は分担事項</u>は、次のとおりとする。 管 理 課 <u>業 務 係</u> (1)～(4) （略） (5) 卸売業者その他の<u>市場</u>において売買取引を行う者（仲卸業者を除く。）に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に関すること（	(2) 卸売業者、仲卸業者その他の<u>北部市場</u>において売買取引を行う者に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に関すること（商業・流通部<u>市場流通課</u>の主管に属する検査を除く。）。 (3)～(8) （略） 第5条 名古屋市中央卸売市場南部市場（以下「南部市場」という。）は、<u>南部市場</u>の業務を行うほか、名古屋市南部と畜場（以下「南部と畜場」という。）の管理を行う。 2 前項の事務を処理するため、南部市場に次の組織を置く。 管 理 課 <u>課 長 補 佐（業務）</u> <u>課 長 補 佐（衛生）</u> <u>課 長 補 佐（施設）</u> <u>担 当 課 長（施設長寿命化の推進）</u> <u>課 長 補 佐（施設長寿命化の推進）</u> 3 <u>南部市場の分掌事務及び担当課長の分担事項</u>は、次のとおりとする。 管 理 課 (1)～(4) （略） (5) 卸売業者その他の<u>南部市場</u>において売買取引を行う者（仲卸業者を除く。）に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に関する
---	---

商業・流通部市場流通室の主管に属する検査を除く。）。

(6)・(7) (略)

(8) 関連事業者の業務の指導及び監督に関すること（商業・流通部市場流通室の主管に属する検査を除く。）。

(9) 中央卸売市場南部市場及び南部と畜場の秩序及び清潔の保持に関すること。

(10) (略)

(11) 他係の主管に属しないこと。

主 査（衛生）

(1) 中央卸売市場南部市場及び南部と畜場における衛生保持及び消毒体制に関すること。

(2) 中央卸売市場南部市場及び南部と畜場の職員等に対する衛生に係る教育及び訓練に関すること。

(3) 中央卸売市場南部市場及び南部と畜場におけるH A C C Pに沿った衛生管理に関すること。

(4) 南部と畜場における家畜の感染症対策に関すること。

(5) その他衛生に係る企画調整に関すること。

施 設 係

(1) (略)

(2) その他中央卸売市場南部市場の施設の管理及び南部と畜場の管理に関すること。

主 幹（施設長寿命化の推進）

(1) (略)

主 査（施設長寿命化の推進）

(1) 土地、建物その他施設の長寿命化に係る事業の推進及び調整に関すること。

第6条 課に課長、係に係長を置く。

2 課長及び係長は、上司の命を受け、所掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

3 主幹は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係の係

ること（商業・流通部市場流通課の主管に属する検査を除く。）。

(6)・(7) (略)

(8) 関連事業者の業務の指導及び監督に関すること（商業・流通部市場流通課の主管に属する検査を除く。）。

(9) 南部市場及び南部と畜場の秩序及び清潔の保持に関すること。

(10) (略)

(11) (略)

(12) その他南部市場の施設の管理及び南部と畜場の管理に関すること。

担当課長（施設長寿命化の推進）

(1) (略)

第6条 課に課長を置く。

2 課長及び課長補佐は、上司の命を受け、所掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

3 担当課長は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係

長その他の職員を指揮監督する。	の課長補佐その他の職員を指揮監督する。
4 主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。	

(名古屋市工業研究所処務規程の一部改正)

第24条 名古屋市工業研究所処務規程（昭和27年名古屋市達第20号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第4条 研究所の事務を処理するため、次の組織を置く。 (略) <u>支援総括室</u> <u>主 幹(1)</u> <u>参 事(1)</u> <u>主 幹(2)</u> (略) 第5条 前条の組織の分掌事務及び分担事項は、次のとおりとする。 総 務 課 (1)～(5) (略) (6) 他部室の主管に属しないこと。 <u>支援総括室</u> (1)～(11) (略) <u>主 幹 (技術支援)</u> (1)～(5) (略) <u>参 事 (技術連携等の総合調整)</u> (1)～(4) (略) <u>主 幹 (共同研究等の企画調整)</u> (1)～(3) (略) <u>主 幹 (先進技術支援)</u> (1)～(3) (略) (略) 信頼性評価研究室 (1)・(2) (略) (3) 技術分野を横断する技術相談及び依	第4条 研究所の事務を処理するため、次の組織を置く。 (略) <u>支援総括課</u> <u>担 当 課 長 (技術支援)</u> <u>担 当 部 長 (技術連携等の総合調整)</u> <u>担 当 課 長 (共同研究等の企画調整)</u> <u>担 当 課 長 (先進技術支援)</u> (略) 第5条 <u>研究所の分掌事務並びに担当部長及び担当課長の</u>分担事項は、次のとおりとする。 総 務 課 (1)～(5) (略) (6) 他部<u>課</u>室の主管に属しないこと。 <u>支援総括課</u> (1)～(11) (略) <u>担 当 課 長 (技術支援)</u> (1)～(5) (略) <u>担 当 部 長 (技術連携等の総合調整)</u> (1)～(4) (略) <u>担 当 課 長 (共同研究等の企画調整)</u> (1)～(3) (略) <u>担 当 課 長 (先進技術支援)</u> (1)～(3) (略) (略) 信頼性評価研究室 (1)・(2) (略) (3) 技術分野を横断する技術相談及び依

頼試験に係る部室間の調整並びに管理に関すること（<u>支援総括室</u>の主管に属するものを除く。）。 第7条 部に部長、課に課長、室に室長、総務課に<u>事務係長</u>を置く。 ② （略） ③ <u>参事</u>は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係の課長その他の職員を指揮監督する。 ④ <u>主幹</u>は、上司の命を受けて分担事項を掌理する。 ⑤ <u>事務係長</u>は、上司の命を受け、所属事務を処理し、所属職員を指揮監督する。	頼試験に係る部室間の調整並びに管理に関すること（<u>支援総括課</u>の主管に属するものを除く。）。 第7条 部に部長、課に課長、室に室長、総務課に<u>課長補佐（事務）</u>を置く。 ② （略） ③ <u>担当部長</u>は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係の課長その他の職員を指揮監督する。 ④ <u>担当課長</u>は、上司の命を受けて分担事項を掌理する。 ⑤ <u>課長補佐（事務）</u>は、上司の命を受け、所属事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
---	---

（名古屋市環境科学調査センター処務規程の一部改正）

第25条 名古屋市環境科学調査センター処務規程（昭和46年名古屋市達第8号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第4条 センターに次の組織を置く。 <u>企画管理係</u> <u>監視係</u> （略） 第5条 <u>前条の組織</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 <u>企画管理係</u> (1)～(4) （略） <u>(5) 他室係の主管に属しないこと。</u> <u>監視係</u> <u>(1)</u> （略） （略） 第7条 室に室長、<u>係に係長</u>を置く。 2 室長及び<u>係長</u>は、上司の命を受け、所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	第4条 センターに次の組織を置く。 <u>所長補佐（企画管理）</u> <u>所長補佐（監視）</u> （略） 第5条 <u>センター</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) （略） <u>(5) （略）</u> <u>(6) 環境科学室の主管に属しないこと。</u> （略） 第7条 室に室長を置く。 2 室長及び<u>所長補佐</u>は、上司の命を受け、所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(名古屋市環境事業所処務規程の一部改正)

第26条 名古屋市環境事業所処務規程（昭和23年名古屋市達第20号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第4条 事業所に次の組織を置く。 <u>事 務 係</u> <u>指導管理係</u> <u>作 業 係</u> ② <u>組織の分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>事 務 係</u> <u>(1) 所内の庶務に関すること。</u> <u>(2) 局その他関係公所との連絡に関すること。</u> <u>(3) 一般廃棄物処理手数料の徴収に関すること。</u> <u>(4) 一般廃棄物処理手数料の徴収に関すること。</u> <u>(5) 所属する廃棄物処理施設の管理に関すること。</u> <u>(6) 保健環境委員及び区保健環境委員会に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。</u> <u>(7) 他係の主管に属しないこと。</u> <u>指導管理係</u> <u>(1) 一般廃棄物の処理に関する指導（住居等の堆積物による不良な状態の解消に係るものを含む。）及び市民啓発に関すること。</u> <u>(2) 一般廃棄物の減量化及び資源化事業の実施に関すること。</u> <u>(3) 事業用大規模建築物の所有者等に対するごみの資源化及び適正処理指導に関すること。</u> <u>(4) 作業用自動車の運転及び管理並びに事故の処理に関すること。</u> <u>(5) ごみの散乱防止及び路上禁煙に関すること。</u>	第4条 事業所に次の組織を置く。 <u>所 長 補 佐（事務）</u> <u>所 長 補 佐（指導管理）</u> <u>所 長 補 佐（作業）</u>

<u>作 業 係</u> (1) <u>一般廃棄物の収集作業に係る実施計画に関すること。</u> (2) <u>一般廃棄物の収集及び運搬作業に関すること。</u> (3) <u>ごみの排出指導に関すること（他係の主管に属するものを除く。）。</u> (4) <u>公衆便所の清掃及び大掃除の実施に関すること。</u> (5) <u>その他清掃作業に関すること。</u> ③ <u>係に係長を置く。</u> ④ <u>係長は、所長の命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u>	② <u>所長補佐は、所長の命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u>
---	---

（名古屋市処分場処務規程の一部改正）

第27条 名古屋市処分場処務規程（昭和47年名古屋市達第35号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第3条 処分場にその事務を処理するため次の組織を置く。 <u>主 幹(1)</u> <u>業 務 係</u> <u>整 備 係</u> <u>主 査(1)</u> 2 <u>係の分掌事務並びに主幹及び主査の分担事項は、次のとおりとする。</u> <u>主 幹（整備）</u> (1) <u>処分場の整備工事（埋立処分の終了の届出前のものに限る。）の設計及び施工に関すること。</u> (2) <u>施設の維持管理に関すること。</u> (3) <u>ごみ等の埋立処分（第二処分場に属するものに限る。）に関すること。</u> <u>業 務 係</u> (1) <u>ごみ等の埋立処分（第二処分場に属するものを除く。）に関すること。</u>	第3条 処分場にその事務を処理するため次の組織を置く。 <u>場 長 補 佐（業務）</u> <u>場 長 補 佐（整備）</u> <u>場 長 補 佐（浸出水処理施設等改築）</u> <u>担 当 課 長（整備）</u> 2 <u>処分場の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。</u> (1) <u>ごみ等の埋立処分に関すること。</u>

(2)・(3) (略) (4) <u>他係の主管に属しないこと。</u> <u>整備係</u> (1)・(2) (略) (3) <u>ごみ等の埋立処分（第二処分場に係るものに限る。）に関すること。</u> <u>主査（浸出水処理施設等改築）</u> (1) (略)	(2)・(3) (略) (4)・(5) (略) (6) (略) <u>担当課長（整備）</u> (1) <u>処分場の整備工事（埋立処分の終了の届出前のものに限る。）の設計及び施工に関すること。</u> (2) <u>施設の維持管理に関すること。</u> (3) <u>ごみ等の埋立処分（第二処分場に係るものに限る。）に関すること。</u>
3 <u>係に係長を置く。</u> 4 <u>係長は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u> 5 <u>主幹は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係の係長その他の職員を指揮監督する。</u> 6 <u>主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。</u>	3 <u>場長補佐は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u> 4 <u>担当課長は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係の場長補佐その他の職員を指揮監督する。</u>

（名古屋市環境局工場処務規程の一部改正）

第28条 名古屋市環境局工場処務規程（昭和45年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第2条 (略) 2 (略) 3 工場長に事故があるときは、<u>事務係長</u>がその職務を代理する。 第3条 工場に業務を処理するため次の組織を置く。 <u>事務係</u> <u>整備係</u>	第2条 (略) 2 (略) 3 工場長に事故があるときは、<u>工場長補佐（事務）</u>がその職務を代理する。 第3条 工場に業務を処理するため次の組織を置く。 <u>工場長補佐（事務）</u> <u>工場長補佐（整備）</u>

<u>運 転 係</u>（大江破碎工場に限る。） <u>運転第一係</u>（大江破碎工場及び五条川工場を除く。） <u>運転第二係</u>（大江破碎工場及び五条川工場を除く。） <u>運転第三係</u>（猪子石工場に限る。） 2 <u>係</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 <u>事 務 係</u> (1)～(4) （略） (5) <u>他係の主管に属しないこと。</u> <u>整 備 係</u> (1)・(2) （略） (3) <u>ごみの投入に関すること（大江破碎工場を除く。）。</u> (4) <u>焼却灰（大江破碎工場を除く。）</u>、<u>破碎ごみ（大江破碎工場に限る。）</u>及び<u>汚でいの搬出に関すること。</u> (5) <u>運転委託の監理に関すること（富田工場及び五条川工場に限る。）。</u> <u>運 転 係</u> (1) <u>破碎設備及び附帯設備の運転、点検、保守等に関すること。</u> (2) <u>ごみの投入に関すること。</u> <u>運転第一係</u> <u>運転第二係</u> <u>運転第三係</u> (1) <u>焼却設備及びその附帯設備の運転、点検、保守等に関すること。</u> 3 <u>係に係長を置く。</u> 4 <u>係長は、工場長の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u>	<u>工場長補佐（運転）</u>（大江破碎工場に限る。） <u>工場長補佐（運転）(2)</u>（富田工場に限る。） <u>工場長補佐（運転）(3)</u>（猪子石工場に限る。） 2 <u>工場</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) （略） (5)・(6) （略） (7) <u>ごみの投入に関すること。</u> (8) <u>焼却灰（大江破碎工場を除く。）</u>、<u>破碎ごみ（大江破碎工場に限る。）</u>及び<u>汚泥の搬出に関すること。</u> (9) <u>運転委託の監理に関すること（大江破碎工場を除く。）。</u> (10) <u>破碎設備及び附帯設備の運転、点検、保守等に関すること（大江破碎工場に限る。）。</u> (11) <u>焼却設備及びその附帯設備の運転、点検、保守等に関すること（猪子石工場及び富田工場に限る。）。</u> 3 <u>工場長補佐は、工場長の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u>
--	---

（名古屋市立中央看護専門学校処務規程の一部改正）

第29条 名古屋市立中央看護専門学校処務規程（昭和50年名古屋市達第19号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第3条 学校の事務を処理するため、次の組織を置く。 管 理 課 <u>事 務 係</u> <u>主 査(1)</u> <u>主 幹(1)</u> <u>主 査(1)</u> (略) 研修センター <u>研 修 係</u> 2 <u>前項の組織の分掌事務又は分担事項</u>は、次のとおりとする。 管 理 課 <u>事 務 係</u> (1)～(10) (略) <u>主 査(学生)</u> (1) <u>学生の募集、入学、休学、退学等に関すること。</u> (2) <u>学生に関する諸証明に関すること。</u> (3) <u>学籍簿その他学生に関する表簿の整理に関すること。</u> (4) <u>学校の行事並びに学生の集会、課外活動、掲示及び刊行物に関すること。</u> (5) <u>就職の指導及びあっせんに関すること。</u> <u>主 幹(中央看護専門学校に係る企画調整)</u> (1) (略) <u>主 査(中央看護専門学校に係る企画調整)</u> (1) <u>学校に係る企画及び調整に関すること。</u> (略) 研修センター <u>研 修 係</u> (1) (略)	第3条 学校の事務を処理するため、次の組織を置く。 管 理 課 <u>課 長 補 佐(事務)</u> <u>課 長 補 佐(学生)</u> <u>担 当 課 長(中央看護専門学校に係る企画調整)</u> <u>課 長 補 佐(中央看護専門学校に係る企画調整)</u> (略) 研修センター <u>所 長 補 佐(研修)</u> 2 <u>学校の分掌事務及び担当課長の分担事項</u>は、次のとおりとする。 管 理 課 (1)～(10) (略) <u>担 当 課 長(中央看護専門学校に係る企画調整)</u> (1) (略) (略) 研修センター (1) (略)

第4条 課に課長、研修センターに所長、<u>係に係長を置く。</u> 2～4 (略) 5 <u>係長</u>は、上司の命を受けて、主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 6 <u>主幹</u>は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係の<u>係長</u>その他の職員を指揮監督する。 7 (略) 8 <u>主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。</u>	第4条 課に課長、研修センターに所長を置く。 2～4 (略) 5 <u>課長補佐及び所長補佐</u>は、上司の命を受けて、主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 6 <u>担当課長</u>は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係の<u>課長補佐</u>その他の職員を指揮監督する。 7 (略)
---	--

(名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所处務規程の一部改正)

第30条 名古屋市立八事霊園・斎場管理事務所处務規程（昭和34年名古屋市達第6号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第3条 事務所に次の組織を置く。 <u>斎場係</u> <u>主査(1)</u> <u>霊園係</u> 2 <u>係の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。</u> <u>斎場係</u> (1)～(4) (略) (5) 土地、建物、附属設備及び物品の維持管理に関すること<u>(他係の主管に属するものを除く。)</u>。 <u>(6) 他係の主管に属しないこと。</u> <u>主査(設備管理)</u> <u>(1) 斎場の火葬設備の管理に関するこ</u> <u>と。</u> <u>霊園係</u> <u>(1)・(2) (略)</u> 3 <u>係に係長を置く。</u> 4 <u>係長は、上司の命を受けて主管事務を</u> <u>処理し、所属職員を指揮監督する。</u>	第3条 事務所に次の組織を置く。 <u>所長補佐(斎場)</u> <u>所長補佐(設備管理)</u> <u>所長補佐(霊園)</u> 2 <u>事務所の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)～(4) (略) (5) <u>斎場の土地、建物、附属設備及び物品の維持管理に関すること。</u> <u>(6)・(7) (略)</u> 3 <u>所長補佐は、上司の命を受けて主管事務を</u> <u>処理し、所属職員を指揮監督する。</u>

5 主査は、上司の命を受けて分担事項を 処理する。	
------------------------------	--

(名古屋市食品衛生検査所処務規程の一部改正)

第31条 名古屋市食品衛生検査所処務規程（昭和43年名古屋市達第13号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第3条 検査所に次の組織を置く。 <u>微生物検査係</u> <u>理化学検査係</u> <u>広域監視係</u> 2 <u>係</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 <u>微生物検査係</u> <u>理化学検査係</u> (1)・(2) (略) (3) 微生物検査に関すること<u>（微生物検査係に限る。）</u>。 (4) 理化学検査に関すること<u>（理化学検査係に限る。）</u>。 (5) <u>他係の主管に属しないこと（微生物検査係に限る。）</u>。 <u>広域監視係</u> (1) <u>所長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。</u> 3 <u>係に係長を置く。</u> 4 <u>係長</u>は、所長の命を受け、主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 5 (略)	第3条 検査所に次の組織を置く。 <u>所長補佐（微生物検査）</u> <u>所長補佐（理化学検査）</u> <u>所長補佐（広域監視）</u> 2 <u>検査所</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 微生物検査に関すること。 (4) 理化学検査に関すること。 3 <u>所長補佐</u>は、所長の命を受け、主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 4 (略)

(名古屋市動物愛護センター処務規程の一部改正)

第32条 名古屋市動物愛護センター処務規程（昭和39年名古屋市達第17号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第3条 センターに次の組織を置く。 <u>管理指導係</u> <u>愛護企画係</u> <u>主 査(1)</u> 2 <u>係の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。</u> <u>管理指導係</u> (1)～(3) (略) <u>(4) 他係の主管に属しないこと。</u> <u>愛護企画係</u> <u>(1) (略)</u> <u>(2) その他動物の愛護に関すること。</u> <u>主 査(地域相談支援)</u> <u>(1)・(2) (略)</u> 3 <u>係に係長を置く。</u> 4 <u>係長は、所長の命を受け、主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u> 5 <u>主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。</u> 6 (略)	第3条 センターに次の組織を置く。 <u>所長補佐(管理指導)</u> <u>所長補佐(愛護企画)</u> <u>所長補佐(地域相談支援)</u> 2 <u>センターの分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)～(3) (略) <u>(4) (略)</u> <u>(5)・(6) (略)</u> <u>(7) その他動物の愛護に関すること。</u> 3 <u>所長補佐は、所長の命を受け、主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u> 4 (略)

(名古屋市食肉衛生検査所処務規程の一部改正)

第33条 名古屋市食肉衛生検査所処務規程（昭和40年名古屋市達第23号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第3条 検査所に次の組織を置く。 <u>指導管理係</u> <u>主 査(1)</u> <u>検 査 係</u> 2 <u>係の分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>指導管理係</u> (1)～(3) (略) (4) と畜場及びその使用者の衛生保持の監視及び指導に関すること。	第3条 検査所に次の組織を置く。 <u>所長補佐(指導管理)</u> <u>所長補佐(監視指導・検査管理)</u> <u>所長補佐(検査)</u> 2 <u>検査所の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)～(3) (略) (4) と畜場及びその使用者並びに食鳥処理場の衛生保持の監視及び指導に関する

<u>主 査(2)</u> (略) 第5条 <u>部、課及び係</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 管 理 課 <u>管 理 係</u> (1)～(4) (略) 業 務 課 <u>事 業 係</u> (1) (略) (略) 2 <u>主幹及び主査</u>の分担事項は、次のとおりとする。 <u>主 幹 (精度管理)</u> (1) (略) <u>業 務 課</u> <u>主 査 (感染症対策)</u> (1) <u>所長の指定する感染症対策に関する</u> <u>こと。</u> <u>主 査 (感染症予防の推進)</u> (1) <u>ねずみ族、昆虫等の情報の普及啓発</u> <u>等に関すること。</u> <u>疫学情報部</u> <u>主 査 (情報管理)</u> (1) <u>公衆衛生に係る情報の収集、解析及</u> <u>び提供に関すること。</u> (2) <u>感染症の発生の状況及び動向に関す</u> <u>ること。</u> <u>主 査 (疫学調査)</u> (1) <u>感染症に係る調査研究に関するこ</u> <u>と。</u> 第7条 部に部長、課に課長、<u>係に係長</u>を置く。 2 部長、課長及び<u>係長</u>は上司の命を受け、所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 3 <u>主幹</u>は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係の<u>係長</u>その他の職員を指揮監督する。	<u>課長補佐 (情報管理)</u> <u>課長補佐 (疫学調査)</u> (略) 第5条 <u>研究所</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 管 理 課 (1)～(4) (略) 業 務 課 (1) (略) (略) 2 <u>担当課長</u>の分担事項は、次のとおりとする。 <u>担 当 課 長 (精度管理)</u> (1) (略) (2) <u>所長の指定する感染症対策に関する</u> <u>こと。</u> 第7条 部に部長、課に課長を置く。 2 部長、課長及び<u>課長補佐</u>は上司の命を受け、所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 3 <u>担当課長</u>は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係の<u>課長補佐</u>その他の職員を指揮監督す
---	---

4 <u>主査は、上司の命を受け、分担事項を処理する。</u> 第8条 所長は、毎月5日及び毎年1月末日までにその前月及び前年の事業成績を<u>医監</u>に報告しなければならない。	る。 第8条 所長は、毎月5日及び毎年1月末日までにその前月及び前年の事業成績を<u>担当局長（医務）</u>に報告しなければならない。
---	--

（名古屋市保健所処務規程の一部改正）

第35条 名古屋市保健所処務規程（平成30年名古屋市達第24号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第3条 保健所に次の補助組織を置く。 健 康 部 保健医療課 <u>地域医療係</u> <u>主 査(1)</u> <u>地域保健係</u> <u>主 幹(1)</u> <u>参 事(1)</u> <u>主 幹(1)</u> <u>主 査(1)</u> 健康増進課 <u>推 進 係</u> <u>精神保健係</u> <u>主 幹(1)</u> <u>主 査(1)</u> <u>主 幹(1)</u> <u>参 事(1)</u> 環境薬務課 <u>衛生指導係</u> <u>環境衛生係</u> <u>薬 務 係</u>	第3条 保健所に次の補助組織を置く。 健 康 部 保健医療課 <u>課 長 補 佐（地域医療）</u> <u>課 長 補 佐（医療安全確保）</u> <u>課 長 補 佐（地域保健）</u> <u>担 当 課 長（医務指導）</u> <u>担 当 部 長（健康危機管理対応力強化に係る総合調整）</u> <u>担 当 課 長（健康危機管理対応力強化に係る調整）</u> <u>課 長 補 佐（健康危機管理対応力強化に係る調整）</u> 健康増進課 <u>課 長 補 佐（推進）</u> <u>課 長 補 佐（精神保健）</u> <u>担 当 課 長（公衆衛生看護）</u> <u>課 長 補 佐（公衆衛生看護）</u> <u>担 当 課 長（精神保健・いのちの支援）</u> <u>担 当 部 長（生活衛生）</u> 環境薬務課 <u>課 長 補 佐（衛生指導）</u> <u>課 長 補 佐（環境衛生）</u> <u>課 長 補 佐（薬務）</u>

食品衛生課 <u>食品衛生係</u> <u>主 査(1)</u> <u>食の安全対策係</u> <u>獣医務係</u> <u>主 幹(1)</u> 感染症対策・調査センター 管 理 課 <u>管 理 係</u> 業 務 課 <u>事 業 係</u> <u>主 査(2)</u> 疫学情報部 <u>主 査(2)</u> 食品衛生検査所 <u>微生物検査係</u> <u>理化学検査係</u> <u>広域監視係</u> 動物愛護センター <u>管理指導係</u> <u>愛護企画係</u> <u>主 査(1)</u> 食肉衛生検査所 <u>指導管理係</u> <u>主 査(1)</u> <u>検 査 係</u> 新型コロナウイルス感染症対策監 新型コロナウイルス感染症対策部 <u>感染症対策室</u> <u>感 染 症 係</u> <u>主 査(2)</u> 新型コロナウイルス感染症対策室 <u>企 画 係</u> <u>推 進 係</u> <u>ワクチン接種推進係</u>	食品衛生課 <u>課 長 補 佐(食品衛生)</u> <u>課 長 補 佐(営業許可・届出等に</u> <u>係る企画調整)</u> <u>課 長 補 佐(食の安全対策)</u> <u>課 長 補 佐(獣医務)</u> <u>担 当 課 長(動物愛護管理・検査業</u> <u>務管理)</u> 感染症対策・調査センター 管 理 課 <u>課 長 補 佐(管理)</u> 業 務 課 <u>課 長 補 佐(事業)</u> <u>課 長 補 佐(感染症対策)</u> <u>課 長 補 佐(感染症予防の推進)</u> 疫学情報部 <u>課 長 補 佐(情報管理)</u> <u>課 長 補 佐(疫学調査)</u> 食品衛生検査所 <u>所 長 補 佐(微生物検査)</u> <u>所 長 補 佐(理化学検査)</u> <u>所 長 補 佐(広域監視)</u> 動物愛護センター <u>所 長 補 佐(管理指導)</u> <u>所 長 補 佐(愛護企画)</u> <u>所 長 補 佐(地域相談支援)</u> 食肉衛生検査所 <u>所 長 補 佐(指導管理)</u> <u>所 長 補 佐(監視指導・検査管</u> <u>理)</u> <u>所 長 補 佐(検査)</u> <u>担 当 局 長(新型コロナウイルス感染症</u> <u>対策)</u> 新型コロナウイルス感染症対策部 <u>感染症対策課</u> <u>課 長 補 佐(感染症)</u> <u>課 長 補 佐(特定感染症等対策)</u> <u>課 長 補 佐(感染症予防等)</u> 新型コロナウイルス感染症対策課 <u>課 長 補 佐(企画)</u> <u>課 長 補 佐(推進)</u> <u>課 長 補 佐(ワクチン接種推進)</u>
---	--

<u>主 幹</u> (6)	<u>担当課長</u> （新型コロナウイルス感染症対策）(6)
<u>主 査</u> (8)	<u>課長補佐</u> （新型コロナウイルス感染症対策）(8)
<u>参 事</u> (1)	<u>担当部長</u> （新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整）
<u>参 事</u> (2)	<u>担当部長</u> （新型コロナウイルスワクチンに係る調整）(2)
<u>主 幹</u> (4)	<u>担当課長</u> （新型コロナウイルスワクチンに係る調整）(4)
<u>主 査</u> (3)	<u>課長補佐</u> （新型コロナウイルスワクチンに係る調整）(3)
子育て支援部	子育て支援部
子育て支援課	子育て支援課
母子保健係	<u>課長補佐</u> （母子保健）
<u>主 幹</u> (1)	<u>担当課長</u> （母子保健）
保健センター	保健センター
(略)	(略)
保健管理課（千種、中村、中及び南の保健センターに限る。）	保健管理課（千種、中村、中及び南の保健センターに限る。）
<u>企画管理係</u>	<u>課長補佐</u> （企画管理）
<u>主 査</u> (3)	<u>課長補佐</u> （医療安全）
	<u>課長補佐</u> （食品衛生・動物愛護）
	<u>課長補佐</u> （健康危機管理）
<u>主 幹</u> (1)（千種、中村、中及び南の保健センターに限る。）	<u>担当課長</u> （健康安全）（千種、中村、中及び南の保健センターに限る。）
<u>環境薬務室</u> （千種、中村、中及び南の保健センターに限る。）	<u>環境薬務課</u> （千種、中村、中及び南の保健センターに限る。）
<u>主 査</u> (2)	<u>課長補佐</u> （営業施設指導）（南の保健センターを除く。）
	<u>課長補佐</u> （住居衛生・薬務）（南の保健センターを除く。）
	<u>課長補佐</u> （営業薬務）（南の保健センターに限る。）

健康安全課（千種、中村、中及び南の保健センターを除く。） <u>企画管理係</u> 主 査(3)（熱田の保健センターに限る。） 主 査(2)（熱田の保健センターを除く。） 保健予防課 <u>保健感染症係</u> 主 査(3)（東及び西の保健センターを除く。） 主 査(2)（東及び西の保健センターに限る。） 第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 健 康 部 保健医療課 <u>地域医療係</u> (1)～(7) （略） (8) 他部課並びに保健センター、感染症対策・調査センター及び動物愛護センターの主管に属しないこと。 主 査（医療安全確保） (1)・(2) （略） <u>地域保健係</u> (1)～(8) （略） 主 幹（医務指導）	<u>課長補佐（住居衛生）（南の保健センターに限る。）</u> 健康安全課（千種、中村、中及び南の保健センターを除く。） <u>課長補佐（企画管理）</u> <u>課長補佐（食品衛生・動物愛護等）</u> <u>課長補佐（大規模施設に係るHACC P監視等）（熱田の保健センターに限る。）</u> <u>課長補佐（健康危機管理）</u> 保健予防課 <u>課長補佐（保健感染症）</u> <u>課長補佐（医務）（東及び西の保健センターを除く。）</u> <u>課長補佐（感染症対策等）</u> <u>課長補佐（保健看護）</u> 第4条 <u>保健所の分掌事務並びに担当部長及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。</u> 健 康 部 保健医療課 (1)～(7) （略） (8)・(9) （略） (10)～(17) （略） (18) <u>健康危機管理対応力の強化に係る調整に関すること。</u> (19) <u>他部課並びに保健センター、感染症対策・調査センター及び動物愛護センターの主管に属しないこと。</u> <u>担当課長（医務指導）</u>
---	---

(1)～(4) (略) <u>参 事</u> (健康危機管理対応力強化に係る総合調整) (1) (略) <u>主 幹</u> (健康危機管理対応力強化に係る調整) (1) (略) <u>主 査</u> (健康危機管理対応力強化に係る調整) <u>(1) 健康危機管理対応力の強化に係る調整に関すること。</u> 健康増進課 <u>推 進 係</u> (1)～(7) (略) <u>(8) 他係の主管に属しないこと。</u> <u>精神保健係</u> <u>(1) (略)</u> <u>主 幹</u> (公衆衛生看護) (1)～(3) (略) <u>主 査</u> (公衆衛生看護) <u>(1) 保健師の業務に係る企画及び調整に関すること。</u> <u>(2) 難病患者の保健に係る企画及び調整に関すること。</u> <u>(3) 医療社会事業に係る企画及び調整に関すること。</u> <u>主 幹</u> (精神保健・いのちの支援) (1) (略) <u>参 事</u> (生活衛生) (1)～(5) (略) 環境薬務課 <u>衛生指導係</u> (1)～(3) (略) <u>(4) 他係の主管に属しないこと。</u> <u>環境衛生係</u> <u>(1)～(5) (略)</u> <u>薬 務 係</u> <u>(1)～(5) (略)</u> 食品衛生課 <u>食品衛生係</u> (1) 食品衛生に係る企画及び調整に関する	(1)～(4) (略) <u>担 当 部 長</u> (健康危機管理対応力強化に係る総合調整) (1) (略) <u>担 当 課 長</u> (健康危機管理対応力強化に係る調整) (1) (略) 健康増進課 (1)～(7) (略) <u>(8) (略)</u> <u>担 当 課 長</u> (公衆衛生看護) (1)～(3) (略) <u>担 当 課 長</u> (精神保健・いのちの支援) (1) (略) <u>担 当 部 長</u> (生活衛生) (1)～(5) (略) 環境薬務課 (1)～(3) (略) <u>(4)～(8) (略)</u> <u>(9)～(13) (略)</u> 食品衛生課 (1) 食品衛生に係る企画及び調整に関する
--	--

ること（他係の主管に属するものを除く。）。 (2)～(4) (略) (5) <u>他係の主管に属しないこと。</u> <u>主 査（営業許可・届出等に 係る企画調整）</u> (1) (略) <u>食の安全対策係</u> (1)～(5) (略) <u>獣 医 務 係</u> (1)～(5) (略) <u>主 幹（動物愛護管理・検査業 務管理）</u> (1)～(5) (略) 感染症対策・調査センター 管 理 課 <u>管 理 係</u> (1)・(2) (略) 業 務 課 <u>事 業 係</u> (1)～(4) (略) <u>主 査（感染症対策）</u> (1) (略) <u>主 査（感染症予防の推進）</u> (1) (略) (2) <u>ねずみ族、昆虫等の駆除及び指導に 関すること。</u> 疫学情報部 <u>主 査（情報管理）</u> (1) (略) <u>主 査（疫学調査）</u> (1) (略) 食品衛生検査所 <u>微生物検査係</u> <u>理化学検査係</u> (1) (略) <u>広域監視係</u> (1)～(4) (略) 動物愛護センター <u>管理指導係</u> (1)～(6) (略) (7) <u>動物愛護センター内他係の主管に属</u>	ること。 (2)～(4) (略) (5) (略) (6)～(10) (略) (11)～(15) (略) <u>担 当 課 長（動物愛護管理・検査業 務管理）</u> (1)～(5) (略) 感染症対策・調査センター 管 理 課 (1)・(2) (略) 業 務 課 (1)～(4) (略) (5) (略) (6) (略) 疫学情報部 (1) (略) (2) (略) 食品衛生検査所 (1) (略) (2)～(5) (略) 動物愛護センター (1)～(6) (略)
---	---

しないこと。

愛護企画係

(1)～(9) (略)

主 査 (地域相談支援)

(1) (略)

食肉衛生検査所

指導管理係

(1)・(2) (略)

主 査 (監視指導・検査管理)

(1) と畜場及び中央卸売市場南部市場における食品衛生の監視及び指導に係る企画及び調整に関すること。

(2) 中央卸売市場南部市場における食品表示法による食品表示に係る相談に関すること。

検 査 係

(1)・(2) (略)

新型コロナウイルス感染症対策監

新型コロナウイルス感染症対策部

感染症対策室

感 染 症 係

(1) 感染症の予防及び医療に係る企画及び調整に関すること (新型コロナウイルス感染症対策室の主管に属するものを除く。)。

(2) (略)

(3) 予防接種 (法令で定めるものに限る。)に係る企画及び調整に関すること (新型コロナウイルス感染症対策室の主管に属するものを除く。)。

(4) (略)

(5) 部内他室の主管に属しないこと。

主 査 (特定感染症等対策)

(1) (略)

主 査 (感染症予防等)

(1) (略)

新型コロナウイルス感染症対策室

企 画 係

(1)・(2) (略)

(3) 他係の主管に属しないこと。

(7)～(15) (略)

(16) (略)

食肉衛生検査所

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

担 当 局 長 (新型コロナウイルス感染症対策)

新型コロナウイルス感染症対策部

感染症対策課

(1) 感染症の予防及び医療に係る企画及び調整に関すること (新型コロナウイルス感染症対策課の主管に属するものを除く。)。

(2) (略)

(3) 予防接種 (法令で定めるものに限る。)に係る企画及び調整に関すること (新型コロナウイルス感染症対策課の主管に属するものを除く。)。

(4) (略)

(5) 部内他課の主管に属しないこと。

(6) (略)

(7) (略)

新型コロナウイルス感染症対策課

(1)・(2) (略)

<u>推 進 係</u> (1) (略) <u>ワクチン接種推進係</u> (1) (略) <u>主 幹</u> (新型コロナウイルス感染症対策) (6) (1) (略) <u>主 査</u> (新型コロナウイルス感染症対策) (8) (1) 保健所長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関すること。 <u>参 事</u> (新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整) (1) (略) <u>参 事</u> (新型コロナウイルスワクチンに係る調整) (2) (1) (略) <u>主 幹</u> (新型コロナウイルスワクチンに係る調整) (4) (1) (略) <u>主 査</u> (新型コロナウイルスワクチンに係る調整) (3) (1) <u>新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> 子育て支援部 子育て支援課 <u>母子保健係</u> (1)・(2) (略) <u>主 幹</u> (母子保健) (1)・(2) (略) 保健センター (略) 保健管理課 <u>企画管理係</u> (1)～(19) (略) (20) 保健センター内他課室の<u>主管</u>に属しないこと。 <u>主 査</u> (医療安全)	(3) (略) (4) (略) (5) <u>保健所長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関すること。</u> <u>担 当 課 長</u> (新型コロナウイルス感染症対策) (6) (1) (略) <u>担 当 部 長</u> (新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整) (1) (略) <u>担 当 部 長</u> (新型コロナウイルスワクチンに係る調整) (2) (1) (略) <u>担 当 課 長</u> (新型コロナウイルスワクチンに係る調整) (4) (1) (略) 子育て支援部 子育て支援課 (1)・(2) (略) <u>担 当 課 長</u> (母子保健) (1)・(2) (略) 保健センター (略) 保健管理課 (1)～(19) (略) (20) 保健センター内他課の<u>主管</u>に属しないこと。
---	--

(1) 企画管理係の分掌事務中第8号から第12号までに掲げること。

主 査（食品衛生・動物愛護）

(1) 企画管理係の分掌事務中第14号から第19号までに掲げること。

主 査（健康危機管理）

(1) 健康危機管理の総括に関すること。

主 幹（健康安全）

(1)～(7) （略）

環境薬務室

主 査（営業施設指導）（南の保健センターを除く。）

(1)～(4) （略）

主 査（住居衛生・薬務）（南の保健センターを除く。）

(1)～(10) （略）

主 査（営業薬務）（南の保健センターに限る。）

(1) 環境薬務事務専用市長印の管守に関すること。

(2) 公衆浴場、興行場、旅館、理容所、美容所及びクリーニング所に関すること。

(3) 住宅宿泊事業に関すること。

(4) 温泉の利用に関すること。

(5) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。

(6) 薬局及び医薬品の販売業に関すること。

(7) 医療機器の販売業及び貸与業に関すること。

(8) 毒物及び劇物の販売業に関すること。

主 査（住居衛生）（南の保健センターに限る。）

(1) ねずみ及び昆虫等の防除（これに係る住居等の堆積物による不良な状態の

担当課長（健康安全）

(1)～(7) （略）

環境薬務課

(1)～(4) （略）

(5)～(14) （略）

<u>解消に係る指導を含む。) に関するこ と。</u> <u>(2) 井水、上下水道、プール等の環境の 衛生指導に関すること。</u> <u>(3) 消毒に関すること (感染症対策・調 査センター及び保健管理課の主管に属 するものを除く。)</u> <u>(4) 浄化槽に関すること。</u> <u>(5) 建築物における衛生的環境の確保に 関すること。</u> <u>(6) 墓地、納骨堂及び火葬場に関するこ と。</u> 健康安全課 企画管理係 (1)～(33) (略) 主 査 (食品衛生・動物愛護 等) <u>(1) 企画管理係の分掌事務中第14号から 第19号までに掲げること。</u> <u>(2)・(3) (略)</u> 主 査 (大規模施設に係るH A C C P 監視等) (熱田の保健センター に限る。) <u>(1) 大規模施設に係る食品衛生管理に関 すること。</u> <u>(2) 食品衛生自主管理認定施設の認定審 査に関すること。</u> <u>(3) 食品衛生及び食品表示法による食品 表示に関する事項のうち、広域的又は 専門的であるとして市長が指定した監 視指導に係る事務に関すること。</u> 主 査 (健康危機管理) <u>(1) 健康危機管理の総括に関すること。</u> 保健予防課 保健感染症係 (1)～(15) (略) 主 査 (医務) (東及び西の 保健センターを除	健康安全課 (1)～(33) (略) (34)・(35) (略) <u>(36) 大規模施設に係る食品衛生管理に 関すること (熱田の保健センターに限 る。)</u> <u>(37) 食品衛生自主管理認定施設の認定 審査に関すること (熱田の保健センタ ーに限る。)</u> <u>(38) 食品衛生及び食品表示法による食 品表示に関する事項のうち、広域的又 は専門的であるとして市長が指定した 監視指導に係る事務に関すること (熱 田の保健センターに限る。)</u> 保健予防課 (1)～(15) (略)
--	---

<u>く。)</u> (1) <u>医務に関すること。</u> <u>主 査（感染症対策等）</u> (1) <u>保健感染症係の分掌事務中第6号、第9号及び第12号に掲げること。</u> (2) <u>保健感染症係の分掌事務中第7号及び第13号に掲げること（千種、中村、中及び南の保健センターに限る。）。</u> (3) <u>結核患者の医療費公費負担に関すること。</u> <u>主 査（保健看護）</u> (1) <u>保健感染症係の分掌事務中第14号及び第15号に掲げること。</u> 2 <u>部に部長、保健センターに保健センター所長、課に課長、室に室長、感染症対策・調査センターに感染症対策・調査センター所長、食品衛生検査所に食品衛生検査所長、動物愛護センターに動物愛護センター所長、食肉衛生検査所に食肉衛生検査所長、係に係長を置く。</u> 3 <u>部長、保健センター所長、課長、室長、感染症対策・調査センター所長、食品衛生検査所長、動物愛護センター所長、食肉衛生検査所長及び係長は、上司の命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u> 4 <u>新型コロナウイルス感染症対策監は、上司の命を受けて新型コロナウイルス感染症等の対策に係る重要事項の企画及び調整を行い、その事項に関して所管の部長その他の職員を指揮監督する。</u> 5 <u>参事は、上司の命を受けて分担事項を処理し、その事項に関して所管の課長その他の職員を指揮監督する。</u> 6 （略） 7 <u>主幹及び主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。</u> 8～11 （略） 第5条 <u>保健所長は、健康福祉局医監の職にある者をもって充てる。</u>	(16) <u>医務に関すること（東及び西の保健センターを除く。）。</u> 2 <u>部に部長、保健センターに保健センター所長、課に課長、感染症対策・調査センターに感染症対策・調査センター所長、食品衛生検査所に食品衛生検査所長、動物愛護センターに動物愛護センター所長、食肉衛生検査所に食肉衛生検査所長を置く。</u> 3 <u>部長、保健センター所長、課長、感染症対策・調査センター所長、食品衛生検査所長、動物愛護センター所長、食肉衛生検査所長、課長補佐及び所長補佐は、上司の命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u> 4 <u>担当局長（新型コロナウイルス感染症対策）は、上司の命を受けて新型コロナウイルス感染症等の対策に係る重要事項の企画及び調整を行い、その事項に関して所管の部長その他の職員を指揮監督する。</u> 5 <u>担当部長は、上司の命を受けて分担事項を処理し、その事項に関して所管の課長その他の職員を指揮監督する。</u> 6 （略） 7 <u>担当課長は、上司の命を受けて分担事項を処理する。</u> 8～11 （略） 第5条 <u>保健所長は、健康福祉局担当局長（医務）の職にある者をもって充てる。</u>
---	---

2 新型コロナウイルス感染症対策監は、健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策監の職にある者をもって充てる。

3 保健センター所長は、区役所保健福祉センター所長の職にある者（その者が職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第1号）別表第1職種区分表に掲げる医事職の職にある者でない場合にあつては、区役所保健福祉センター主幹（医務総括）の職にある者）をもって充てる。

4・5 （略）

6 前条に規定する職（新型コロナウイルス感染症対策監、保健センター所長、保健センター副所長及び感染症対策・調査センター所長を除く。）及びその補助組織には、健康福祉局健康部、新型コロナウイルス感染症対策部及び衛生研究所、子ども青少年局子育て支援部並びに区役所保健福祉センターにおいて同一の名称の職にある者及びその補助組織をもって充てる。

第6条 （略）

2 （略）

3 第1項の表の左欄に掲げる区の保健センター保健管理課の主査（医療安全）及び企画管理係の職員は、同表の右欄に掲げる区の保健センター所長の権限に属する事務のうち、それぞれ第4条第1項健康安全課企画管理係の分掌事務第9号から第13号までに規定する事務を補助執行するものとする。

4 第1項の表の左欄に掲げる区の保健センター環境薬務室の職員は、同表の右欄に掲げる区の保健センター所長の権限に属する事務のうち、それぞれ第4条第1項健康安全課企画管理係の分掌事務第20号から第32号までに規定する事務（住居の衛生に係る相談等、浸水時の消毒（感染症対策・調査センターの主管に属するものを除く。）及び改葬許可を除く。）

2 担当局長（新型コロナウイルス感染症対策）は、健康福祉局担当局長（新型コロナウイルス感染症対策）の職にある者をもって充てる。

3 保健センター所長は、区役所保健福祉センター所長の職にある者（その者が職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第1号）別表第1職種区分表に掲げる医事職の職にある者でない場合にあつては、区役所保健福祉センター担当課長（医務総括）の職にある者）をもって充てる。

4・5 （略）

6 前条に規定する職（担当局長（新型コロナウイルス感染症対策）、保健センター所長、保健センター副所長及び感染症対策・調査センター所長を除く。）及びその補助組織には、健康福祉局健康部、新型コロナウイルス感染症対策部及び衛生研究所、子ども青少年局子育て支援部並びに区役所保健福祉センターにおいて同一の名称の職にある者及びその補助組織をもって充てる。

第6条 （略）

2 （略）

3 第1項の表の左欄に掲げる区の保健センター保健管理課の職員は、同表の右欄に掲げる区の保健センター所長の権限に属する事務のうち、それぞれ第4条第1項健康安全課の分掌事務第9号から第13号までに規定する事務を補助執行するものとする。

4 第1項の表の左欄に掲げる区の保健センター環境薬務課の職員は、同表の右欄に掲げる区の保健センター所長の権限に属する事務のうち、それぞれ第4条第1項健康安全課の分掌事務第20号から第32号までに規定する事務（浸水時の消毒（感染症対策・調査センターの主管に属するものを除く。）を除く。）を補助執行するものとする。

を補助執行するものとする。 5 次表の左欄に掲げる区の保健センター健康安全課の<u>主査（大規模施設に係るH A C C P監視等）及び企画管理係</u>の職員は、同表の中欄に掲げる区の保健センター所長の権限に属する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を補助執行するものとする。	5 次表の左欄に掲げる区の保健センター健康安全課の職員は、同表の中欄に掲げる区の保健センター所長の権限に属する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を補助執行するものとする。								
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="280 533 539 577">(略)</th><th data-bbox="539 533 798 577">右欄</th></tr> <tr> <td></td><td data-bbox="539 577 798 1039"> 第4条第1項保健管理課<u>企画管理係</u>及び健康安全課<u>企画管理係</u>の分掌事務第14号及び第15号に規定するもののうち広域的又は専門的であるとして市長が指定した事務に関する事 </td></tr> </table>	(略)	右欄		第4条第1項保健管理課 <u>企画管理係</u> 及び健康安全課 <u>企画管理係</u> の分掌事務第14号及び第15号に規定するもののうち広域的又は専門的であるとして市長が指定した事務に関する事 	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="858 533 1117 577">(略)</th><th data-bbox="1117 533 1375 577">右欄</th></tr> <tr> <td></td><td data-bbox="1117 577 1375 1039"> 第4条第1項保健管理課及び健康安全課の分掌事務第14号及び第15号に規定するもののうち広域的又は専門的であるとして市長が指定した事務に関する事 </td></tr> </table>	(略)	右欄		第4条第1項保健管理課及び健康安全課の分掌事務第14号及び第15号に規定するもののうち広域的又は専門的であるとして市長が指定した事務に関する事
(略)	右欄								
	第4条第1項保健管理課 <u>企画管理係</u> 及び健康安全課 <u>企画管理係</u> の分掌事務第14号及び第15号に規定するもののうち広域的又は専門的であるとして市長が指定した事務に関する事 								
(略)	右欄								
	第4条第1項保健管理課及び健康安全課の分掌事務第14号及び第15号に規定するもののうち広域的又は専門的であるとして市長が指定した事務に関する事 								
6 (略)	6 (略)								

(名古屋市精神保健福祉センター処務規程の一部改正)

第36条 名古屋市精神保健福祉センター処務規程（平成12年名古屋市達第81号）

の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第2条 センターに次の組織を置く。 <u>管 理 係</u> <u>主 査(2)</u> 2 <u>係</u>の分掌事務及び<u>主査</u>の分担事項は、次のとおりとする。 <u>管 理 係</u> (1)～(3) (略) <u>(4) 前号の事業に係る診療に関する事</u> <u>と。</u> <u>(5)～(8)</u> (略)	第2条 センターに次の組織を置く。 <u>所 長 補 佐 (管理)</u> <u>所 長 補 佐 (支援)</u> <u>所 長 補 佐 (精神医療)</u> 2 <u>センター</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) <u>(4)～(7)</u> (略)

<u>主 査(1)</u> <u>介 護 係</u> <u>主 査(3)</u> (略) 2 <u>前項の組織の分掌事務又は分担事項</u> は、次のとおりとする。 管 理 課 <u>管 理 係</u> (1)～(3) (略) (4) 物品（食品材料を除く。）の購入、 検収及び管理に関すること。 (5)～(11) (略) (12) その他入所者に関すること（<u>介護 係の主管に属するものを除く。</u>）。 (13)～(19) (略) (20) <u>介護係の主管に属しないこと。</u> <u>主 査（施設管理等）</u> (1) <u>経理に関すること。</u> (2) 物品（食品材料を除く。）の購入、 検収及び管理に関すること。 (3) <u>施設の管理、営繕及び取締りに関す ること。</u> <u>主 査（福祉）</u> (1) <u>特別養護老人ホームの入退所等に係 る相談及び調整に関すること。</u> (2) <u>入退所事務に関すること。</u> (3) <u>入所者の生活相談及び生活指導に関 すること。</u> (4) <u>入所者の措置費、介護報酬等の請求 手続に関すること。</u> (5) <u>入所者（特別養護老人ホームに限 る。）の介護サービス計画に関するこ と。</u> (6) <u>その他入所者に関すること（介護係 の主管に属するものを除く。）。</u> <u>主 査（栄養管理）</u> (1) <u>入所者の栄養管理に関すること。</u> (2) <u>入所者の栄養指導及び栄養相談に関 すること。</u>	<u>課 長 補 佐（厚生院に係る調整）</u> <u>課 長 補 佐（介護統括）</u> <u>課 長 補 佐（介護）(3)</u> (略) 2 <u>厚生院の分掌事務及び担当課長の分担 事項は、次のとおりとする。</u> 管 理 課 (1)～(3) (略) (4) 物品の購入、検収及び管理に関する こと。 (5)～(11) (略) (12) その他入所者に関すること。 (13)～(19) (略) (20) <u>入所者の療養上の世話、機能回復 及び診療の介助に関すること。</u> (21) <u>局長が指定する居室に入所する入 所者の介護に関すること。</u>
--	---

(3) <u>入所者の食事の提供に関すること。</u> (4) <u>食品材料の購入及び保管に関すること。</u> (5) <u>栄養管理に係る機械器具その他の物品の保全に関すること。</u> (6) <u>その他栄養管理及び食事の提供に関すること。</u> <u>主 幹</u>（厚生院に係る調整） (1) （略） <u>主 査</u>（厚生院に係る調整） (1) <u>厚生院に係る調整に関すること。</u> <u>介 護 係</u> (1) <u>入所者の療養上の世話、機能回復及び診療の介助に関すること。</u> (2) <u>局長が指定する居室に入所する入所者の介護に関すること。</u> <u>主 査</u>（介護）(3) (1) <u>局長が指定する居室に入所する入所者の療養上の世話、機能回復及び診療の介助に関すること。</u> (2) <u>局長が指定する居室に入所する入所者の介護に関すること。</u> (略) 第4条 （略） 2 課に課長、係に係長、診療科に部長を置く。 3 （略） 4 第2項に規定する者は、上司の命を受けて所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 5 <u>主幹</u>は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係の<u>係長</u>その他の職員を指揮監督する。 6 <u>主査</u>は、上司の命を受けて分担事項を<u>処理する。</u> 7 （略）	<u>担当課長</u>（厚生院に係る調整） (1) （略） (略) 第4条 （略） 2 課に課長、診療科に部長を置く。 3 （略） 4 第2項に規定する者<u>及び課長補佐</u>は、上司の命を受けて所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 5 <u>担当課長</u>は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係の<u>課長補佐</u>その他の職員を指揮監督する。 6 （略）
---	---

（なごや人権啓発センター処務規程の一部改正）

第38条 なごや人権啓発センター処務規程（平成26年名古屋市達第14号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第1条 なごや人権啓発センター（以下「センター」という。）は、スポーツ市民局人権施策推進室に属し、人権尊重意識が広く行き渡った地域社会づくりの推進に関する事務をつかさどる。 2 (略) 第3条 センターに、その事務を処理するため次の組織を置く。 <u>事業係</u> <u>主 査(1)</u> 2 <u>係の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。</u> <u>事業係</u> (1)～(6) (略) <u>主 査(研修・相談)</u> (1) <u>人権に係る相談に関すること。</u> (2) <u>人権に係る研修の企画及び実施に関すること。</u> 3 <u>係に係長を置く。</u> 4 <u>係長は、上司の命を受けて、主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u> 5 <u>主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。</u> 第4条 所長は、毎月10日及び毎年4月末日までに、それぞれその前月分及び前年度分の事業成績を人権施策推進室長に報告しなければならない。	第1条 なごや人権啓発センター（以下「センター」という。）は、スポーツ市民局人権施策推進部に属し、人権尊重意識が広く行き渡った地域社会づくりの推進に関する事務をつかさどる。 2 (略) 第3条 センターに、その事務を処理するため次の組織を置く。 <u>所長補佐(事業)</u> <u>所長補佐(研修・相談)</u> 2 <u>センターの分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)～(6) (略) 3 <u>所長補佐は、上司の命を受けて、主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u> 第4条 所長は、毎月10日及び毎年4月末日までに、それぞれその前月分及び前年度分の事業成績を人権施策推進部長に報告しなければならない。

(名古屋市文化センター処務規程の一部改正)

第39条 名古屋市文化センター処務規程（昭和54年名古屋市達第31号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第1条 (略)	第1条 (略)

2 文化センターは、スポーツ市民局<u>人権施策推進室</u>に属し、名古屋市文化センター条例（昭和54年名古屋市条例第14号）第2条各号に掲げる事業に係る事務をつかさどる。 第2条 文化センターに館長、<u>事業係長</u>その他必要な職員を置く。 第3条 （略） 2 <u>事業係長</u>は、上司の命を受けて文化センターの事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 第4条 館長は、毎月5日及び毎年1月末日までに、それぞれ<u>の前月分及び前年分の事業成績を人権施策推進室長</u>に報告しなければならない。	2 文化センターは、スポーツ市民局<u>人権施策推進部</u>に属し、名古屋市文化センター条例（昭和54年名古屋市条例第14号）第2条各号に掲げる事業に係る事務をつかさどる。 第2条 文化センターに館長、<u>館長補佐（事業）</u>その他必要な職員を置く。 第3条 （略） 2 <u>館長補佐（事業）</u>は、上司の命を受けて文化センターの事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 第4条 館長は、毎月5日及び毎年1月末日までに、それぞれ<u>その前月分及び前年分の事業成績を人権施策推進部長</u>に報告しなければならない。
--	---

（名古屋市児童福祉センター処務規程の一部改正）

第40条 名古屋市児童福祉センター処務規程（昭和46年名古屋市達第17号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第3条 センターに次の組織を置く。 管 理 課 <u>事務管理係</u> 主 幹(4) <u>主 査(4)</u> 中央児童相談所 相 談 課 <u>相談調整係</u> <u>相談援助第一係</u> <u>相談援助第二係</u> <u>相談援助第三係</u> <u>主 査(2)</u> <u>判定援助係</u> <u>主 査(1)</u> <u>保 護 係</u> <u>主 幹(1)</u>	第3条 センターに次の組織を置く。 管 理 課 <u>課 長 補 佐（事務管理）</u> <u>担 当 課 長（診療支援）(4)</u> <u>課 長 補 佐（診療支援）(4)</u> 中央児童相談所 相 談 課 <u>課 長 補 佐（相談調整）</u> <u>課 長 補 佐（相談援助）(3)</u> <u>課 長 補 佐（障害児に係る相談援助等）</u> <u>課 長 補 佐（家庭復帰・里親支援）</u> <u>課 長 補 佐（判定援助）</u> <u>課 長 補 佐（医学的指導）</u> <u>課 長 補 佐（保護）</u> <u>担 当 課 長（児童相談所に係る企画調</u>

<u>主 査(1)</u> <u>主 幹(1)</u> <u>主 幹(1)</u> <u>主 査(4)</u> <u>主 幹(1)</u> 中央療育センター <u>診療相談係</u> <u>主 査(1)</u> <u>主 幹(1)</u> <u>主 査(2)</u> (略) 発達障害者支援センター <u>主 査(1)</u> くすのき学園 <u>主 幹(1)</u> 2 (略) 3 <u>第1項の組織の分掌事務又は分担事項</u> は、次のとおりとする。 管 理 課 <u>事務管理係</u> (1) センターの庶務及び経理に関するこ と（中央児童相談所相談課<u>相談調整係</u> の主管に属するものを除く。）。 (2) センターの事務に係る調査、統計及 び企画に関すること（中央児童相談所 相談課<u>相談調整係</u>の主管に属するもの を除く。）。 (3)～(7) (略) <u>主 幹（診療支援）(4)</u> (1) (略) <u>主 査（診療支援）(4)</u> <u>(1) 所長の指定する診療に係る支援及び</u> <u>指導に関すること。</u> 中央児童相談所	<u>整)</u> <u>課 長 補 佐（児童相談所に係る企画</u> <u>調整）</u> <u>担 当 課 長（学校教育との連携）</u> <u>担 当 課 長（緊急介入・児童虐待に係</u> <u>る相談援助等）</u> <u>課 長 補 佐（緊急介入・児童虐待に</u> <u>係る相談援助等）(3)</u> <u>課 長 補 佐（児童虐待対策に係る連</u> <u>絡調整）</u> <u>担 当 課 長（法務・相談業務に係る特</u> <u>命事項の処理）</u> 中央療育センター <u>所 長 補 佐（診療相談）</u> <u>所 長 補 佐（地域療育センターに係</u> <u>る企画調整）</u> <u>担 当 課 長（診療）</u> <u>所 長 補 佐（診療）(2)</u> (略) 発達障害者支援センター <u>所 長 補 佐（発達障害者支援）</u> くすのき学園 <u>担 当 課 長（児童心理治療）</u> 2 (略) 3 <u>センターの分掌事務及び担当課長の分</u> 担事項は、次のとおりとする。 管 理 課 (1) センターの庶務及び経理に関するこ と（中央児童相談所相談課の主管に属 するものを除く。）。 (2) センターの事務に係る調査、統計 及び企画に関すること（中央児童相 談所相談課の主管に属するものを除 く。）。 (3)～(7) (略) <u>担 当 課 長（診療支援）(4)</u> (1) (略) 中央児童相談所
--	--

相 談 課

相談調整係

- (1)～(5) (略)
- (6) 相談業務に係る関係機関との連絡に関すること。
- (7)・(8) (略)
- (9) 他係の主管に属しないこと。

相談援助第一係

相談援助第二係

相談援助第三係

- (1) 係所管区域（中央児童相談所長が当該係の所管する区域として指定する区域をいう。）内の児童及び家族の調査及び指導に関すること（判定援助係の主管に属するものを除く。）。
- (2) 児童福祉施設への入所その他児童の措置に関すること（判定援助係の主管に属するものを除く。）。
- (3) 措置等に係る関係機関との連携に関すること（判定援助係の主管に属するものを除く。）。
- (4) 一時保護の決定に関すること（判定援助係の主管に属するものを除く。）。
- (5)・(6) (略)
- (7) 児童の相談業務に係る関係機関との連絡に関すること。
主 査（障害児に係る相談援助等）

- (1) (略)
- (2) 中央児童相談所長の指定する障害児の相談業務に関すること。
主 査（家庭復帰・里親支援）

- (1) (略)
- (2) 中央児童相談所長の指定する里親に対する支援に関すること。

判定援助係

- (1) 児童の心理学的判定に関すること（中央療育センター診療相談係の主管に属するものを除く。）。
- (2) 児童及び家族に対する心理学的指導及び治療に関すること（中央療育セン

相 談 課

- (1)～(5) (略)
- (6) 児童の相談業務に係る関係機関との連絡に関すること。
- (7)・(8) (略)

- (9) 児童及び家族の調査及び指導に関すること。

- (10) 児童福祉施設への入所その他児童の措置に関すること。

- (11) 措置等に係る関係機関との連携に関すること。

- (12) 一時保護の決定に関すること。

- (13)・(14) (略)

- (15) (略)

- (16) (略)

- (17) 児童の心理学的判定に関すること（中央療育センターの主管に属するものを除く。）。

- (18) 児童及び家族に対する心理学的指導及び治療に関すること（中央療育セ

ター診療相談係の主管に属するものを除く。) 。 <u>(3) 児童及び家族の調査及び指導に関すること。</u> <u>(4) 児童福祉施設への入所その他児童の措置に関すること。</u> <u>(5) 措置等に係る関係機関との連携に関すること。</u> <u>(6) 一時保護の決定に関すること。</u> 主 査 (医学的指導) <u>(1) (略)</u> 保 護 係 <u>(1)～(3) (略)</u>	ンターの主管に属するものを除く。) 。
主 幹 (児童相談所に係る企画調整) (1) (略) 主 査 (児童相談所に係る企画調整) <u>(1) 児童相談所に係る総合的な調査、統計及び企画に関すること。</u> 主 幹 (学校教育との連携) (1) (略) 主 幹 (緊急介入・児童虐待に係る相談援助等) (1)～(3) (略) 主 査 (緊急介入・児童虐待に係る相談援助等) (3) <u>(1) 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他中央児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。</u> <u>(2) 児童虐待の防止及び対策に関するこ</u>	(19) (略) (20)～(22) (略) <u>(23) 緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他中央児童相談所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。</u> <u>(24) 児童虐待の防止及び対策に関すること。</u> <u>(25) 中央児童相談所長の指定する相談業務に関すること。</u> <u>(26) 児童の安全確認等に係る指導、助言その他の援助に関すること。</u> 担 当 課 長 (児童相談所に係る企画調整) (1) (略) 担 当 課 長 (学校教育との連携) (1) (略) 担 当 課 長 (緊急介入・児童虐待に係る相談援助等) (1)～(3) (略)

と。

(3) 中央児童相談所長の指定する相談業務に関すること。

主 査（児童虐待対策に係る連絡調整）

(1) 児童虐待の防止及び対策に係る連絡調整に関すること。

(2) 児童の安全確認等に係る指導、助言その他の援助に関すること。

主 幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理）

(1)・(2) (略)

中央療育センター
診療相談係

(1)～(7) (略)

主 査（地域療育センターに係る企画調整）

(1) 地域療育センターに係る総合的な調査、統計及び企画に関すること。

(2) 地域療育センター間の連携の推進に関すること。

主 幹（診療）

(1)・(2) (略)

主 査（診療）(2)

(1) 中央療育センターの診療に関すること。

(2) 中央療育センター所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導に関すること。

(略)

発達障害者支援センター

(1)～(5) (略)

主 査（発達障害者支援）

(1) 発達障害者の相談及び支援に関すること。

(2) 発達障害者の支援に係る研修及び講習に関すること。

(3) 発達障害者の理解及び支援に係る情報提供及び普及啓発に関すること。

(4) 発達障害者の支援に係る関係機関と

担当課長（法務・相談業務に係る特命事項の処理）

(1)・(2) (略)

中央療育センター

(1)～(7) (略)

(8) 中央療育センターの診療に関すること。

担当課長（診療）

(1)・(2) (略)

(略)

発達障害者支援センター

(1)～(5) (略)

<u>の連携に関すること。</u> くすのき学園 (1)・(2) (略) <u>主 幹</u> (児童心理治療) (1) (略) 第4条 中央児童相談所に中央児童相談所長、中央療育センターに中央療育センター所長及び中央療育センター副所長、課に課長、発達障害者支援センターに発達障害者支援センター所長、学園に園長、<u>係に係長</u>を置く。 2 <u>中央児童相談所長、中央療育センター所長、課長、中央療育センター副所長、発達障害者支援センター所長、園長及び係長</u>は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 3 <u>主幹及び主査</u>は、上司の命を受けて分担事項を掌理する。 第4条の2 所長、センター<u>主幹</u> (診療支援) 及びセンター管理課<u>主査</u> (診療支援) は、局内他公所における市長又は公所長の権限に属する事務のうち、局長の指定する医学的な相談、指導、検査、判定、医療の提供等の事務を補助執行するものとする。	くすのき学園 (1)・(2) (略) <u>担当課長</u> (児童心理治療) (1) (略) 第4条 中央児童相談所に中央児童相談所長、中央療育センターに中央療育センター所長及び中央療育センター副所長、課に課長、発達障害者支援センターに発達障害者支援センター所長、学園に園長を置く。 2 中央児童相談所長、中央療育センター所長、課長、中央療育センター副所長、発達障害者支援センター所長、園長、<u>課長補佐及び所長補佐</u>は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 3 <u>担当課長</u>は、上司の命を受けて分担事項を掌理する。 第4条の2 所長、センター<u>担当課長</u> (診療支援) 及びセンター管理課<u>課長補佐</u> (診療支援) は、局内他公所における市長又は公所長の権限に属する事務のうち、局長の指定する医学的な相談、指導、検査、判定、医療の提供等の事務を補助執行するものとする。
---	--

(名古屋市西部児童相談所処務規程の一部改正)

第41条 名古屋市西部児童相談所処務規程 (平成22年名古屋市達第27号) の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第3条 相談所に次の組織を置く。 <u>管理相談係</u> <u>主 査</u>(1) <u>相談援助第一係</u> <u>相談援助第二係</u> <u>主 査</u>(1)	第3条 相談所に次の組織を置く。 <u>所 長 補 佐</u> (管理相談) <u>所 長 補 佐</u> (相談調整) <u>所 長 補 佐</u> (相談援助) (2) <u>所 長 補 佐</u> (家庭復帰・里親支援)

<u>判定援助係</u> <u>保 護 係</u> <u>主 幹(1)</u> <u>主 査(2)</u> <u>主 幹(1)</u>	<u>所 長 補 佐 (判定援助)</u> <u>所 長 補 佐 (保護)</u> <u>担 当 課 長 (緊急介入・児童虐待に係る相談援助等)</u> <u>所 長 補 佐 (緊急介入・児童虐待に係る相談援助等)</u> (2) <u>担 当 課 長 (法務・相談業務に係る特命事項の処理)</u>
2 <u>前項の組織の分掌事務又は分担事項</u>は、次のとおりとする。 <u>管理相談係</u> (1)～(6) (略) (7) <u>相談業務に係る関係機関との連絡に関すること。</u> (8)・(9) (略) (10) <u>他係の主管に属しないこと。</u> <u>主 査 (相談調整)</u> (1) <u>児童の相談、通告、送致等の受付に関すること。</u> (2) <u>相談業務に係る関係機関との連絡に関すること。</u> (3) <u>同居児童の届出の受理に関すること。</u> (4) <u>児童記録票及び関係書類の整理保管に関すること。</u> (5) <u>所長の指定する相談所の統計に関すること。</u> <u>相談援助第一係</u> <u>相談援助第二係</u> (1) <u>係所管区域 (所長が当該係の所管する区域として指定する区域をいう。)内の児童及び家族の調査及び指導に関すること (判定援助係の主管に属するものを除く。)</u> (2) <u>児童福祉施設への入所その他児童の措置に関すること (判定援助係の主管に属するものを除く。)</u> (3) <u>措置等に係る関係機関との連携に関すること (判定援助係の主管に属するものを除く。)</u> (4) <u>一時保護の決定に関すること (判定</u>	2 <u>相談所の分掌事務及び担当課長の分担事項</u>は、次のとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) <u>児童の相談業務に係る関係機関との連絡に関すること。</u> (8)・(9) (略) (10) <u>児童及び家族の調査及び指導に関すること。</u> (11) <u>児童福祉施設への入所その他児童の措置に関すること。</u> (12) <u>措置等に係る関係機関との連携に関すること。</u> (13) <u>一時保護の決定に関すること。</u>

<u>援助係の主管に属するものを除く。)</u>。	
(5)・(6) (略)	(14)・(15) (略)
(7) <u>児童の相談業務に係る関係機関との連絡に関すること。</u>	
<u>主 査 (家庭復帰・里親支援)</u>	
(1) (略)	(16) (略)
(2) <u>所長の指定する里親に対する支援に関すること。</u>	
<u>判定援助係</u>	
(1)・(2) (略)	(17)・(18) (略)
(3) <u>児童及び家族の調査及び指導に関すること。</u>	
(4) <u>児童福祉施設への入所その他児童の措置に関すること。</u>	
(5) <u>措置等に係る関係機関との連携に関すること。</u>	
(6) <u>一時保護の決定に関すること。</u>	
<u>保 護 係</u>	
(1)～(3) (略)	(19)～(21) (略)
	(22) <u>緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。</u>
	(23) <u>児童虐待の防止及び対策に関すること。</u>
	(24) <u>所長の指定する相談業務に関すること。</u>
<u>主 幹 (緊急介入・児童虐待に係る相談援助等)</u>	<u>担 当 課 長 (緊急介入・児童虐待に係る相談援助等)</u>
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
<u>主 査 (緊急介入・児童虐待に係る相談援助等)</u>	
<u>(2)</u>	
(1) <u>緊急を要する児童虐待に係る一時保護その他所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。</u>	
(2) <u>児童虐待の防止及び対策に関すること。</u>	
(3) <u>所長の指定する相談業務に関すること。</u>	
<u>主 幹 (法務・相談業務に係る</u>	<u>担 当 課 長 (法務・相談業務に係る</u>

特命事項の処理)	特命事項の処理)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
3 <u>係に係長を置く。</u>	
第4条 (略)	第4条 (略)
2 <u>係長</u> は、上司の命を受けて主管事務を 処理し、所属職員を指揮監督する。	2 <u>所長補佐</u> は、上司の命を受けて主管事 務を処理し、所属職員を指揮監督する。
3 <u>主幹及び主査</u> は、上司の命を受けて分 担事項を掌理する。	3 <u>担当課長</u> は、上司の命を受けて分担事 項を掌理する。
4 (略)	4 (略)

(名古屋市東部児童相談所処務規程の一部改正)

第42条 名古屋市東部児童相談所処務規程（平成30年名古屋市達第27号）の一
部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第3条 相談所に次の組織を置く。 <u>管理相談係</u> <u>主 査(1)</u> <u>相談援助第一係</u> <u>相談援助第二係</u> <u>主 査(1)</u> <u>判定援助係</u> <u>保 護 係</u> <u>主 幹(1)</u> <u>主 査(2)</u> <u>主 幹(1)</u> 2 <u>前項の組織の分掌事務又は分担事項</u> は、次のとおりとする。 <u>管理相談係</u> (1)～(6) (略) (7) 相談業務に係る関係機関との連絡に 関すること。 (8)・(9) (略) <u>(10) 他係の主管に属しないこと。</u>	第3条 相談所に次の組織を置く。 <u>所 長 補 佐(管理相談)</u> <u>所 長 補 佐(相談調整)</u> <u>所 長 補 佐(相談援助)(2)</u> <u>所 長 補 佐(家庭復帰・里親支 援)</u> <u>所 長 補 佐(判定援助)</u> <u>所 長 補 佐(保護)</u> <u>担 当 課 長(緊急介入・児童虐待に 係る相談援助等)</u> <u>所 長 補 佐(緊急介入・児童虐待 に係る相談援助等)</u> (2) <u>担 当 課 長(法務・相談業務に係る 特命事項の処理)</u> 2 <u>相談所の分掌事務及び担当課長の分担</u> 事項は、次のとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) <u>児童</u>の相談業務に係る関係機関との 連絡に関すること。 (8)・(9) (略)

<u>主 査（相談調整）</u> <u>(1) 児童の相談、通告、送致等の受付に 関すること。</u> <u>(2) 相談業務に係る関係機関との連絡に 関すること。</u> <u>(3) 同居児童の届出の受理に関するこ と。</u> <u>(4) 児童記録票及び関係書類の整理保管 に関すること。</u> <u>(5) 所長の指定する相談所の統計に関す ること。</u> <u>相談援助第一係</u> <u>相談援助第二係</u> <u>(1) 係所管区域（所長が当該係の所管す る区域として指定する区域をいう。） 内の児童及び家族の調査及び指導に関 すること（判定援助係の主管に属する ものを除く。）。</u> <u>(2) 児童福祉施設への入所その他児童の 措置に関すること（判定援助係の主管 に属するものを除く。）。</u> <u>(3) 措置等に係る関係機関との連携に関 すること（判定援助係の主管に属する ものを除く。）。</u> <u>(4) 一時保護の決定に関すること（判 定援助係の主管に属するものを除 く。）。</u> <u>(5)・(6) （略）</u> <u>(7) 児童の相談業務に係る関係機関との 連絡に関すること。</u>	<u>(10) 児童及び家族の調査及び指導に関 すること。</u> <u>(11) 児童福祉施設への入所その他児童 の措置に関すること。</u> <u>(12) 措置等に係る関係機関との連携に 関すること。</u> <u>(13) 一時保護の決定に関すること。</u> <u>(14)・(15) （略）</u>
<u>主 査（家庭復帰・里親支 援）</u> <u>(1) （略）</u> <u>(2) 所長の指定する里親に対する支援に 関すること。</u> <u>判定援助係</u> <u>(1)・(2) （略）</u> <u>(3) 児童及び家族の調査及び指導に関す ること。</u> <u>(4) 児童福祉施設への入所その他児童の 措置に関すること。</u> <u>(5) 措置等に係る関係機関との連携に関</u>	<u>(16) （略）</u> <u>(17)・(18) （略）</u>

すること。 (6) 一時保護の決定に関すること。 保 護 係 (1)～(3) (略) 主 幹 (緊急介入・児童虐待に係る相談援助等) (1)～(3) (略) 主 査 (緊急介入・児童虐待に係る相談援助等) (2) (1) 緊急を要する児童虐待に係る一時保護 <u>その他所長の指定する児童の安全の確認及び確保に関すること。</u> (2) 児童虐待の防止及び対策に関する <u>こと。</u> (3) 所長の指定する相談業務に関する <u>こと。</u> 主 幹 (法務・相談業務に係る特命事項の処理) (1)・(2) (略) 3 係に係長を置く。 第4条 (略) 2 係長は、上司の命を受けて主管事務を 処理し、所属職員を指揮監督する。 3 主幹及び主査は、上司の命を受けて分 担事項を掌理する。 4 (略)	(19)～(21) (略) (22) 緊急を要する児童虐待に係る一時 <u>保護その他所長の指定する児童の安全 の確認及び確保に関すること。</u> (23) 児童虐待の防止及び対策に関する <u>こと。</u> (24) 所長の指定する相談業務に関する <u>こと。</u> 担 当 課 長 (緊急介入・児童虐待に係る相談援助等) (1)～(3) (略) 担 当 課 長 (法務・相談業務に係る特命事項の処理) (1)・(2) (略) 第4条 (略) 2 所長補佐は、上司の命を受けて主管事 務を処理し、所属職員を指揮監督する。 3 担当課長は、上司の命を受けて分担事 項を掌理する。 4 (略)
--	---

(名古屋市児童福祉施設処務規程の一部改正)

第43条 名古屋市児童福祉施設処務規程（昭和24年名古屋市達第21号）の一部
 を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
-------	-------

第4条 ひばり荘に荘務を処理するため、次の組織を置く。 <u>指導係</u> <u>主査(1)</u> 2 <u>係の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。</u> <u>指導係</u> (1)・(2) (略) <u>主査(里親委託等の推進)</u> (1) <u>児童の里親委託等の推進に関すること。</u> (2) <u>局長の指定する児童の養育に関すること。</u> 3 <u>係に係長を置く。</u> 4 <u>係長は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u> 5 <u>主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。</u> 第4条の2 保育園に<u>保育係長</u>(内山保育園及び高蔵保育園に限る。)及び<u>主査</u>(保育所等に係る企画調整)(内山保育園、星ヶ丘保育園、東保育園、北保育園、上飯田保育園、上名古屋保育園、荒輪井保育園、中保育園、白金保育園、軍水保育園、高蔵保育園、正色保育園、中島保育園、港保育園、宝保育園、守山保育園、大森保育園、鳴子保育園、牧野池保育園、藤里保育園、島田第一保育園及び平針原保育園に限る。)を置く。 2 <u>保育係長は、上司の命を受けて園務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u> 3 <u>主査は、上司の命を受けて保育所等に係る企画及び調整の事務を分担する。</u> 第5条 あけぼの学園に園務を処理するため、次の組織を置く。 <u>指導第一係</u> <u>指導第二係</u> <u>主査(1)</u> 2 <u>係の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。</u>	第4条 ひばり荘に荘務を処理するため、次の組織を置く。 <u>荘長補佐(指導)</u> <u>荘長補佐(里親委託等の推進)</u> 2 <u>ひばり荘の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1)・(2) (略) 3 <u>荘長補佐は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u> 第4条の2 保育園に<u>副園長</u>(内山保育園及び高蔵保育園に限る。)及び<u>園長補佐</u>(保育所等に係る企画調整)(内山保育園、星ヶ丘保育園、東保育園、北保育園、上飯田保育園、上名古屋保育園、荒輪井保育園、中保育園、白金保育園、軍水保育園、高蔵保育園、正色保育園、中島保育園、港保育園、宝保育園、守山保育園、大森保育園、鳴子保育園、牧野池保育園、藤里保育園、島田第一保育園及び平針原保育園に限る。)を置く。 2 <u>副園長は、上司の命を受けて園務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u> 3 <u>園長補佐は、上司の命を受けて保育所等に係る企画及び調整の事務を分担する。</u> 第5条 あけぼの学園に園務を処理するため、次の組織を置く。 <u>園長補佐(指導)(2)</u> <u>園長補佐(知的障害児の医学的指導)</u> 2 <u>あけぼの学園の分掌事務は、次のとおりとする。</u>
--	--

<u>指導第一係</u> (1) <u>中軽度の知的障害児の養育指導に関する</u>こと。 (2) <u>他係の主管に属しないこと。</u> <u>指導第二係</u> (1) <u>重度の知的障害児の養育指導に関する</u>こと。 <u>主 査（知的障害児の医学的指導）</u> (1) （略） 3 <u>係に係長を置く。</u> 4 <u>係長は、上司の命を受けて主管事務を</u>処理し、所属職員を指揮監督する。 5 <u>主査は、上司の命を受けて分担事項を</u>処理する。 6 <u>主査は、局内他公所における市長又は</u>公所長の権限に属する事務のうち、局長の指定する医学的な相談、指導、検査、判定、医療の提供等の事務を補助執行するものとする。	(1) 知的障害児の養育指導に関すること。 (2) （略） 3 <u>園長補佐は、上司の命を受けて主管事務を</u>処理し、所属職員を指揮監督する。 4 <u>園長補佐（知的障害児の医学的指導）</u>は、局内他公所における市長又は公所長の権限に属する事務のうち、局長の指定する医学的な相談、指導、検査、判定、医療の提供等の事務を補助執行するものとする。
---	---

（名古屋市西部地域療育センター処務規程の一部改正）

第44条 名古屋市西部地域療育センター処務規程（平成5年名古屋市達第31号）

の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第3条 センターに次の<u>係</u>を置く。 <u>診療相談係</u> <u>通所支援係</u> 2 <u>係</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 <u>診療相談係</u> (1)～(4) （略） (5) <u>他係の主管に属しないこと。</u> <u>通所支援係</u> (1)・(2) （略） 3 <u>係に係長を置く。</u> 第4条 （略）	第3条 センターに次の<u>組織</u>を置く。 <u>所長補佐（診療相談）</u> <u>所長補佐（通所支援）</u> 2 <u>センター</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) （略） (5)・(6) （略） 第4条 （略）

2 (略)	2 (略)
3 <u>係長</u> は、上司の命を受けて主管事務を 処理し、所属職員を指揮監督する。	3 <u>所長補佐</u> は、上司の命を受けて主管事 務を処理し、所属職員を指揮監督する。
4 (略)	4 (略)

(名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所处務規程の一部改正)

第45条 名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所处務規程（昭和56年名古屋市
達第53号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第2条 事務所に次の組織を置く。 <u>調査設計係</u> 主 査(1) <u>補 償 係</u> <u>工 事 係</u> 主 査(1) 主 幹(2)	第2条 事務所に次の組織を置く。 <u>所 長 補 佐 (調査設計)</u> <u>所 長 補 佐 (事業推進)</u> <u>所 長 補 佐 (補償)</u> <u>所 長 補 佐 (工事)</u> <u>所 長 補 佐 (調整)</u> <u>担 当 課 長 (筒井地区整備)</u> <u>担 当 課 長 (葵地区整備)</u>
2 <u>前項の組織の分掌事務又は分担事項</u> は、次のとおりとする。 <u>調査設計係</u> (1)～(5) (略) (6) <u>他係の主管に属しないこと。</u> 主 査(事業推進) (1) <u>所長の指定する事業の推進に関する</u> <u>こと。</u> <u>補 償 係</u> (1)～(3) (略) <u>工 事 係</u> (1) (略) 主 査(調整) (1) <u>所長の指定する事業に係る工事の調</u> <u>整に関すること。</u> 主 幹(筒井地区整備) (1) (略) 主 幹(葵地区整備) (1) (略)	2 <u>事務所の分掌事務及び担当課長の分担</u> <u>事項は、次のとおりとする。</u> (1)～(5) (略) (6)～(8) (略) (9) (略) (10) <u>所長の指定する事業の推進及び工</u> <u>事の調整に関すること。</u> <u>担 当 課 長 (筒井地区整備)</u> (1) (略) <u>担 当 課 長 (葵地区整備)</u> (1) (略)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 <u>係長</u> は、上司の命を受けて主管事務を	2 <u>所長補佐</u> は、上司の命を受けて主管事

処理し、所属職員を指揮監督する。 3 <u>主幹</u>は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係の<u>係長</u>その他の職員を指揮監督する。 4 <u>主査</u>は、上司の命を受けて分担事項を<u>処理する。</u> 5 (略) 第4条 所長は、毎月10日及び毎年1月末日までに、それぞれその前月分及び前年分の事業成績を<u>参事</u>(市街地整備)に報告しなければならない。	務を処理し、所属職員を指揮監督する。 3 <u>担当課長</u>は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係の<u>所長補佐</u>その他の職員を指揮監督する。 4 (略) 第4条 所長は、毎月10日及び毎年1月末日までに、それぞれその前月分及び前年分の事業成績を<u>担当部長</u>(市街地整備)に報告しなければならない。
--	--

(名古屋市緑都市整備事務所处務規程の一部改正)

第46条 名古屋市緑都市整備事務所处務規程(昭和63年名古屋市達第27号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第2条 事務所に次の組織を置く。 <u>整備推進係</u> <u>主 査(1)</u> <u>再開発係</u> <u>補償係</u> <u>主 査(1)</u> <u>工事係</u> <u>主 幹(1)</u> 2 <u>前項の組織の分掌事務又は分担事項</u>は、次のとおりとする。 <u>整備推進係</u> (1) 事業の調査、設計及び測量に関する<u>こと(再開発係の主管に属するものを除く。)</u>。 (2) 換地及び清算に関する<u>こと(再開発係の主管に属するものを除く。)</u>。 (3) 事業に伴う土地及び建物の登記に関する<u>こと(再開発係の主管に属するものを除く。)</u>。 (4)・(5) (略) (6) <u>他係の主管に属しないこと。</u>	第2条 事務所に次の組織を置く。 <u>所長補佐(整備推進)</u> <u>所長補佐(事業推進)</u> <u>所長補佐(再開発)</u> <u>所長補佐(補償)(2)</u> <u>所長補佐(工事)</u> <u>担当課長(大高・築地等地区整備)</u> 2 <u>事務所の分掌事務及び担当課長の分担事項</u>は、次のとおりとする。 (1) 事業の調査、設計及び測量に関する<u>こと。</u> (2) 換地及び清算に関する<u>こと。</u> (3) 事業に伴う土地及び建物の登記に関する<u>こと。</u> (4)・(5) (略)

<u>主 査（事業推進）</u> <u>(1) 所長の指定する事業の推進に関する</u> <u>こと。</u> <u>再 開 発 係</u> <u>(1) 鳴海駅前第2種市街地再開発事業の</u> <u>調査及び計画に関すること。</u> <u>(2) 鳴海駅前第2種市街地再開発事業に</u> <u>係る清算に関すること。</u> <u>(3) 鳴海駅前第2種市街地再開発事業に</u> <u>伴う土地及び建物の登記に関するこ</u> <u>と。</u> <u>(4)・(5) (略)</u> <u>補 償 係</u> <u>(1)・(2) (略)</u> <u>主 査（補償）</u> <u>(1) 所長の指定する事業施行地区内の建</u> <u>築物等の調査及び評価に関すること。</u> <u>(2) 所長の指定する事業施行地区内の建</u> <u>築物等の移転除却及び補償に関するこ</u> <u>と。</u> <u>工 事 係</u> <u>(1) (略)</u> <u>主 幹（大高・築地等地区整備）</u> <u>(1) (略)</u> 第3条 (略) 2 <u>係長</u>は、上司の命を受けて主管事務を 処理し、所属職員を指揮監督する。 3 <u>主幹</u>は、上司の命を受けて分担事項を 掌理し、その事項に関しては、関係の<u>係</u> <u>長</u>その他の職員を指揮監督する。 4 <u>主査は、上司の命を受けて分担事項を</u> <u>処理する。</u> 5 (略) 第4条 所長は、毎月10日及び毎年1月末 日までに、それぞれその前月分及び前年 分の事業成績を<u>参事</u>（市街地整備）に報 告しなければならない。	<u>(6)・(7) (略)</u> <u>(8)・(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u> <u>担 当 課 長</u>（大高・築地等地区整備） <u>(1) (略)</u> 第3条 (略) 2 <u>所長補佐</u>は、上司の命を受けて主管事 務を処理し、所属職員を指揮監督する。 3 <u>担当課長</u>は、上司の命を受けて分担事 項を掌理し、その事項に関しては、関係 の<u>所長補佐</u>その他の職員を指揮監督す る。 4 (略) 第4条 所長は、毎月10日及び毎年1月末 日までに、それぞれその前月分及び前年 分の事業成績を<u>担当部長</u>（市街地整備） に報告しなければならない。
--	---

（名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所処務規程の一部改正）

第47条 名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所処務規程（平成5年名古屋

市達第35号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第2条 事務所に次の組織を置く。 <u>調査設計係</u> <u>主 査(1)</u> <u>工 事 係</u> <u>主 査(1)</u> 2 <u>係</u>の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 <u>調査設計係</u> (1) ささしまライブ24の事業推進に関すること(工事係の主管に属するものを除く。) (2) <u>他係の主管に属しないこと。</u> <u>主 査(補償)</u> (1) ささしまライブ24の事業に係る補償に関すること。 <u>工 事 係</u> (1) ささしまライブ24の事業に係る工事の施行に関すること。 (2) 施設等の維持管理に係る鉄道事業者等との調整に関すること。 <u>主 査(事業調整)</u> (1) 所長の指定する街路事業等に係る調整に関すること。 (2) ささしまライブ24における施設の管理、運営及び活用等に係る調整に関すること。 第3条 (略) 2 <u>係長</u>は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 3 <u>主査</u>は、上司の命を受けて分担事項を処理する。 4 (略)	第2条 事務所に次の組織を置く。 <u>所 長 補 佐(調査設計)</u> <u>所 長 補 佐(補償)</u> <u>所 長 補 佐(工事)</u> <u>所 長 補 佐(事業調整)</u> 2 <u>事務所</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) ささしまライブ24の事業推進に関すること。 (2) ささしまライブ24における施設等の維持管理、運営及び活用等に係る調整に関すること。 第3条 (略) 2 <u>所長補佐</u>は、上司の命を受けて主管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。 3 (略)

(副市長以下代決規程の一部改正)

第48条 副市長以下代決規程(平成12年名古屋市達第40号)の一部を次のよう

に改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
(この規程の趣旨) 第1条 この規程は、事務の適正かつ能率的な運営を図るため、副市長、局長、<u>監</u>、部長、課長及び<u>係長</u>の責任及び代決権限を定めるものとする。 (用語の定義) 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) <u>監</u> 前号の局に置く<u>監</u>及び健康福祉局保健所長（以下「保健所長」という。）をいう。 (3) 部長 第1号の局及び室に属する部（<u>スポーツ市民局人権施策推進室を含む。</u>）の長並びにこれに相当する職にある者をいう。 (4) 課長 第1号の局及び室に属する課（<u>局及び部に属する室（スポーツ市民局人権施策推進室を除く。）を含む。</u>）の長並びにこれに相当する職にある者をいう。 (5) <u>係長</u> 第1号の局及び室に属する<u>係</u>の長並びにこれに相当する職にある者をいう。 (副市長等の共通代決権限事項) 第5条 副市長の市長の事務の補助執行に関する共通代決権限事項は、次に掲げる事項とする。 (1) <u>係長</u>（区役所に属する<u>係長</u>を含む。以下同じ。）の任免に関すること。 (2)・(3) (略) (4) 消防局長の行う職員（<u>係長</u>に限る。）の任免に係る承認に関すること。 (5) <u>係長</u>の分限及び懲戒に関すること。	(この規程の趣旨) 第1条 この規程は、事務の適正かつ能率的な運営を図るため、副市長、局長、<u>担当局長</u>、部長、課長及び<u>課長補佐</u>の責任及び代決権限を定めるものとする。 (用語の定義) 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) <u>担当局長</u> 前号の局に置く<u>担当局長</u>及び健康福祉局保健所長（以下「保健所長」という。）をいう。 (3) 部長 第1号の局及び室に属する部の長並びにこれに相当する職にある者をいう。 (4) 課長 第1号の局及び室に属する課の長並びにこれに相当する職にある者をいう。 (5) <u>課長補佐</u> 第1号の局及び室に属する<u>課長補佐</u>並びにこれに相当する職にある者をいう。 (副市長等の共通代決権限事項) 第5条 副市長の市長の事務の補助執行に関する共通代決権限事項は、次に掲げる事項とする。 (1) <u>課長補佐</u>（区役所に属する<u>課長補佐</u>を含む。以下同じ。）の任免に関すること。 (2)・(3) (略) (4) 消防局長の行う職員（<u>課長補佐</u>に限る。）の任免に係る承認に関すること。 (5) <u>課長補佐</u>の分限及び懲戒に関するこ

(6)・(7) (略) (8) 局長、<u>監</u>及び区長の往復3日以上の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関する事。 (9) 局長、<u>監</u>、区長及び部長の退職手当の支給決定に関する事。 (10)～(13) (略) 2～4 (略) (局長等の共通代決権限事項) 第7条 局長（会計室長を除く。）、<u>監</u>、部長（公所の長及び部長を除く。）及び課長（公所の長及び課長を除く。）の市長の事務の補助執行に関する共通代決権限事項は、別表第1のとおりとする。 2 <u>係長</u>（公所の長及び<u>係長</u>を除く。）の市長の事務の補助執行に関する共通代決権限事項は、別表第1の2のとおりとする。 (局長等の個別代決権限事項) 第8条 局長（会計室長を除く。）、<u>監</u>、部長（公所の長及び部長を除く。）及び課長（公所の長及び課長を除く。）の市長の事務の補助執行に関する個別代決権限事項は、別表第2のとおりとする。 (市会事務局長の代決権限事項) 第10条 (略) 2 別表第1中局長、<u>監</u>、部長及び課長の代決権限事項は、市会事務局長の行う市長の事務の補助執行について準用する。 3 (略) (消防局長等の代決権限事項) 第11条 別表第1中局長、<u>監</u>、部長及び課長の共通代決権限事項は、消防局長、上下水道局長及び交通局長が行う市長の事務の補助執行について準用する。 2・3 (略) (会計室長等の代決権限事項) 第12条 (略)	と。 (6)・(7) (略) (8) 局長、<u>担当局長</u>及び区長の往復3日以上の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関する事。 (9) 局長、<u>担当局長</u>、区長及び部長の退職手当の支給決定に関する事。 (10)～(13) (略) 2～4 (略) (局長等の共通代決権限事項) 第7条 局長（会計室長を除く。）、<u>担当局長</u>、部長（公所の長及び部長を除く。）及び課長（公所の長及び課長を除く。）の市長の事務の補助執行に関する共通代決権限事項は、別表第1のとおりとする。 2 <u>課長補佐</u>（公所の長及び<u>課長補佐</u>を除く。）の市長の事務の補助執行に関する共通代決権限事項は、別表第1の2のとおりとする。 (局長等の個別代決権限事項) 第8条 局長（会計室長を除く。）、<u>担当局長</u>、部長（公所の長及び部長を除く。）及び課長（公所の長及び課長を除く。）の市長の事務の補助執行に関する個別代決権限事項は、別表第2のとおりとする。 (市会事務局長の代決権限事項) 第10条 (略) 2 別表第1中局長、<u>担当局長</u>、部長及び課長の代決権限事項は、市会事務局長の行う市長の事務の補助執行について準用する。 3 (略) (消防局長等の代決権限事項) 第11条 別表第1中局長、<u>担当局長</u>、部長及び課長の共通代決権限事項は、消防局長、上下水道局長及び交通局長が行う市長の事務の補助執行について準用する。 2・3 (略) (会計室長等の代決権限事項) 第12条 (略)
--	--

2 別表第1中局長の代決権限事項は会計室長の前項の規定に基づく事務の執行について、別表第1中監及び部長の代決権限事項は会計室次長の市長の事務の補助執行について、第5条第2項の表、別表第1及び別表第1の2中課長及び係長の代決権限事項は会計室所属の課長及び係長の市長の事務の補助執行について準用する。

3 (略)

(教育次長の代決権限事項)

第13条 (略)

2 別表第1中局長、監、部長及び課長の代決権限事項は、教育次長の前項の規定に基づく事務の執行について準用する。

3 (略)

4 教育次長は、市長の承認を得て、前2項の規定による代決権限事項の一部を、その属する監、部長、課長その他の職員に代決させることができる。

(選挙管理委員会事務局長等の代決権限事項)

第14条 (略)

2 別表第1中局長、監、部長及び課長の代決権限事項(主管局長、主管部長及び主管課長の有する代決権限事項を除く。)は、事務局長の行う市長の事務の補助執行について準用する。

3 (略)

(監査事務局長の代決権限事項)

第14条の2 (略)

2 別表第1中局長、監、部長及び課長の代決権限事項(主管局長、主管部長及び主管課長の有する代決権限事項を除く。)は、監査事務局長の行う市長の事務の補助執行について準用する。

3・4 (略)

(財政局契約監理監の権限に係る代決権限事項)

第15条の3 財政局主管部長及び主管課長は、名古屋市契約事務委任規則の規定に

2 別表第1中局長の代決権限事項は会計室長の前項の規定に基づく事務の執行について、別表第1中担当局長及び部長の代決権限事項は会計室次長の市長の事務の補助執行について、第5条第2項の表、別表第1及び別表第1の2中課長及び課長補佐の代決権限事項は会計室所属の課長及び課長補佐の市長の事務の補助執行について準用する。

3 (略)

(教育次長の代決権限事項)

第13条 (略)

2 別表第1中局長、担当局長、部長及び課長の代決権限事項は、教育次長の前項の規定に基づく事務の執行について準用する。

3 (略)

4 教育次長は、市長の承認を得て、前2項の規定による代決権限事項の一部を、その属する担当局長、部長、課長その他の職員に代決させることができる。

(選挙管理委員会事務局長等の代決権限事項)

第14条 (略)

2 別表第1中局長、担当局長、部長及び課長の代決権限事項(主管局長、主管部長及び主管課長の有する代決権限事項を除く。)は、事務局長の行う市長の事務の補助執行について準用する。

3 (略)

(監査事務局長の代決権限事項)

第14条の2 (略)

2 別表第1中局長、担当局長、部長及び課長の代決権限事項(主管局長、主管部長及び主管課長の有する代決権限事項を除く。)は、監査事務局長の行う市長の事務の補助執行について準用する。

3・4 (略)

(財政局担当局長(契約監理)の権限に係る代決権限事項)

第15条の3 財政局主管部長及び主管課長は、名古屋市契約事務委任規則の規定に

基づく<u>財政局契約監理監</u>の権限に属する事務のうち別表第5に掲げる事項を補助執行するものとする。 (子ども青少年局長の代決権限事項) 第15条の4 (略) 2 (略) 3 別表第1中<u>監</u>、部長及び課長の代決権限事項は、子ども青少年局の<u>監</u>、部長及び課長の第1項の規定に基づく事務の執行について準用する。 (スポーツ市民局長の代決権限事項) 第15条の5 (略) 2 別表第1中局長、<u>監</u>、部長及び課長の代決権限事項は、スポーツ市民局長の前項の規定に基づく事務の執行について準用する。 (臨時代決) 第16条 (略) 2 局長が欠けたときは、局長の代決権限事項について、主管の<u>監</u>(<u>監</u>が置かれていない場合は主管の部長、<u>監</u>及び部長が置かれていない場合は主管の課長。次項において同じ。)が代決することができる。 3 局長に事故があるときは、局長の代決権限事項及び局長の権限に属する事項について、主管の<u>監</u>が代決することができる。 4 前2項の場合において、<u>監</u>が欠けたとき又は<u>監</u>に事故があるときは、主管の部長又は課長が代決することができる。 5 <u>監</u>が欠けたときは、<u>監</u>の代決権限事項について、主管の局長が代決し、又は決裁することができる。 6 <u>監</u>(保健所長を除く。以下この項において同じ。)に事故があるときは、<u>監</u>の代決権限事項及び<u>監</u>の権限に属する事項について、主管の局長が代決し、又は決裁することができる。 7・8 (略)	基づく<u>財政局担当局長(契約監理)</u>の権限に属する事務のうち別表第5に掲げる事項を補助執行するものとする。 (子ども青少年局長の代決権限事項) 第15条の4 (略) 2 (略) 3 別表第1中<u>担当局長</u>、部長及び課長の代決権限事項は、子ども青少年局の<u>担当局長</u>、部長及び課長の第1項の規定に基づく事務の執行について準用する。 (スポーツ市民局長の代決権限事項) 第15条の5 (略) 2 別表第1中局長、<u>担当局長</u>、部長及び課長の代決権限事項は、スポーツ市民局長の前項の規定に基づく事務の執行について準用する。 (臨時代決) 第16条 (略) 2 局長が欠けたときは、局長の代決権限事項について、主管の<u>担当局長</u>(<u>担当局長</u>が置かれていない場合は主管の部長、<u>担当局長</u>及び部長が置かれていない場合は主管の課長。次項において同じ。)が代決することができる。 3 局長に事故があるときは、局長の代決権限事項及び局長の権限に属する事項について、主管の<u>担当局長</u>が代決することができる。 4 前2項の場合において、<u>担当局長</u>が欠けたとき又は<u>担当局長</u>に事故があるときは、主管の部長又は課長が代決することができる。 5 <u>担当局長</u>が欠けたときは、<u>担当局長</u>の代決権限事項について、主管の局長が代決し、又は決裁することができる。 6 <u>担当局長</u>(保健所長を除く。以下この項において同じ。)に事故があるときは、<u>担当局長</u>の代決権限事項及び<u>担当局長</u>の権限に属する事項について、主管の局長が代決し、又は決裁することができる。 7・8 (略)
--	---

9 前項の場合において、課長が欠けたとき又は課長に事故があるときは、主管の <u>監</u> （ <u>監</u> が置かれていない場合は主管の局長）が代決し、又は決裁することができる。	9 前項の場合において、課長が欠けたとき又は課長に事故があるときは、主管の <u>担当局長</u> （ <u>担当局長</u> が置かれていない場合は主管の局長）が代決し、又は決裁することができる。
10 課長が欠けたとき又は課長に事故があるときは、課長の代決権限事項について、主管の部長（部長が置かれていない場合は主管の <u>監</u> 、 <u>監</u> 及び部長が置かれていない場合は主管の局長）が代決することができる。	10 課長が欠けたとき又は課長に事故があるときは、課長の代決権限事項について、主管の部長（部長が置かれていない場合は主管の <u>担当局長</u> 、 <u>担当局長</u> 及び部長が置かれていない場合は主管の局長）が代決することができる。
11 <u>係長</u> が欠けたとき又は <u>係長</u> に事故があるときは、 <u>係長</u> の代決権限事項について、主管の課長が代決することができる。	11 <u>課長補佐</u> が欠けたとき又は <u>課長補佐</u> に事故があるときは、 <u>課長補佐</u> の代決権限事項について、主管の課長が代決することができる。
12 （略）	12 （略）

別表第1 人事・服務関係の表中 「監」 を 「担当局長」 に改め、同表第1号、第9号及び第11号中「係長」を「課長補佐」に改め、同表第13号及び第14号中「監」を「担当局長」に改め、同表第15号中「監」を「担当局長」に、「係長」を「課長補佐」に改め、同表第16号中「監」を「担当局長」に改め、同表第18号中「係長」を「課長補佐」に改め、同表第23号から第26号までの規定中「監」を「担当局長」に改め、同表第27号中「係長」を「課長補佐」に改め、同表第28号中「監」を「担当局長」に改め、同表第30号中「係長」を「課長補佐」に改め、同表備考中「監」を「担当局長」に改める。

別表第1 財務関係の表中 「監」 を 「担当局長」 に改め、同表第2号中「監」を「担当局長」に改め、同表第35号中「契約監理監」を「担当局長（契約監理）」に改め、同表第38号中「係長」を「課長補佐」に改め、同表備考中「監」を「担当局長」に改める。

別表第1 事業執行関係の表中「監」を「担当局長」に改める。

別表第1 の2 中「係長」を「課長補佐」に改める。

別表第2 総務局局長の項第1号中「係長」を「課長補佐」に改め、同表財政局契約監理監の項中「契約監理監」を「担当局長（契約監理）」に改め、同表

健康福祉局医監の項中「医監」を「担当局長（医務）」に改め、同表住宅都市局まちづくり調整監の項中「まちづくり調整監」を「担当局長（まちづくり調整）」に改め、同局都市活性監の項中「都市活性監」を「担当局長（都市活性）」に改める。

別表第 5 中「財政局契約監理監」を「財政局担当局長（契約監理）」に改める。

（区長以下代決規程の一部改正）

第49条 区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（この規程の趣旨） 第 1 条 この規程は、事務の適正かつ能率的な運営を図るため、区長、区役所に属する部長（保健福祉センター所長及び区役所支所長並びに保健センター所長を含む。以下「部長」という。）、区役所に属する課長（区役所に属する<u>室長及び主幹</u>、区役所支所に属する課長及び<u>主幹</u>並びに保健センターに属する課長、<u>室長及び主幹</u>を含む。以下「課長」という。）並びに区役所及び区役所支所並びに保健センターに属する<u>係長（主査を含む。以下「係長」という。）</u>の責任及び代決権限を定めるものとする。 （区長等の代決権限事項） 第 3 条 （略） 2 <u>係長</u>の市長の事務の補助執行に関する共通代決権限事項は、別表第 1 の 2 のとおりとする。 3 ～ 5 （略） （臨時代決） 第 4 条 （略） 2 ～ 4 （略） 5 課長が欠けたとき又は課長に事故があ	（この規程の趣旨） 第 1 条 この規程は、事務の適正かつ能率的な運営を図るため、区長、区役所に属する部長（保健福祉センター所長及び区役所支所長並びに保健センター所長を含む。以下「部長」という。）、区役所に属する課長（区役所に属する<u>担当課長</u>、区役所支所に属する課長及び<u>担当課長</u>並びに保健センターに属する課長及び<u>担当課長</u>を含む。以下「課長」という。）並びに区役所及び区役所支所並びに保健センターに属する<u>課長補佐</u>の責任及び代決権限を定めるものとする。 （区長等の代決権限事項） 第 3 条 （略） 2 <u>課長補佐</u>の市長の事務の補助執行に関する共通代決権限事項は、別表第 1 の 2 のとおりとする。 3 ～ 5 （略） （臨時代決） 第 4 条 （略） 2 ～ 4 （略） 5 課長が欠けたとき又は課長に事故があ

るときは、課長の代決権限事項について、主管の部長が代決することができる。ただし、別に定めるところによりあらかじめ区長が<u>係長</u>の職にある者を指名したときは、課長の代決権限事項について当該者が代決することができる。 6 <u>係長</u>が欠けたとき又は<u>係長</u>に事故があるときは、<u>係長</u>の代決権限事項について、主管の部長又は課長が代決することができる。 7 (略)	るときは、課長の代決権限事項について、主管の部長が代決することができる。ただし、別に定めるところによりあらかじめ区長が<u>課長補佐</u>の職にある者を指名したときは、課長の代決権限事項について当該者が代決することができる。 6 <u>課長補佐</u>が欠けたとき又は<u>課長補佐</u>に事故があるときは、<u>課長補佐</u>の代決権限事項について、主管の部長又は課長が代決することができる。 7 (略)
---	---

別表第1 人事・服務関係の表第10号及び第19号中「係長」を「課長補佐」に改める。

別表第1 財務関係の表第1号から第27号までの規定中「企画経理室長」を「企画経理課長」に改め、同表第28号中「係長」を「課長補佐」に改め、同表第33号から第36号までの規定中「企画経理室長」を「企画経理課長」に改める。

別表第1の2中「係長」を「課長補佐」に改める。

別表第2 地域力推進室長の項中「地域力推進室長」を「地域力推進課長」に改め、同表環境薬務室長の項中「環境薬務室長」を「環境薬務課長」に改め、同表公害対策室長の項中「公害対策室長」を「公害対策課長」に改める。

別表第3 課長の項中「企画経理室長」を「企画経理課長」に改め、同表総務課長の項中「主幹（農政）」を「担当課長（農政）」に改め、同表主幹（農政）の項中「主幹（農政）」を「担当課長（農政）」に改め、同表企画経理室長の項中「企画経理室長」を「企画経理課長」に改め、同表地域力推進室長の項中「地域力推進室長」を「地域力推進課長」に改め、同表主幹（生活保護）の項中「主幹（生活保護）」を「担当課長（生活保護）」に改める。

別表第4 環境薬務室長の項中「環境薬務室長」を「環境薬務課長」に改める。

（公所長以下代決規程の一部改正）

第50条 公所長以下代決規程（昭和40年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前			改 正 後		
(この規程の趣旨)			(この規程の趣旨)		
第1条 この規程は、事務の適正かつ能率的な運営を図るため、公所長並びに公所に属する部長、次長、課長、 <u>係長</u> 及びこれらに相当する職にあるもの（以下「公所長等」という。）の責任及び代決権限を定めるものとする。			第1条 この規程は、事務の適正かつ能率的な運営を図るため、公所長並びに公所に属する部長、次長、課長、 <u>課長補佐</u> 及びこれらに相当する職にあるもの（以下「公所長等」という。）の責任及び代決権限を定めるものとする。		
(公所の部長等の代決)			(公所の部長等の代決)		
第5条 局長は、市長の承認を得て、所属公所長のこの規程による代決権限事項の一部を、その公所に属する部長、次長、課長、 <u>係長</u> 及びこれらに相当する職にある者に常時代決させることができる。			第5条 局長は、市長の承認を得て、所属公所長のこの規程による代決権限事項の一部を、その公所に属する部長、次長、課長、 <u>課長補佐</u> 及びこれらに相当する職にある者に常時代決させることができる。		
(臨時代決)			(臨時代決)		
第6条 公所長が欠けたときは、公所長の代決権限事項について、主管の局長、 <u>監</u> 又は部長が代決することができる。			第6条 公所長が欠けたときは、公所長の代決権限事項について、主管の局長、 <u>担当局長</u> 又は部長が代決することができる。		
2 公所長に事故があるときは、公所長の代決権限事項及び公所長の権限に属する事項について、主管の局長、 <u>監</u> 又は部長が代決することができる。			2 公所長に事故があるときは、公所長の代決権限事項及び公所長の権限に属する事項について、主管の局長、 <u>担当局長</u> 又は部長が代決することができる。		
3～5 (略)			3～5 (略)		
別表第1			別表第1		
公所長共通 代決権限事項	特例		公所長共通 代決権限事項	特例	
	代決権限事項	特例の適用のある公所長		代決権限事項	特例の適用のある公所長
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 所属員の日帰りの旅行命令並びに公所長及び <u>係長</u> 以上の所属員（ <u>係長</u> のない場合は所属	(略)	(略)	2 所属員の日帰りの旅行命令並びに公所長及び <u>課長補佐</u> 以上の所属員（ <u>課長補佐</u> のない	(略)	(略)

員)の在勤地及び <u>附近地</u> の出張命令に関する こと。 (略)	(略)	(略)	場合は所属員)の在勤地及び <u>付近地</u> の出張命令に関する こと。 (略)	(略)	(略)
別表第3			別表第3		
財政局	市税事務所の課長及び <u>室長</u> (略) 市税事務所の徴収課長、市外滞納整理課長、 <u>特別滞納整理室長</u> 及び <u>主幹</u> (徴収) (略)	(略) (略) (略)	財政局	市税事務所の課長 (略) 市税事務所の徴収課長、市外滞納整理課長、 <u>特別滞納整理課長</u> 及び <u>担当</u> <u>課長</u> (徴収) (略)	(略) (略) (略) (略)

(名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正)

第51条 名古屋市情報あんしん条例施行規程(平成16年名古屋市達第20号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 課 局内の<u>室及び</u>課、公所等の課(これに準じた内部組織を含む。以下同じ。)(<u>係のみを置く公所等及び内</u>	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 課 局内の課、公所等の課(これに準じた内部組織を含む。以下同じ。)(内部組織を置かない公所等であって

部組織を置かない公所等にあつては、公所等) 並びに区役所の課をいう。 (3) 公所等 <u>課の係及び分掌事務規程</u> (平成12年名古屋市達第3号) 第2条に規定する公所及び区役所保健福祉センター (福祉部を除く。) をいう。 (4)～(12) (略) (行政文書の閲覧区分) 第9条 (略) 2 文書管理システム (規則第2条第6号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。) により行政文書を作成する場合は、閲覧区分の設定を行わなければならない。この場合において、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。) 第2条第3項に規定する要配慮個人情報又は秘密とすべき情報を含む行政文書の閲覧区分は、<u>係内又は回議者のみ</u>としなければならない。 第11条 (略) 2 <u>課の庶務を担当する係の長</u> (これに準ずる者を含む。<u>第17条第1項第2号及び第30条において同じ。</u>) は、所管課長の指示を受け、課における文書事務を処理する。 (課における庁外文書の収受) 第17条 第14条第3項又は第15条 (前条において準用する場合を含む。) の規定により配布された文書は、<u>課の庶務を担当する係において、次の各号に定める手続</u>により処理しなければならない。 (1) (略) (2) 担当者が明らかでないもの 直ちに <u>課の庶務を担当する係の長</u>が閲覧し、担当者を定め、配布する。 (3) (略) 2・3 (略) (浄書及び照合) 第30条 施行を要する行政文書の浄書及び原議との照合は、<u>係の長</u>の責任において、誤りのないよう慎重に行わなければ	は、公所等) <u>及び区役所の課</u>をいう。 (3) 公所等 <u>課長補佐設置規程</u> (令和6年名古屋市達第2号) 第2条に規定する公所及び区役所保健福祉センター (福祉部を除く。) をいう。 (4)～(12) (略) (行政文書の閲覧区分) 第9条 (略) 2 文書管理システム (規則第2条第6号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。) により行政文書を作成する場合は、閲覧区分の設定を行わなければならない。この場合において、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。) 第2条第3項に規定する要配慮個人情報又は秘密とすべき情報を含む行政文書の閲覧区分は、<u>回議者のみ</u>としなければならない。 第11条 (略) 2 <u>庶務担当の課長補佐</u> (これに準ずる者を含む。<u>以下同じ。</u>) は、所管課長の指示を受け、課における文書事務を処理する。 (課における庁外文書の収受) 第17条 第14条第3項又は第15条 (前条において準用する場合を含む。) の規定により配布された文書は、<u>所管課において、次に定める手続</u>により処理しなければならない。 (1) (略) (2) 担当者が明らかでないもの 直ちに <u>庶務担当の課長補佐</u>が閲覧し、担当者を定め、配布する。 (3) (略) 2・3 (略) (浄書及び照合) 第30条 施行を要する行政文書の浄書及び原議との照合は、<u>課長補佐</u>の責任において、誤りのないよう慎重に行わなければ
---	---

ならない。	ならない。
-------	-------

別表第 1 行政文書分類表第 3 分類の欄中「係」を「課長補佐設置規程第 1 条に規定する課長補佐の名称の括弧内に表示する担当業務」に改め、同表第 4 分類の欄中「係」を「課」に改める。

(職員の服務の宣誓実施規程の一部改正)

第52条 職員の服務の宣誓実施規程（昭和26年名古屋市達第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第 2 条 条例第 2 条の任命権者の定める職員は、特に指定する場合のほか、新たに職員となった者が、初めて勤務すべき局区室（局又は区に属する室を除く。）の長（以下「所属長」という。）とする。ただし、所属長に事故があるときは、所属長のあらかじめ指定した職員に代理させることができる。	第 2 条 条例第 2 条の任命権者の定める職員は、特に指定する場合のほか、新たに職員となった者が、初めて勤務すべき局区室（局に属する室を除く。）の長（以下「所属長」という。）とする。ただし、所属長に事故があるときは、所属長のあらかじめ指定した職員に代理させることができる。
第 8 条 臨時的に任用される職員並びに会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の 2 第 1 項各号に掲げる職員をいう。）及び定年前再任用短時間勤務職員（同法第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）に対する第 2 条、第 3 条及び前 2 条の規定の適用については、第 2 条中「、初めて勤務すべき局区室（局又は区に属する室を除く。）」とあるのは「所属する課又は公所（課制のある公所を除く。）」と、第 3 条中「その任命の辞令を伝達されるに際し」とあるのは「初めて勤務すべき日に」と、「これを朗読して」とあるのは「これを」と、第 6 条中「その暦年中これを保管し、翌年 1 月末日までに総務局長」とあるのは「速やかに所属の人事担当課長」と、前	第 8 条 臨時的に任用される職員並びに会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の 2 第 1 項各号に掲げる職員をいう。）及び定年前再任用短時間勤務職員（同法第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）に対する第 2 条、第 3 条及び前 2 条の規定の適用については、第 2 条中「、初めて勤務すべき局区室（局に属する室を除く。）」とあるのは「所属する課又は公所（課制のある公所を除く。）」と、第 3 条中「その任命の辞令を伝達されるに際し」とあるのは「初めて勤務すべき日に」と、「これを朗読して」とあるのは「これを」と、第 6 条中「その暦年中これを保管し、翌年 1 月末日までに総務局長」とあるのは「速やかに所属の人事担当課長」と、前条中「総

条中「総務局長は前条」とあるのは「前条の人事担当課長は同条」とし、第4条及び第5条の規定は、適用しない。	務局長は前条」とあるのは「前条の人事担当課長は同条」とし、第4条及び第5条の規定は、適用しない。
--	--

（職員の名札着用に関する規程の一部改正）

第53条 職員の名札着用に関する規程（昭和51年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（名札の着用） 第4条 職員は、職務に従事する間は常に名札を着用しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合で所属長（局区室（局又は区に属する室を除く。）の長をいう。以下同じ。）が認める場合は、この限りでない。 （1）～（4） （略） 2 （略）	（名札の着用） 第4条 職員は、職務に従事する間は常に名札を着用しなければならない。ただし、次に掲げる場合で所属長（局区室（局に属する室を除く。）の長をいう。以下同じ。）が認める場合は、この限りでない。 （1）～（4） （略） 2 （略）

（名古屋市自動車安全運転管理者職務規程の一部改正）

第54条 名古屋市自動車安全運転管理者職務規程（昭和40年名古屋市達第35号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（趣旨） 第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の2に規定する安全運転管理者の選任及び職務について必要な事項を定めるものとする。 （選任） 第2条 市長は、必要と認める局区室（局に属する室を除く。）及び公所に安全運転管理者を置く。	（趣旨） 第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の3に規定する安全運転管理者の選任及び職務について必要な事項を定めるものとする。 （選任） 第2条 市長は、必要と認める局区室及び公所に安全運転管理者を置く。

(名古屋市役所防火防災管理規程の一部改正)

第55条 名古屋市役所防火防災管理規程（平成22年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前				改 正 後			
(防火防災管理者)				(防火防災管理者)			
第10条 防火防災管理者は、総務局総務課長（消防法第8条第1項に規定する資格及び同法第36条第1項において読み替えて準用する同法第8条第1項に規定する資格を有していない場合は、同課 <u>管理係長</u> ）をもって充てる。				第10条 防火防災管理者は、総務局総務課長（消防法第8条第1項に規定する資格及び同法第36条第1項において読み替えて準用する同法第8条第1項に規定する資格を有していない場合は、同課 <u>課長補佐（管理）</u> ）をもって充てる。			
2 (略)				2 (略)			
(火元責任者)				(火元責任者)			
第12条 火元責任者は、各室に、これを使用する課の庶務担当 <u>係長</u> 又はこれに準ずる職にある者をもって充てる。				第12条 火元責任者は、各室に、これを使用する課の庶務担当 <u>課長補佐</u> 又はこれに準ずる職にある者をもって充てる。			
別表第3				別表第3			
階	職			階	職		
	本庁舎	東庁舎	西庁舎		本庁舎	東庁舎	西庁舎
地下3階	(略)	住宅都市局営繕部設備課 <u>機械第一係長</u>	住宅都市局営繕部設備課 <u>機械第一係長</u>	地下3階	(略)	住宅都市局営繕部設備課 <u>課長補佐（機械）</u>	住宅都市局営繕部設備課 <u>課長補佐（機械）</u>
地下2階	(略)	総務局総務課 <u>管理係長</u>	(駅上駐車場及びこれに接続する車路を含む。)総務局総務課 <u>管理係長</u>	地下2階	(略)	総務局総務課 <u>課長補佐（管理）</u>	(駅上駐車場及びこれに接続する車路を含む。)総務局総務課 <u>課長補佐（管理）</u>
地下1階	(本庁舎)	総務局総	総務局総	地下1階	(本庁舎)	総務局総	総務局総

	及び西庁舎を連絡する地下歩道及び管道を含む。) 総務局総務課 <u>管理係長</u>	<u>務課管理係長</u>	<u>務課管理係長</u>		及び西庁舎を連絡する地下歩道及び管道を含む。) 総務局総務課 <u>課長補佐 (管理)</u>	<u>務課課長補佐 (管理)</u>	<u>務課課長補佐 (管理)</u>
1 階	(本庁舎敷地内にある建物及び工作物を含む。) 消防局総務部総務課 <u>庶務係長</u>	(本庁舎及び東庁舎を連絡する廊下を含む。) 防災危機管理局総務課 <u>庶務係長</u>	会計室審査課 <u>審査第一係長</u>	1 階	(本庁舎敷地内にある建物及び工作物を含む。) 消防局総務部総務課 <u>課長補佐 (庶務)</u>	(本庁舎及び東庁舎を連絡する廊下を含む。) 防災危機管理局総務課 <u>課長補佐 (庶務)</u>	会計室審査課 <u>課長補佐 (審査)</u>
2 階	健康福祉局総務課 <u>庶務係長</u>	(本庁舎及び東庁舎を連絡する廊下を含む。) 市会事務局総務課 <u>庶務係長</u>	住宅都市局建築指導部建築指導課 <u>調査係長</u>	2 階	健康福祉局総務課 <u>課長補佐 (庶務)</u>	(本庁舎及び東庁舎を連絡する廊下を含む。) 市会事務局総務課 <u>課長補佐 (庶務)</u>	住宅都市局建築指導部建築指導課 <u>課長補佐 (調査)</u>
3 階	総務局総務課 <u>経理係長</u>	(本庁舎及び東庁舎を連絡する廊下を含む。) 市会事務局総務課 <u>庶務係長</u>	住宅都市局営繕部企画保全課 <u>事務総括係長</u>	3 階	総務局総務課 <u>課長補佐 (経理)</u>	(本庁舎及び東庁舎を連絡する廊下を含む。) 市会事務局総務課 <u>課長補佐 (庶務)</u>	住宅都市局営繕部企画保全課 <u>課長補佐 (事務総括)</u>

4 階	環境局ごみ減量部減量推進室主査（減量企画）	（本庁舎及び東庁舎を連絡する廊下を含む。）市会事務局総務課庶務係長	住宅都市局総務課庶務係長
5 階	スポーツ市民局総務課庶務係長	（本庁舎及び東庁舎を連絡する廊下を含む。）環境局総務課庶務係長	緑政土木局緑地部緑地管理課管理係長
6 階	住宅都市局営繕部設備課機械第一係長 （屋上部分は、総務局総務課管理係長）	（本庁舎及び東庁舎を連絡する廊下を含む。）教育委員会事務局総務部総務課庶務係長	緑政土木局総務課庶務係長
7 階	住宅都市局総務課庶務係長 （屋上部分は、総務局総務課管理係長）	消防局消防部指令課通信係長	上下水道局企画経理部経理課下水道経理係長

4 階	環境局ごみ減量部減量推進課課長補佐（減量企画）	（本庁舎及び東庁舎を連絡する廊下を含む。）市会事務局総務課課長補佐（庶務）	住宅都市局総務課課長補佐（庶務）
5 階	スポーツ市民局総務課課長補佐（庶務）	（本庁舎及び東庁舎を連絡する廊下を含む。）環境局総務課課長補佐（庶務）	緑政土木局緑地部緑地管理課課長補佐（管理）
6 階	住宅都市局営繕部設備課課長補佐（機械） （屋上部分は、総務局総務課課長補佐（管理））	（本庁舎及び東庁舎を連絡する廊下を含む。）教育委員会事務局総務部総務課課長補佐（庶務）	緑政土木局総務課課長補佐（庶務）
7 階	住宅都市局総務課課長補佐（庶務） （屋上部分は、総務局総務課課長補佐（管	消防局消防部指令課課長補佐（通信）	上下水道局企画経理部経理課課長補佐（下水道経理）

8 階	総務局総務課 <u>管理係長</u>	人事委員会事務局審査課 <u>調査係長</u>	上下水道局総務部総務課 <u>主査（渉外）</u>
9 階	総務局総務課 <u>管理係長</u>	住宅都市局営繕部設備課 <u>電気第一係長（屋上部分は、総務局総務課管理係長）</u>	上下水道局計画部下水道計画課 <u>基本計画係長</u>
10階	総務局総務課 <u>管理係長</u>	住宅都市局営繕部設備課 <u>電気第一係長</u>	交通局営業本部総務部総務課 <u>庶務係長</u>
11階	(略)	(略)	交通局技術本部施設部施設計画課 <u>管理係長</u>
12階	(略)	(略)	総務局行政DX推進部デジタル改革推進課 <u>デジタル改革推進係長</u>
13階	(略)	(略)	住宅都市局営繕部

	<u>理）</u>		
8 階	総務局総務課課長補佐（ <u>管理</u> ）	人事委員会事務局審査課課長補佐（ <u>調査</u> ）	上下水道局総務部総務課課長補佐（ <u>渉外</u> ）
9 階	総務局総務課課長補佐（ <u>管理</u> ）	住宅都市局営繕部設備課課長補佐（ <u>電気</u> ）（屋上部分は、総務局総務課課長補佐（ <u>管理</u> ））	上下水道局計画部下水道計画課課長補佐（ <u>基本計画</u> ）
10階	総務局総務課課長補佐（ <u>管理</u> ）	住宅都市局営繕部設備課課長補佐（ <u>電気</u> ）	交通局営業本部総務部総務課課長補佐（ <u>庶務</u> ）
11階	(略)	(略)	交通局技術本部施設部施設計画課課長補佐（ <u>管理</u> ）
12階	(略)	(略)	総務局行政DX推進部デジタル改革推進課課長補佐（ <u>デジタル改革推進</u> ）
13階	(略)	(略)	住宅都市局営繕部

			設備課電 気第一係 長 (屋上部分 は、総務局総務課管理係長)
14階	(略)	(略)	住宅都市局営繕部設備課電 気第一係 長 (屋上部分 は、総務局総務課管理係長)

別表第 4

事項	点検検査員
(略)	(略)
前項以外の場所における危険物取扱いの良否	総務局総務課管理係長
(略)	(略)
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、ガス漏れ火災警報設備、排煙設備及び連結送水管の状況	住宅都市局営繕部設備課機械第一係長
誘導灯、非常コンセント設備、非常電源用蓄電池設備	住宅都市局営繕部設備課電気第一係長

			設備課課長補佐 (電気) (屋上部分は、総務局総務課課長補佐 (管理))
14階	(略)	(略)	住宅都市局営繕部設備課課長補佐 (電気) (屋上部分は、総務局総務課課長補佐 (管理))

別表第 4

事項	点検検査員
(略)	(略)
前項以外の場所における危険物取扱いの良否	総務局総務課課長補佐 (管理)
(略)	(略)
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、ガス漏れ火災警報設備、排煙設備及び連結送水管の状況	住宅都市局営繕部設備課課長補佐 (機械)
誘導灯、非常コンセント設備、非常電源用蓄電池設備	住宅都市局営繕部設備課課長補佐 (電気)

及び自家発電設備 の状況		及び自家発電設備 の状況	
自動火災報知設備 及び非常警報設備 の状況	住宅都市局営繕部 設備課 <u>電気第一係</u> 長	自動火災報知設備 及び非常警報設備 の状況	住宅都市局営繕部 設備課課長補佐（ <u>電気</u> ）

別表第5中「総務局総務課管理係長」を「総務局総務課課長補佐（管理）」に改める。

（職員の研修に関する規程の一部改正）

第56条 職員の研修に関する規程（昭和29年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（研修の種類） 第2条 （略） 2 局、区及び室（局又は <u>区</u> に属する室を除く。）の長（以下「所属長」という。）は、前項の規定にかかわらず、その所属員に対して必要と認める所属別の研修を行うことができる。 3 （略）	（研修の種類） 第2条 （略） 2 局、区及び室（局に属する室を除く。）の長（以下「所属長」という。）は、前項の規定にかかわらず、その所属員に対して必要と認める所属別の研修を行うことができる。 3 （略）

（名古屋市税務職員表彰規程の一部改正）

第57条 名古屋市税務職員表彰規程（昭和26年名古屋市達第16号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第1条 本市税務職員又は税務関係諸団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、市税の賦課徴収事務の特殊性に鑑み当該事務の円滑な運営を図るため、財政局 <u>税務監</u> がこれを表彰する。	第1条 本市税務職員又は税務関係諸団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、市税の賦課徴収事務の特殊性に鑑み当該事務の円滑な運営を図るため、財政局 <u>担当局長（税務）</u> がこれを表彰する。

(1)～(4) (略) 第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 税務関係諸団体 次の団体をいう。 ア (略) イ <u>課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）第1条に規定する税制課、税務システム推進課、市民税課、固定資産税課及び収納対策課の各係</u> ウ (略) エ <u>名古屋市収納管理・特別徴収事務センター処務規程第3条に規定する名古屋市収納管理・特別徴収事務センターの各係</u> オ <u>名古屋市市税事務所处務規程（平成22年名古屋市達第14号）第3条に規定する管理課、徴収課、市外滞納整理課、特別滞納整理室、市民税課、法人課税課、固定資産税課及び固定資産評価室</u> カ <u>名古屋市市税事務所处務規程第3条に規定する管理課、徴収課、市外滞納整理課、特別滞納整理室、市民税課、法人課税課、固定資産税課及び固定資産評価室の各係</u> 第6条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、<u>財政局税務監</u>が別に定める。	(1)～(4) (略) 第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 税務関係諸団体 次の団体をいう。 ア (略) イ (略) ウ <u>名古屋市市税事務所处務規程（平成22年名古屋市達第14号）第3条に規定する管理課、徴収課、市外滞納整理課、特別滞納整理課、市民税課、法人課税課、固定資産税課及び固定資産評価課</u> 第6条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、<u>財政局担当局長（税務）</u>が別に定める。
--	--

(固定資産評価補助員規程の一部改正)

第58条 固定資産評価補助員規程（平成23年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
地方税法（昭和25年法律第226号）第	地方税法（昭和25年法律第226号）第

405 条の規定に基づき、次に掲げる者を固定資産評価補助員とする。 (1) 財政局<u>税務監</u>、税務部長及び税務部固定資産税課に勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第 22条の 2 第 1 項各号に掲げる者を除く。次号において同じ。） (2) 市税事務所長並びに市税事務所固定資産税課及び<u>固定資産評価室</u>に勤務する一般職の職員	405 条の規定に基づき、次に掲げる者を固定資産評価補助員とする。 (1) 財政局<u>担当局長（税務）</u>、税務部長及び税務部固定資産税課に勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第 22条の 2 第 1 項各号に掲げる者を除く。次号において同じ。） (2) 市税事務所長並びに市税事務所固定資産税課及び<u>固定資産評価課</u>に勤務する一般職の職員
---	--

（名古屋市防災行政用無線管理運営規程の一部改正）

第59条 名古屋市防災行政用無線管理運営規程（昭和60年名古屋市達第42号）

の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（統制局の設置） 第 5 条 統制局は、防災危機管理局<u>危機対策室</u>に設置する。	（統制局の設置） 第 5 条 統制局は、防災危機管理局<u>危機対策課</u>に設置する。

附 則

- 1 この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 区役所課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 5 号）は、廃止する。

名古屋市達第2号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

課長補佐設置規程を次のように定める。

令和6年1月11日

名古屋市長 河 村 た か し

第1条 名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）第1条の課に次の組織を置く。

防災危機管理局

総 務 課

課 長 補 佐（庶務）

課 長 補 佐（経理）

危機管理企画課

課 長 補 佐（企画）

課 長 補 佐（風水害対策）

課 長 補 佐（地域強靱化に係る人材育成等）

想定最大規模災害対策推進課

課 長 補 佐（想定最大規模災害対策推進）（2）

危機対策課

課 長 補 佐（危機対策）

課 長 補 佐（情報・啓発）（2）

課 長 補 佐（新型コロナウイルス感染症対策等に係る総合調整・広報）

課 長 補 佐（広域連携）

地域防災課

課長補佐（地域防災）

課長補佐（住民支援）（2）

課長補佐（要配慮者対策）

課長補佐（災害対策に係る地域活動の推進）（16）

市長室

秘書課

課長補佐（庶務）

課長補佐（秘書）（5）

課長補佐（秘書事務に係る特命事項の処理）

広報課

課長補佐（企画）

課長補佐（広報）

課長補佐（報道）

総務局

総務課

課長補佐（庶務）

課長補佐（総務に係る特命事項の処理）

課長補佐（経理）

課長補佐（管理）

行政DX推進部

行政改革推進課

課長補佐（行政改革推進）

課長補佐（組織定員）

課長補佐（行政改革）

法制課

課長補佐（文書）

課長補佐（法規）（2）

課長補佐（行政不服審査）

デジタル改革推進課

課長補佐（デジタル改革推進）

課長補佐（システム標準化）

課長補佐（デジタル改革に係る特命事項の処理）

課長補佐（情報基盤）

課長補佐（電子情報の保護対策）

課長補佐（次期情報基盤の整備）

課長補佐（D Xの推進）（6）

職員部

人事課

課長補佐（調査）

課長補佐（定年延長に係る調整）

課長補佐（職員情報システムの再構築・人事事務改善）（2）

課長補佐（服務）

課長補佐（人事）

課長補佐（人事等）

課長補佐（人事制度等に係る特命事項の処理）

課長補佐（人材育成）

コンプライアンス推進課

課長補佐（推進）

課長補佐（監察等）

給与課

課長補佐（給与）

課長補佐（職員情報システムの再構築・給与事務改善）（2）

課長補佐（労政）

安全衛生課

課長補佐（安全衛生）

課長補佐（福利厚生）

課長補佐（メンタルヘルス・保健指導）

企画部

企画課

課長補佐（企画）（3）

課長補佐（調査）

課長補佐（企画・水に係る施策の調整）（2）

大都市・広域行政推進課

課長補佐（大都市・広域行政推進）

課長補佐（広域連携推進）

統計課

課長補佐（統計調査）

課長補佐（解析活用）

総合調整部

総合調整課

課長補佐（調整）（2）

課長補佐（公民連携推進に係る企画調整）（2）

課長補佐（大学連携等）

アジア・アジアパラ競技大会推進課

課長補佐（推進）

課長補佐（広報・事業調整）

課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会に係る連絡調整）（14）

課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会の推進に係る特命事項の処理）

課長補佐（事業調整）

課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会に係る企画調整）（2）

空港対策課

課長補佐（空港）（2）

課長補佐（空港アクセス）

市立大学部

市立大学課

課長補佐（市立大学）（2）

課長補佐（市立大学に係る特命事項の処理）

財政局

総務課

課長補佐（庶務）

課長補佐（企画経理）

課長補佐（管理）

財 政 部

財 政 課

課長補佐（財政調査）

課長補佐（予算）（2）

課長補佐（予算に係る企画調整等）（3）

課長補佐（財政健全化等）

資 金 課

課長補佐（資金）

課長補佐（歳入確保に係る特命事項の処理）

課長補佐（市債）

財産管理課

課長補佐（財産管理）

課長補佐（用地）

資産経営課

課長補佐（資産経営）（4）

課長補佐（資産活用）

契 約 部

契約監理課

課長補佐（審査）

課長補佐（改善指導）

課長補佐（契約事務の総合調整）

契 約 課

課長補佐（土木契約）

課長補佐（建築契約）

課長補佐（総合評価等）

課長補佐（物品契約）

税 務 部

税 制 課

課 長 補 佐（税務）

課 長 補 佐（子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る調整）

課 長 補 佐（税制）

課 長 補 佐（不服申立て）

課 長 補 佐（低所得世帯に対する給付金の支給に係る調整）（2）

税務システム推進課

課 長 補 佐（システム企画）

課 長 補 佐（システム管理）

課 長 補 佐（税務事務のデジタル化の推進・事務改善）

課 長 補 佐（窓口改善の推進）（3）

市 民 税 課

課 長 補 佐（市民税）

課 長 補 佐（個人市民税に係る制度改正等）

課 長 補 佐（諸税）

固定資産税課

課 長 補 佐（資産）

課 長 補 佐（土地）

課 長 補 佐（家屋）

収納対策課

課 長 補 佐（収納対策）

課 長 補 佐（徴収指導）（3）

課 長 補 佐（債権管理に係る企画調整）

スポーツ市民局

総 務 課

課 長 補 佐（庶務）

課 長 補 佐（スポーツ市民に係る特命事項の処理）

課 長 補 佐（企画経理）

課 長 補 佐（企画調整）

地域振興部

区 政 課

課 長 補 佐（管理）

課 長 補 佐（推進）

課 長 補 佐（区役所の庁舎営繕等）（2）

課 長 補 佐（中村区役所等複合庁舎地下連絡通路の整備）

地域振興課

課 長 補 佐（地域振興）

課 長 補 佐（地域コミュニティ活性化推進）

課 長 補 佐（地域コミュニティ）

課 長 補 佐（コミュニティセンターの改修）

課 長 補 佐（空家等対策の推進に係る企画調整）

住 民 課

課 長 補 佐（戸籍住民）

課 長 補 佐（システム）

課 長 補 佐（戸籍電算システム改修等）

課 長 補 佐（住民記録システム再構築）

課 長 補 佐（町名表示）

人権施策推進部

人権施策推進課

課 長 補 佐（人権企画）

課 長 補 佐（調整）

市民生活部

地域安全推進課

課 長 補 佐（地域安全推進）

課 長 補 佐（客引き行為等対策の推進）

課 長 補 佐（生活安全推進）

課 長 補 佐（交通安全推進）

広 聴 課

課 長 補 佐（広聴）

課 長 補 佐（相談）

市政情報課

課長補佐（市政情報）

課長補佐（情報公開）（2）

課長補佐（個人情報保護）

消費生活課

課長補佐（消費生活）

課長補佐（消費者教育・啓発）

課長補佐（相談）

男女平等参画推進課

課長補佐（男女平等参画推進）（2）

課長補佐（相談）

スポーツ推進部

スポーツ振興課

課長補佐（スポーツ振興）

課長補佐（障害者スポーツ）

課長補佐（新たな障害者スポーツセンターの整備等）

スポーツ施設課

課長補佐（スポーツ施設）

課長補佐（スポーツ施設の管理等合理化）

課長補佐（瑞穂公園整備推進）（2）

課長補佐（瑞穂公園陸上競技場の改築）（2）

課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会に係る施設整備等）（2）

スポーツ戦略課

課長補佐（スポーツ戦略）

課長補佐（スポーツコミッションに係る企画調整等）

課長補佐（スポーツプロモーションの推進）

課長補佐（スポーツ環境整備）

課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会等に係る特命事項の処理）

課長補佐（アジア・アジアパラ競技大会に係るスポーツ施策の調整）
（2）

経 済 局

総 務 課

課 長 補 佐（庶務）

課 長 補 佐（経理）

産業労働部

産業企画課

課 長 補 佐（産業企画）

課 長 補 佐（企画調整）

課 長 補 佐（産業統計活用推進）

課 長 補 佐（計量検査）

課 長 補 佐（新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等）（2）

労働企画課

課 長 補 佐（労働企画）

課 長 補 佐（労働福祉等）

中小企業振興課

課 長 補 佐（経営支援）

課 長 補 佐（金融）

課 長 補 佐（新型コロナウイルス感染症対策に係る金融支援）

商業・流通部

地域商業課

課 長 補 佐（企画）

課 長 補 佐（推進）

課 長 補 佐（小売市場）

課 長 補 佐（大店立地）

課 長 補 佐（プレミアム付商品券）（2）

市場流通課

課 長 補 佐（市場流通）

課 長 補 佐（検査）

課 長 補 佐（市場整備推進）

イノベーション推進部

次世代産業振興課

課長補佐（次世代産業振興）

課長補佐（クリエイティブ産業振興等）

課長補佐（産業技術支援）

課長補佐（水素エネルギーに係る企画調整）

スタートアップ支援課

課長補佐（スタートアップ支援）

課長補佐（スタートアップ支援に係る企画調整）

課長補佐（スタートアップ支援に係る特命事項の処理）（2）

産業立地交流課

課長補佐（産業立地交流）

課長補佐（海外産業交流等）

観光文化交流局

総務課

課長補佐（庶務）

課長補佐（企画経理）

観光交流部

観光推進課

課長補佐（観光企画）

課長補佐（都市魅力の向上に資するイベント等）

課長補佐（観光プロモーション）

課長補佐（観光に係る受入環境の整備）

課長補佐（海外プロモーション）

国際交流課

課長補佐（推進）

課長補佐（多言語情報発信等）

課長補佐（交流）

課長補佐（地域における外国人市民の支援）

MICE推進課

課長補佐（MICE推進）

課 長 補 佐（国際展示場）

課 長 補 佐（国際展示場機能強化）（2）

課 長 補 佐（国際会議場機能強化）

文化歴史まちづくり部

文化芸術推進課

課 長 補 佐（企画事業）

課 長 補 佐（文化施設）

課 長 補 佐（文化施設に係る企画調整等）

課 長 補 佐（市民会館の整備）

歴史まちづくり推進課

課 長 補 佐（保存支援）

課 長 補 佐（事業推進）

課 長 補 佐（歴史的建造物の整備推進）

環 境 局

総 務 課

課 長 補 佐（庶務）

課 長 補 佐（企画）

課 長 補 佐（経理）

職 員 課

課 長 補 佐（管理）

課 長 補 佐（安全衛生）

環境企画部

環境企画課

課 長 補 佐（環境企画）

課 長 補 佐（施策推進）

課 長 補 佐（SDGs まちづくりの推進）

課 長 補 佐（環境教育に係る企画調整）

課 長 補 佐（環境教育に係る市民協働）

課 長 補 佐（環境施策の国際連携に係る企画調整）

課 長 補 佐（生物多様性の保全）

課 長 補 佐（生物多様性に係る企画調整）

脱炭素社会推進課

課 長 補 佐（脱炭素社会推進）

課 長 補 佐（再生可能エネルギー）

課 長 補 佐（事業活動推進）

課 長 補 佐（地域脱炭素施策の推進）

地域環境対策部

地域環境対策課

課 長 補 佐（保全）

課 長 補 佐（水質地盤）

課 長 補 佐（水循環）

課 長 補 佐（有害化学物質対策）

課 長 補 佐（環境影響評価）

大気環境対策課

課 長 補 佐（大気騒音）

課 長 補 佐（交通環境対策）

公害保健課

課 長 補 佐（保健企画）

課 長 補 佐（給付）

課 長 補 佐（保健事業）

課 長 補 佐（認定審査）

ごみ減量部

減量推進課

課 長 補 佐（減量企画）

課 長 補 佐（減量推進）

課 長 補 佐（プラスチック資源循環の推進）

資源化推進課

課 長 補 佐（事業系ごみ対策）

課 長 補 佐（食品ロス削減の推進・事業所排出指導）

課 長 補 佐（資源化推進）

事業部

作業課

課長補佐（業務）
課長補佐（指導管理）
課長補佐（作業）
課長補佐（処理）
課長補佐（収集事業調整）
課長補佐（住居の不良堆積物対策の推進）
課長補佐（路上禁煙）

廃棄物指導課

課長補佐（一般廃棄物指導）
課長補佐（産業廃棄物審査）
課長補佐（産業廃棄物指導）

施設部

施設課

課長補佐（事務）
課長補佐（施設）
課長補佐（処分場）
課長補佐（処分場確保）

工場課

課長補佐（計画）
課長補佐（技術管理）
課長補佐（南陽工場等整備に係る連絡調整）（2）
課長補佐（工場管理）
課長補佐（環境保全）
課長補佐（建設計画）
課長補佐（猪子石工場大規模改修）
課長補佐（南陽工場設備更新）
課長補佐（鳴海・北名古屋工場運営調整）（2）

健康福祉局

総 務 課

課 長 補 佐（庶務）

課 長 補 佐（健康福祉に係る特命事項の処理）

課 長 補 佐（企画）

課 長 補 佐（経理）

職 員 課

課 長 補 佐（管理）

課 長 補 佐（労務厚生）

監 査 課

課 長 補 佐（調査）

課 長 補 佐（監査）

課 長 補 佐（施設監査）（3）

課 長 補 佐（法人監査）

課 長 補 佐（システム標準化等）

課 長 補 佐（システム標準化等に係る調整）（2）

課 長 補 佐（D Xの推進に係る調整）

高齢福祉部

高齢福祉課

課 長 補 佐（企画）

課 長 補 佐（在宅福祉）

課 長 補 佐（持続可能な敬老パス制度の構築）

地域ケア推進課

課 長 補 佐（地域福祉）

課 長 補 佐（地域支援）

課 長 補 佐（いきいき支援センター・介護予防推進）

課 長 補 佐（包括的支援の推進に係る企画調整）

課 長 補 佐（低所得世帯に対する給付金）（2）

課 長 補 佐（ひきこもり等支援）

介護保険課

課 長 補 佐（推進）

課 長 補 佐（認定）
課 長 補 佐（保険料）
課 長 補 佐（システム標準化等）
課 長 補 佐（施設指定）
課 長 補 佐（居宅指定）
課 長 補 佐（指導）
課 長 補 佐（給付適正化の推進）
課 長 補 佐（厚生院に係る連絡調整）
課 長 補 佐（事業者指導）（2）

障害福祉部

障害企画課

課 長 補 佐（企画）
課 長 補 佐（障害福祉業務に係るD Xの推進等）
課 長 補 佐（障害者差別解消・福祉都市推進）
課 長 補 佐（障害者スポーツに係る調整）
課 長 補 佐（福祉）
課 長 補 佐（難病対策）
課 長 補 佐（アジアパラ競技大会に係る障害者施策の調整）（2）
課 長 補 佐（総合リハビリテーションセンターに係る企画調整）（2）

障害者支援課

課 長 補 佐（推進）
課 長 補 佐（施設事業）
課 長 補 佐（就労支援の推進等）
課 長 補 佐（指定指導）
課 長 補 佐（事業者指導）（3）
課 長 補 佐（認定支払）

生活福祉部

保 護 課

課 長 補 佐（事務）
課 長 補 佐（保護）

課 長 補 佐（適正実施）
課 長 補 佐（査察指導監査）
課 長 補 佐（医療保護）
課 長 補 佐（厚生院に係る特命事項の処理）
課 長 補 佐（援護事業・保護施設）
課 長 補 佐（援護事業に係る連絡調整）
課 長 補 佐（システム標準化等に係る調整）
課 長 補 佐（システム標準化等）
課 長 補 佐（困窮者支援に係る連絡調整）

保険年金課

課 長 補 佐（事務）
課 長 補 佐（給付）
課 長 補 佐（国民健康保険保健事業）
課 長 補 佐（保険料）
課 長 補 佐（収納対策）
課 長 補 佐（滞納整理）（4）
課 長 補 佐（保険年金システム再構築等）（3）

医療福祉課

課 長 補 佐（後期高齢者医療）
課 長 補 佐（後期高齢者医療・福祉医療費システムに係る調整）（2）
課 長 補 佐（福祉医療）

健 康 部

保健医療課

課 長 補 佐（地域医療）
課 長 補 佐（医療安全確保）
課 長 補 佐（地域保健）
課 長 補 佐（中央看護専門学校に係る総合調整）
課 長 補 佐（健康危機管理対応力強化に係る調整）

健康増進課

課 長 補 佐（推進）

課 長 補 佐（がん対策）
課 長 補 佐（食育推進等）
課 長 補 佐（精神保健）
課 長 補 佐（公衆衛生看護）
課 長 補 佐（いのちの支援）
課 長 補 佐（ひきこもり支援に係る連絡調整）

医療連携推進課

課 長 補 佐（医療連携推進）
課 長 補 佐（医療関係施設に係る特命事項の処理）（4）
課 長 補 佐（医療連携に係る特命事項の処理）

環境薬務課

課 長 補 佐（衛生指導）
課 長 補 佐（環境衛生）
課 長 補 佐（薬務）
課 長 補 佐（八事斎場再整備）（2）

食品衛生課

課 長 補 佐（食品衛生）
課 長 補 佐（営業許可・届出等に係る企画調整）
課 長 補 佐（食の安全対策）
課 長 補 佐（獣医務）

新型コロナウイルス感染症対策部

感染症対策課

課 長 補 佐（感染症）
課 長 補 佐（特定感染症等対策）
課 長 補 佐（感染症予防等）

新型コロナウイルス感染症対策課

課 長 補 佐（企画）
課 長 補 佐（推進）
課 長 補 佐（ワクチン接種推進）
課 長 補 佐（新型コロナウイルス感染症対策）（8）

課 長 補 佐（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）（3）

子ども青少年局

総 務 課

課 長 補 佐（庶務）

課 長 補 佐（管理）

課 長 補 佐（業務改善）

課 長 補 佐（監査指導）（3）

企画経理課

課 長 補 佐（企画）

課 長 補 佐（次世代育成支援）

課 長 補 佐（情報統計）

課 長 補 佐（D Xの推進に係る調整）

課 長 補 佐（経理）

課 長 補 佐（債権管理の推進）

子育て支援部

子育て支援課

課 長 補 佐（子育て支援）

課 長 補 佐（在宅子育て支援事業の推進）

課 長 補 佐（妊婦・子育て家庭への経済的支援）

課 長 補 佐（母子保健）

子ども福祉課

課 長 補 佐（子ども施設）

課 長 補 佐（子ども福祉）

課 長 補 佐（子ども発達支援）

課 長 補 佐（事業者指導・監査等）

課 長 補 佐（施設の整備・民間移管等）

課 長 補 佐（児童虐待対策に係る企画調整）

課 長 補 佐（女性福祉）

保 育 部

保育企画課

課 長 補 佐（保育企画）
課 長 補 佐（認可給付）
課 長 補 佐（教育・保育施設における多様な保育等の推進）
課 長 補 佐（給付等）
課 長 補 佐（幼児教育・保育無償化等）
課 長 補 佐（待機児童対策）（3）

保育運営課

課 長 補 佐（保育運営）
課 長 補 佐（医療的ケア児の支援）
課 長 補 佐（保育事業に係る業務改善）
課 長 補 佐（保育管理）
課 長 補 佐（保育指導）
課 長 補 佐（指導監査等）
課 長 補 佐（保育所の民間移管）（2）
課 長 補 佐（保育所の改修等）

子ども未来企画部

子ども未来企画課

課 長 補 佐（子ども未来企画）
課 長 補 佐（企画調整）
課 長 補 佐（子育て世帯生活支援特別給付金）
課 長 補 佐（子どもの権利擁護に係る企画調整）
課 長 補 佐（子ども等の支援の推進）（2）
課 長 補 佐（子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理）
課 長 補 佐（児童福祉システム標準化に係る調整）
課 長 補 佐（児童福祉システム標準化）

青少年家庭課

課 長 補 佐（青少年自立支援）
課 長 補 佐（子ども育成）

放課後事業推進課

課 長 補 佐（放課後事業推進）

課 長 補 佐（放課後事業に係る企画調整）（3）

住宅都市局

総 務 課

課 長 補 佐（庶務）

課 長 補 佐（調査）

課 長 補 佐（管理）

企画経理課

課 長 補 佐（企画）

課 長 補 佐（まちづくりに係る調査研究）

課 長 補 佐（経理）

課 長 補 佐（企画調整）（3）

監理指導課

課 長 補 佐（監理指導）

課 長 補 佐（設備監理指導）

課 長 補 佐（技術管理）

課 長 補 佐（検査）（5）

都市計画部

都市計画課

課 長 補 佐（総括）

課 長 補 佐（都市計画）

課 長 補 佐（緑地計画・都市施策）

課 長 補 佐（地域計画）

課 長 補 佐（地区計画）

街路計画課

課 長 補 佐（街路計画）

課 長 補 佐（高速道路）

課 長 補 佐（施設計画）

課 長 補 佐（鉄道に係る立体交差）

課 長 補 佐（高速道路アクセス向上）（2）

ウォーカブル・景観推進課

課 長 補 佐（都市景観）
課 長 補 佐（ウォークアブル推進）
課 長 補 佐（エリアリノベーション）
課 長 補 佐（既存建築ストックの活用）
課 長 補 佐（屋外広告物）

交通企画課

課 長 補 佐（企画調査）
課 長 補 佐（総合交通計画）
課 長 補 佐（駐車場のあり方検討）

交通事業推進課

課 長 補 佐（交通事業推進）
課 長 補 佐（ガイドウェイバス次期車両更新等）（2）
課 長 補 佐（新たな路面公共交通システムの導入調整）（2）

営 繕 部

企画保全課

課 長 補 佐（事務総括）
課 長 補 佐（企画）
課 長 補 佐（建築計画）
課 長 補 佐（機械計画）
課 長 補 佐（電気計画）

営 繕 課

課 長 補 佐（建築）（3）
課 長 補 佐（土木）
課 長 補 佐（東山動植物園再生）
課 長 補 佐（南陽工場等整備）
課 長 補 佐（民間活力による施設整備の推進）（3）
課 長 補 佐（国際展示場整備に係る調整）（2）
課 長 補 佐（国際会議場整備に係る調整）
課 長 補 佐（区役所整備に係る連絡調整）（2）

住宅・教育施設課

課 長 補 佐（住宅）（2）

課 長 補 佐（教育施設）（3）

設 備 課

課 長 補 佐（機械）（3）

課 長 補 佐（電気）（3）

課 長 補 佐（南陽工場等整備）

建築指導部

建築指導課

課 長 補 佐（調査）

課 長 補 佐（市街地建築）

課 長 補 佐（道路審査）

課 長 補 佐（建築物環境指導）

課 長 補 佐（建築相談）

課 長 補 佐（建築紛争調整）

開発指導課

課 長 補 佐（開発審査）

課 長 補 佐（宅地規制）

課 長 補 佐（盛土等の規制）

建築審査課

課 長 補 佐（審査総括）

課 長 補 佐（建築審査）

課 長 補 佐（既存建築ストックの審査）

課 長 補 佐（構造設備審査）

課 長 補 佐（設備審査）

建築安全推進課

課 長 補 佐（建築防災）

課 長 補 佐（既存建築ストックの活用相談等）

課 長 補 佐（監察指導）

課 長 補 佐（建築物等の安全対策）

住 宅 部

住宅企画課

課長補佐（企画）

課長補佐（民間住宅）

課長補佐（居住支援の促進等）

課長補佐（マンション管理適正化等）

住宅整備課

課長補佐（住宅整備）

課長補佐（市営住宅等のアセットマネジメントの推進）

課長補佐（建替推進）

課長補佐（特定団地建替推進）

課長補佐（整備計画・耐震対策）

課長補佐（民間活力による住宅整備）

住宅管理課

課長補佐（管理）

課長補佐（施設活用）

課長補佐（居住）

課長補佐（入居に係る企画調整）

課長補佐（不適正居住対策）

課長補佐（改良住宅管理等）

都市整備部

まちづくり企画課

課長補佐（企画）

課長補佐（金山まちづくり）（2）

課長補佐（堀川周辺）

課長補佐（開発調整）

課長補佐（公有地開発に係る事業推進）

課長補佐（港北まちづくり）

課長補佐（金山まちづくりに係る連絡調整）（2）

名港開発振興課

課長補佐（企画）

課 長 補 佐（中川運河）

課 長 補 佐（水辺環境の整備・水上交通）

課 長 補 佐（中川運河周辺活性化）

課 長 補 佐（港関連事業等に係る特命事項の処理）

課 長 補 佐（金城ふ頭開発）（5）

耐震化支援課

課 長 補 佐（企画）

課 長 補 佐（建築物耐震）

課 長 補 佐（木造住宅耐震）

市街地整備課

課 長 補 佐（総括）

課 長 補 佐（区画整理）

課 長 補 佐（補償調整等）

課 長 補 佐（志段味推進）

課 長 補 佐（志段味総合整備）

課 長 補 佐（中志段味事業推進）（2）

アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発推進課

課 長 補 佐（調査設計）

課 長 補 佐（工事）

課 長 補 佐（アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る基盤整備の調整）（3）

課 長 補 佐（アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用に係る民間開発の推進）（2）

リニア関連都心開発部

都心まちづくり課

課 長 補 佐（企画）

課 長 補 佐（栄再開発）

課 長 補 佐（栄地区の施設に係る管理・活用）

課 長 補 佐（事業推進）

課 長 補 佐（栄公共空間）

リニア関連・名駅周辺開発推進課

課長補佐（まちづくり推進）

課長補佐（市街地整備）

課長補佐（まちづくり調整）

課長補佐（名駅南公共空間整備等）

名駅ターミナル整備課

課長補佐（整備）（2）

課長補佐（名駅ターミナル機能強化）（2）

課長補佐（名駅ターミナル事業調整）

課長補佐（名駅ターミナル補償）

緑政土木局

総務課

課長補佐（庶務）

課長補佐（調査・車両）

課長補佐（管理）

企画経理課

課長補佐（企画）（2）

課長補佐（経理）

課長補佐（広域交通に係る企画調整）

課長補佐（道路等に係る連絡調整）

課長補佐（道路等の危機管理・水防）

技術指導課

課長補佐（指導検査）（5）

課長補佐（技術管理）

課長補佐（技術評価等）

課長補佐（情報化施策推進）

路政部

道路管理課

課長補佐（路政）

課長補佐（占用）

課 長 補 佐（監理）

課 長 補 佐（リニア関連工事等調整）

道路利活用課

課 長 補 佐（財産総括）

課 長 補 佐（調整）

課 長 補 佐（境界測量総括）

課 長 補 佐（東部方面境界測量）

課 長 補 佐（西部方面境界測量）

課 長 補 佐（道路の利活用に係る企画調整）

道路維持課

課 長 補 佐（維持計画）

課 長 補 佐（道路保全）

課 長 補 佐（維持）

課 長 補 佐（舗装）

課 長 補 佐（安全対策）

課 長 補 佐（安全対策に係る特命事項の処理）

課 長 補 佐（施設管理）

課 長 補 佐（県体育館の移転に伴う横断施設整備）

自転車利用課

課 長 補 佐（駐車対策）

課 長 補 佐（環境整備）

課 長 補 佐（整備）

課 長 補 佐（都心部自転車対策）（2）

道路建設部

用地管理課

課 長 補 佐（用地管理）

課 長 補 佐（資産活用）

課 長 補 佐（用地企画）

用地補償課

課 長 補 佐（立体交差用地）

課 長 補 佐（橋梁用地）

課 長 補 佐（道路用地）

課 長 補 佐（評価）

道路建設課

課 長 補 佐（事業計画）

課 長 補 佐（事業調整）

課 長 補 佐（道路）

課 長 補 佐（都市環境整備）

課 長 補 佐（橋梁計画）

課 長 補 佐（橋梁整備）

課 長 補 佐（橋梁保全）

課 長 補 佐（立体交差）

課 長 補 佐（用地測量）

河 川 部

河川管理課

課 長 補 佐（管理）

課 長 補 佐（監理指導）

河川計画課

課 長 補 佐（事業調整）

課 長 補 佐（企画調査）

課 長 補 佐（水に係る施策の調整）

課 長 補 佐（堀川総合整備）（2）

課 長 補 佐（堀川まちづくり）

課 長 補 佐（流域治水に伴う河川事業の推進）

河川工務課

課 長 補 佐（維持）

課 長 補 佐（水防対策等）

課 長 補 佐（設計）

課 長 補 佐（耐震対策）

課 長 補 佐（施設整備）

都市農業課

- 課長補佐（農政）
- 課長補佐（農業土木）
- 課長補佐（生産振興）
- 課長補佐（都市農業支援）
- 課長補佐（ふれあい農業等）
- 課長補佐（畜産指導・家畜防疫）

緑地部

緑地管理課

- 課長補佐（管理）
- 課長補佐（公園利用）
- 課長補佐（指導）
- 課長補佐（公園適正利用）（2）

緑地利活用課

- 課長補佐（運営）
- 課長補佐（公園経営）
- 課長補佐（協働推進）
- 課長補佐（施設の運営改善・活用）

緑地維持課

- 課長補佐（維持）
- 課長補佐（緑化）
- 課長補佐（民有地緑化）

緑地事業課

- 課長補佐（緑地計画）
- 課長補佐（事業推進）
- 課長補佐（整備）
- 課長補佐（みどりが丘公園整備）
- 課長補佐（防災公園整備）
- 課長補佐（みどりの用地）

- 2 前項の課における庶務及び経理に関する事務は、当該課の長が特に指定す

る場合を除き、当該課において筆頭に掲げる課長補佐が担当する。

- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の課において筆頭に掲げる課長補佐が複数ある場合には、当該課の長は、当該課における庶務及び経理に関する事務を担当する課長補佐1名を指定しなければならない。

第2条 公所の組織については、別に定める。

附 則

- 1 この達は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）は、廃止する。

名古屋市教育委員会告示第1号

教育委員会定例会の開催について

令和6年1月18日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和6年1月12日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

1 議事

請願審査について

名古屋市社会教育委員の委嘱について

令和6年度 教職員研修の基本方針について

2 協議題

令和6年度の学校休業日について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局告示第1号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項の規定において準用する同条第1項の規定に基づき、名古屋市公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公示する。

なお、利害関係人は、公示の日から2週間以内に、当該事業計画の変更について名古屋市上下水道局長に対して意見を申し出ることができる。

令和6年1月9日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

1 事業計画の名称

名古屋市公共下水道事業計画

2 変更に係る予定処理区域

山崎処理区、千年処理区、岩塚処理区、山崎東部処理区、宝神処理区、鳴海処理区

3 変更項目

項目	施設名称	変更概要
終末処理場の 変更	山崎終末処理場	終末処理場の改築に併せて高度処理を導入し、堀留終末処理場、熱田終末処理場及び伝馬町終末処理場の集約を行う。
ポンプ場の 変更	当知ポンプ場	ポンプ場の改築に併せて用地を移転し、排水能力を変更する。
浸水対策	山崎終末処理場	雨水ポンプの更新に併せて排水能力を排水量240 m ³ /分から360 m ³ /分に増強する。
〃	千年終末処理場	雨水ポンプの更新に併せて排水能力を排水量910 m ³ /分から1,800 m ³ /分に増強する。

〃	岩塚終末処理場	雨水ポンプの更新に併せて排水能力を排水量1,340m ³ /分から1,525m ³ /分に増強する。
〃	笠寺ポンプ場	雨水ポンプの更新に併せて排水能力を排水量1,968m ³ /分から2,088m ³ /分に増強する。
〃	菅田ポンプ場	雨水ポンプの更新に併せて排水能力を排水量790m ³ /分から852m ³ /分に増強する。

4 変更に係る工事の完成予定年月日

令和11年3月31日

5 事業計画の変更案の縦覧場所及び意見の申出先

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市上下水道局技術本部計画部下水道計画課

(名古屋市役所西庁舎9階)

名古屋市上下水道局告示第2号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和6年1月31日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和6年1月11日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和6年2月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
緑 区	諸 の 木 二 丁 目		一部	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
天 白 区	土 原 四 丁 目		〃	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局 植田水処理センター

3 供用を開始する排水施設の位置

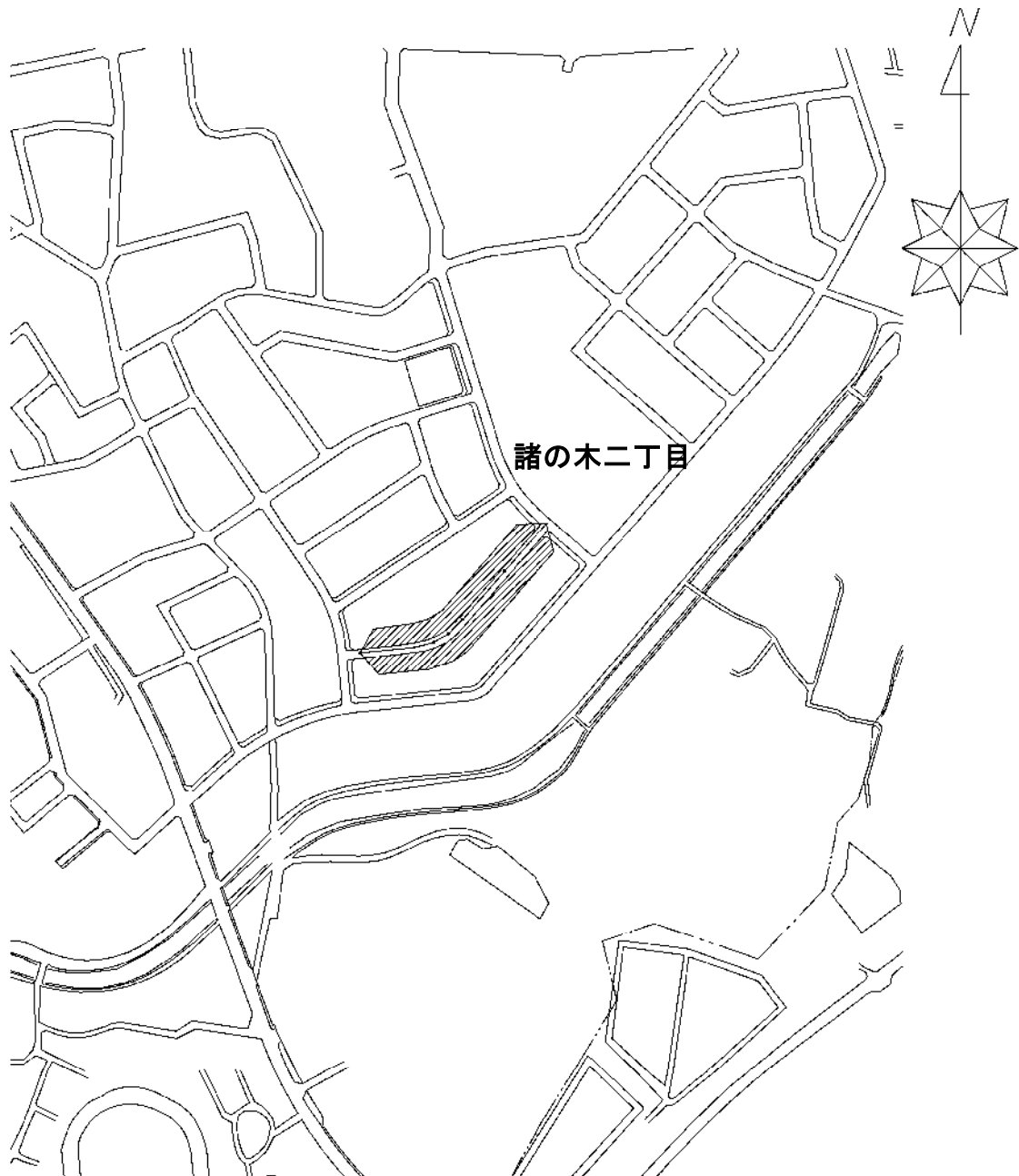
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合 流 式	
分 流 式	緑区 天白区

排水施設の位置図

緑区（分流式）



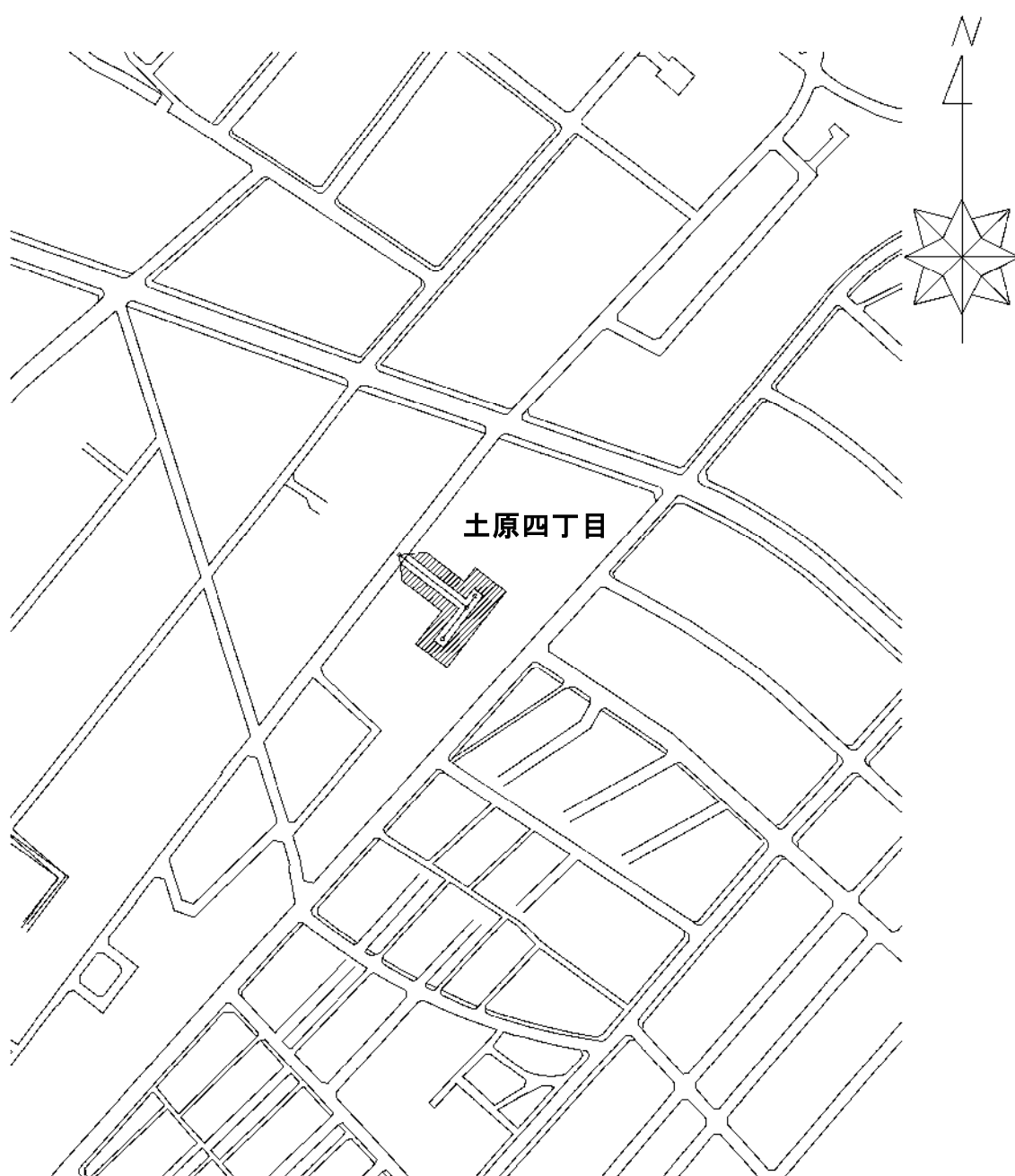
供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

市界

排水施設の位置図

天白区（分流式）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道